

八雲町都市計画マスタープラン

〈案〉

令和5年1月現在

八 雲 町

目 次

1. 都市計画マスタープランの位置づけ	1
1-1 策定の背景と目的	3
1-2 位置づけと役割・効果	3
1-3 計画の対象	3
1-4 計画の目標年次	4
2. 都市づくりの将来像	5
2-1 都市づくりの理念	7
2-2 将来都市像	9
3. 都市づくりの目標	11
3-1 都市づくりの目標	13
3-2 将来都市構造	16
4. 分野別の整備方針	21
4-1 土地利用の方針	23
4-2 道路・交通ネットワークの方針	29
4-3 公園・緑地・水のネットワークの方針	34
4-4 下水道の整備方針	39
4-5 都市防災の方針	42
5. 都市づくりの推進に向けて	47
5-1 戦略的まちづくり	49
5-2 情報公開によるまちづくり	49
5-3 町民の参画によるまちづくり“町民はまちづくりの芸術家”	49
5-4 まちづくり＝人づくり	50
参 考 資 料	51
資料1. 八雲町の現状	53
資料2. 八雲町の都市計画	70
資料3. アンケート調査結果概要	74
資料4. 策定経緯	103
資料5. 用語の解説	104

1. 都市計画マスタープランの位置づけ

- 1-1 策定の背景と目的
- 1-2 位置づけと役割・効果
- 1-3 計画の対象
- 1-4 計画の目標年次

1-1 策定の背景と目的

八雲町では、平成14年度に「八雲町計画マスタープラン」を策定している。計画の目標期間は、平成14年度から令和3年度までの20年間である。上位計画である「新八雲町総合計画※」は計画の中間年である平成24年度に「後期基本計画」が策定され、当計画との整合性を図るため、平成27年7月に「八雲町都市計画マスタープラン<改定版>」としての見直しを行っている。

その後、平成29年度に「第2期八雲町総合計画」を策定、この計画に基づき総合的なまちづくりを推進しているところである。

都市計画マスタープランは、令和3年度で計画期間が満了することから、新たに20年間を計画期間とする見直しを行い、第2期八雲町総合計画における理念や目標を受け継ぎつつ、都市部における都市づくりの基本的な考えを示すものである。

1-2 位置づけと役割・効果

都市計画マスタープランは、『第2期八雲町総合計画』と『八雲町都市計画 都市計画区域※の整備、開発及び保全の方針※』との整合を図り、都市計画部門の基本的方針を示す計画として位置付けられる。平成31年3月に策定した「八雲町立地適正化計画」は、都市再生特別措置法第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療、福祉、商業等）の立地の適正化を図るための計画として、都市計画マスタープランを補完するとともに、当該マスタープランの一部とする。

都市計画マスタープランの策定により、将来の明確な都市づくりのビジョンを示すことができ、都市計画部門のみならず、関連部局との連携等により効果的な事業展開が期待できる。また、住民と行政との協働による策定を通して、町民への情報提供、合意形成等においての効果が期待される。

なお、計画の内容は以下のような事項を配慮しながら町民への理解に配慮したものとする。

①町民がわかりやすい目標・計画

- ・多くの人々が理解できる都市計画マスタープラン

②目標の実現にあたって、何が大切で何に取り組むべきか明確に示した計画

- ・戦略的な市街地づくりを行うための、明確な指針を示した計画づくり

③町民と行政が適切な役割分担のもと、一体となって実現できる計画

- ・行政のみならず、町民との連携・協力により、効果的な市街地づくりを進めることができる計画

1-3 計画の対象

都市計画マスタープランは、用途地域※を含む都市計画区域を対象とする。

1-4 計画の目標年次

都市計画マスタープランは、令和5年3月に策定し、概ね20年後の令和24年を長期的な目標年次としている。なお、時代とともに変遷していく都市の実情を考慮し、本都市計画マスタープランも柔軟に対応する必要があることから、状況に応じて見直しを行っていくものとする。

図 1-1 八雲町の位置



2. 都市づくりの将来像

2-1 都市づくりの理念

2-2 将来都市像

2-1 都市づくりの理念

都市づくりを進める上での根本的な考え方、哲学である「都市づくりの理念」については、町の上位計画でもある『第2期八雲町総合計画』で示す、まちづくりの理念・将来像・基本目標にもとづき定める。

【第2期八雲町総合計画で示すまちづくりの理念】

1. 自然を愛し美しい町をつくろう
2. 助け合うあたたかい町にしよう
3. 活気あふれる町にしよう
4. つねに進歩する町民になろう

【第2期八雲町総合計画で示す将来像】

八雲発！自然と人を未来へつなぐ

【第2期八雲町総合計画で示す5つの基本目標】

- 八雲の自然と調和する安心・安全な都市基盤整備
- 八雲の豊かな資源を活用した産業振興
- 誰もがいきいき暮らせる健康・医療・福祉の推進
- ふるさとを築く教育の充実と文化・スポーツの振興
- 八雲の自立を実現する協働と行財政運営

今後の本町の都市づくりにおいては、人口の減少や少子高齢化が進行することから、無秩序な市街地の拡大を抑制し、持続可能でコンパクトなまちづくりを進めながら、都市の防災性の向上と地球環境時代に対応した脱炭素[※]型都市構造への転換を目指すことが重要となっている。

これらを踏まえ、多くの人々が集い、住まい、憩う市街地の“都市づくりの理念”を次のように定める。

1 道南北部の中心としての『にぎわい』が生まれる都市づくり

道南北部の中心として、人が憩い、集うことにより、人と人とのふれあいを感じ、都市としての『にぎわい』を感じる都市づくりを目指す。

2 世代のニーズ※に応じた『安心』して暮らせる都市づくり

子どもから高齢者まで、すべての町民が、心安らかに過ごせる『安心』して暮らせる都市づくりを目指す。

3 災害や障壁を克服した『安全』な都市づくり

道路、公園、下水道といった都市基盤をはじめとする各種施設の整備により、万が一の状況においても、いつも通りの生活を送れる『安全』に暮らせる都市づくりを目指す。

4 住んでいて良かったと感じる『快適』な都市づくり

北海道の気候風土や地域特性を最大限に活かした、次の世代に引き継ぐべき北海道にふさわしい脱炭素・持続可能で質の高い暮らしの場を構築し、豊かな自然環境の中で、八雲町に住んでいて良かったと思える『快適』な都市づくりを目指す。

2-2 将来都市像

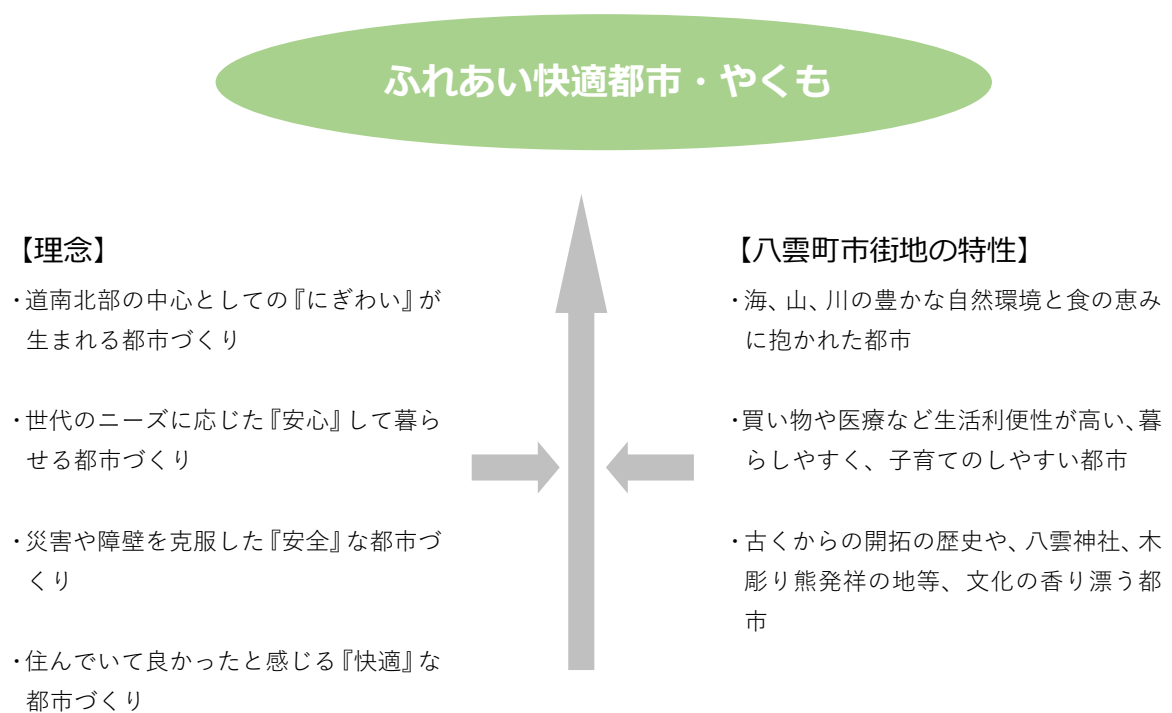
都市計画マスタープランの策定に基づく、各種事業等の展開により実現される「町の将来都市像」については、都市づくりの目指すべき方向を示すものとして、町民が感じる八雲町の魅力を具体的に表す言葉を活かしつつ、自然とのふれあいが素晴らしい町、駅や公園等での人と人とのふれあいが生まれる快適な町をイメージできる言葉として、以下のように設定する。

【町民が感じる八雲町の魅力】

- ①海、山、川の豊かな自然環境と食の恵みに抱かれた町
- ②買い物や医療など生活利便性が高い、暮らしやすく、子育てのしやすい町
- ③尾張徳川家による古くからの開拓の歴史等、文化の香り漂う町

【将来都市像】

自然と人を未来へつなげる「ふれあい快適都市」



【将来像】（第2期八雲町総合計画における将来像）

八雲発！自然と人を未来へつなぐ

3. 都市づくりの目標

3-1 都市づくりの目標

3-2 将来都市構造

3-1 都市づくりの目標

将来都市像をより具体的に、空間的にイメージできる「都市づくりの目標」として、以下のものを定める。

1 道南北部の中心としての『にぎわい』が生まれる都市づくり

① 高次都市機能※の集積による人が集う都市づくり

- ・八雲町は、国道 5 号と国道 277 号の交差、北海道縦貫自動車道（高速道路）のインターチェンジやパーキングエリア、ＪＲ特急列車の停車、官公庁施設※の集積により、渡島管内と桧山管内を含めた道南圏の北部地方の中心として、多くの人々が行き交う町である。
- ・将来的にも、北海道新幹線の開通、八雲町と周辺地域とを結ぶ道路交通網の形成、八雲駅周辺の整備や各種公共施設の整備拡充、新たな高次都市機能の導入等により、道南連携地域北部の中心性を高め、人口と雇用が維持されたにぎわいのある都市づくりを進める。

② 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり

- ・都市における魅力は、生活利便性のみならず、様々な人とのふれあいによる、楽しみもある。町外の人にも訪れる場の創出、人と人がふれあう場の創出により、町民および観光客や近隣町民が集い、にぎわいが生まれる都市づくりを進める。

2 世代のニーズに応じた『安心』して暮らせる都市づくり

① 多様なライフスタイル※に応じた都市づくり

- ・町民ニーズの多様化により、様々なライフスタイルに対応できる都市環境が求められている。高齢単身世帯や若年ファミリー世帯等それぞれの世代に対して、住宅施策および公営住宅事業の円滑化等により、商業、行政サービス等の生活利便性にすぐれた生活環境を創出し、多様なライフスタイルに応じた都市づくりを進める。
- ・八雲町の豊富な森林資源を活かした木質バイオマス※利用等の検討並びに、地球環境や自然を守るための省エネルギーへの取り組みやクリーンエネルギー※の活用へ向けた研究を推進する。

② 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり

- ・高齢者に対してのみでなく、子ども、身体に障がいを持った方、子育て世帯等に対しても優れた医療・福祉環境の整備等により、安心して暮らせる都市づくりを進める。
- ・八雲総合病院は北渡島檜山の地域センター病院・災害拠点病院であり、圏域の医療拠点として施設機能の維持と医療・福祉環境の充実を図る。

③ 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり

- ・施設の整備だけでなく、人と人とのつながりを大切にした都市づくりを通して、日々の生活に不安を抱える高齢者への心のケア、子どもがすくすくと育つ環境、子どもから高齢者まで安心して暮らせる都市づくりを進める。

3 災害や障壁を克服した『安全』な都市づくり

① 災害に強い安全な都市づくり

- ・八雲町は駒ヶ岳噴火、南西沖地震等、自然災害への対応が求められる立地環境にある。また、火災・交通事故等の都市災害への対応も求められる。東日本大震災以降、自然災害に対する防災意識が急速に高まっており、災害が発生しても被害を受けづらい都市づくり、安全に避難できる都市づくりを進める。

② 子どもから高齢者まで物理的支障を感じない安全な都市づくり

- ・八雲町には、高齢者だけでなく、身体の障がいを持っている方も居住している。市街地内を歩いていて、つまずいて怪我をしたり、段差などの障壁により移動に制約を受ける等、物理的支障を感じない安全な都市づくりを進める。

4 住んでいて良かったと感じる『快適』な都市づくり

① 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり

- ・八雲町に住み、働き、集える場の創出により、コミュニティ・生活や産業・雇用、環境などの分野にわたる地域の課題解決に向けた波及効果の連鎖を生み出す、持続可能で町民が快適に感じる都市づくりを進める。

② 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり

- ・八雲町の美しい自然を大切にしながら、生活の身近なところで豊かな自然の恵みを感じる都市空間の創出により、こもれびきらめく快適な都市づくりを進める。
- ・道南北部圏域でも積雪量の多い地域であるが、冬期間の生活においても、支障なく安全に暮らせる都市づくりを進める。

③ 八雲町の歴史・文化を感じ心豊かに暮らせる快適な都市づくり

- ・八雲町の歴史・文化を身近に感じることが出来る環境づくりを通して、生活の豊かさ、いきがいを持って暮らせるといった心豊かに暮らせる快適な都市づくりを進める。

3-2 将来都市構造

将来都市像や都市づくりの目標と、市街地形成の基本方針や骨格的な都市施設の配置方向を表すものとして、『土地利用』、『軸』、『拠点』により将来都市構造を示す。

1 土地利用

市街地においては、人口は減少、世帯数は横ばいの傾向を示しているが、今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とする。

今後においても、少子高齢化の急速な進行や行政コストの増大抑制の観点から、『北の住まいるタウン』を参考とした効率的な市街地整備、脱炭素型都市構造への転換を図る「コンパクトなまちづくり」を目指し、中心市街地においては未利用地等を有効活用しながら、まちなか居住の推進を図る。

社会情勢の変化や土地利用状況の変化に対応するため、都市計画用途地域の見直しを進めるとともに、町民の多様な活動（生活、産業、交流等）を支える土地利用の展開を、以下の2つに大別して展開する。

①将来市街地エリア

②自然の保全・農地エリア

① 将来市街地エリア

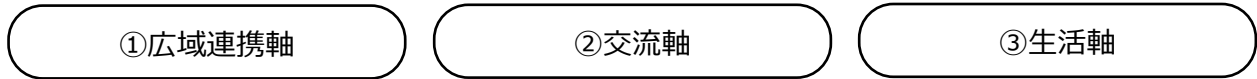
- ・ 今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。
- ・ 自然環境の保全や農地の保全等の視点から、立岩地区においては鉄道以西のエリアへの拡大は原則行わず、国道5号沿いの交通利便性の高いエリアについては、必要に応じて工業系用途地域を定めることにより、周辺環境と調和した適切かつ計画的な土地利用を図る。

② 自然の保全・農地エリア

- ・ 八雲町の豊かな自然と優れた景観を感じることができるエリア、農業を振興するエリアとして位置づける。将来市街地エリア外について、自然の保全・農地エリアとする。
- ・ 無秩序な開発等を抑制し、市街地のにじみ出し、環境の悪化（工業系施設の立地による公害等）を防ぐ。

2 軸の構成

北海道全体の中での役割、道南北部との連携等を踏まえ、類似機能、関連機能が連携した『軸』を位置づけ、土地利用、都市施設整備の展開を図る。



① 広域連携軸

- ・北海道、道南圏エリアを対象とした連携・観光機能の強化、機能の集積を図る軸として位置づける。
- ・北海道新幹線整備に関連する広域的な道路網整備と、それによる各種機能（新駅等）の配置により、平成 18 年に供用を開始した北海道縦貫自動車道（高速道路）と連携した軸の形成を図る。

② 交流軸

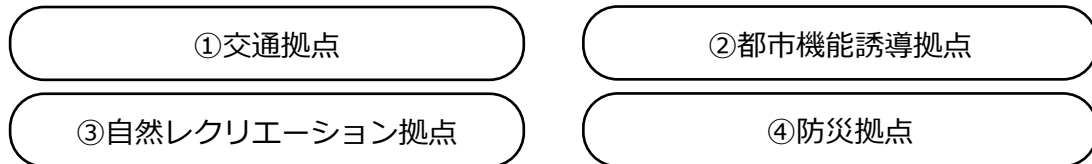
- ・町民のみならず、近隣町民も対象とした連携機能の強化、機能の集積を図る軸として位置づける。
- ・国道 5 号や国道 277 号による道路網の形成と、国道沿道に配置される生活利便施設（商業施設、官公庁施設）や産業施設等の配置による軸の形成を図る。

③ 生活軸

- ・主に町民を対象とした連携機能の強化、機能の集積を図る軸として位置づける。
- ・出雲通、本町大通を主要な生活軸、住初通、富士見通、宮園通、末広通等を補助的な生活軸、国道 5 号、国道 277 号、出雲通により形成される市街地を外周するラインを「サークルライン」として位置づけ、商業施設、産業施設、公共公益施設等の配置による軸の形成を図るとともに、防災、避難経路整備の観点や交通体系の変化により必要に応じた都市計画道路※の見直しを検討する。

3 拠点

八雲町の『顔』となり、道南北部の交流拠点となる機能の配置・集積により、町民のみならず、近隣町民、観光客なども立ち寄り、交流する場所を『拠点』として位置づけ、土地利用、都市施設整備の展開を図る。



① 交通拠点

- ・八雲駅や新幹線新駅、北海道縦貫自動車道（高速道路）インターチェンジでの乗換え等を行う場所では、人・物の出入りが活発となる『交通拠点』として位置づけ、道路等の都市基盤の強化、機能を導入し、北海道新幹線開業を見据えた観光客の増加を図る。

② 都市機能誘導拠点

- ・新幹線開業後により重要性が高まると見込まれる出雲通（主要道道八雲北檜山線）沿いを中心に、役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地、シビックコア地区※周辺、八雲総合病院地区周辺に加え、既存福祉施設が集積し、現状で公共交通も整備されているシルバープラザ周辺を都市機能誘導区域※に設定し、行政・医療・福祉・子育て支援・社会教育・商業等の都市機能を誘導、未利用地の有効活用及び高度利用を進め、都市機能誘導拠点の形成を促す。

③ 自然レクリエーション拠点

- ・町民のみならず、近隣町民の利用等により、八雲町の自然とふれあう場として、道立広域公園（噴火湾パノラマパーク）周辺を『自然レクリエーション拠点』として位置づけ、観光を主体とする各種施設と景観の整備を図る。

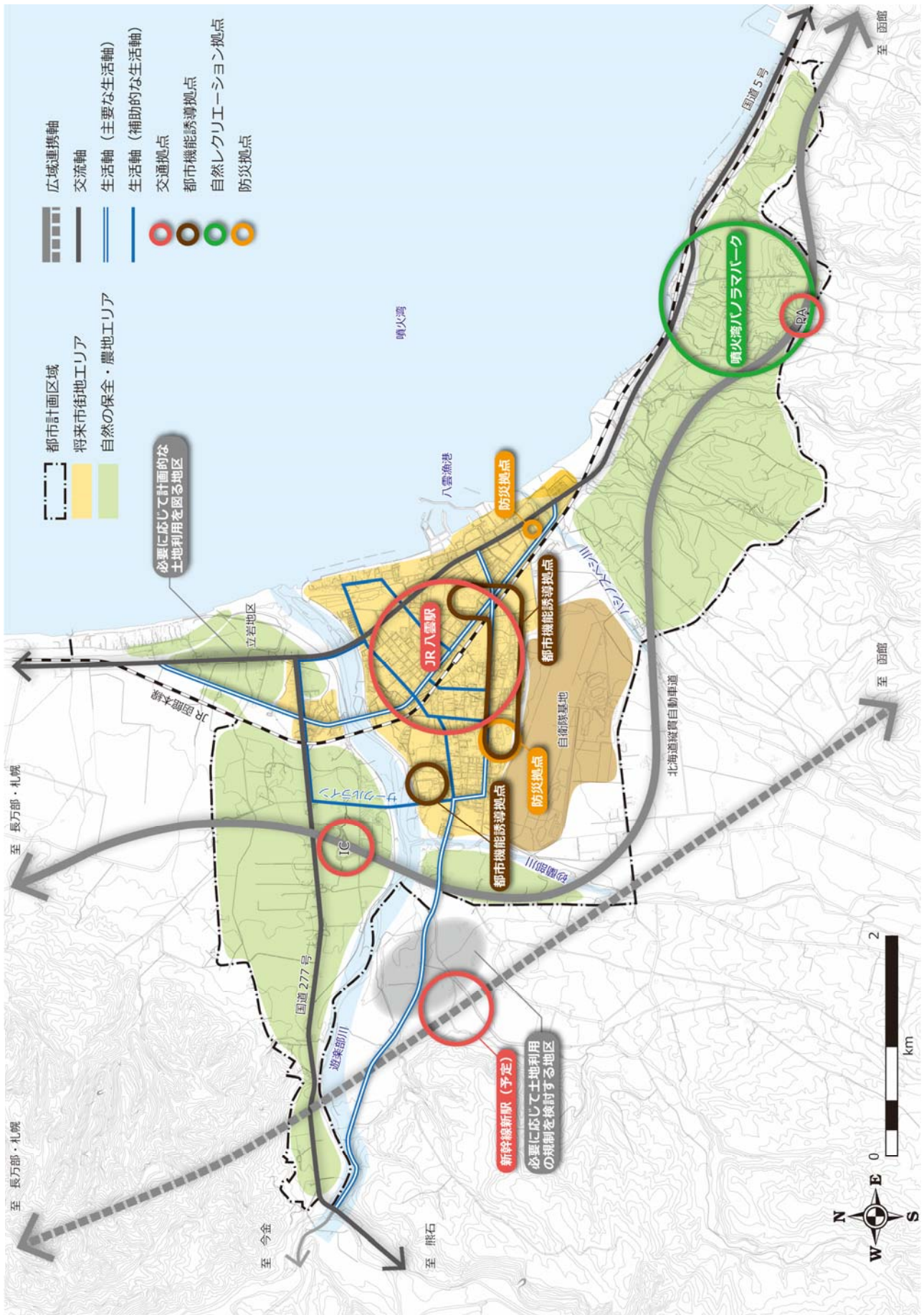
【参考】八雲町にある「都市計画公園」の区分

- ・街区公園：主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
0.25haを基準とし、誘致距離 250mを標準とする。（末広児童公園、東雲児童公園、富士見児童公園、東児童公園）
- ・近隣公園：主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
2haを基準とし、誘致距離 500mを標準とする。（さらんべ公園、相生公園、ひらの公園）
- ・地区公園：主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。4haを基準とし、誘致距離 1 kmを標準とする。（住初公園）
- ・広域公園：主として一つの市町村区域を越える利用者を対象とした、広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園。（噴火湾パノラマパーク）

④ 防災拠点

- ・自然災害、都市災害（火災、交通事故等）への対応、近隣町との連携を図るため、役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地及び消防本部を『防災拠点』として位置づけ、各種施設の整備及び地域防災計画※との連携を図る。

図 3-1 将来都市構造図



4. 分野別の整備方針

- 4-1 土地利用の方針
- 4-2 道路・交通ネットワークの方針
- 4-3 公園・緑地・水のネットワークの方針
- 4-4 下水道の整備方針
- 4-5 都市防災の方針

4-1 土地利用の方針

八雲町では、408ha の用途地域（令和 3 年度末時点）を設定し計画的な土地利用を進めている。

住宅系の土地利用においては、国道 5 号へ商業施設が集積していることや八雲町立総合病院の立地も踏まえ、生活上の利便性等の考慮し、国道沿道の商業集積地周辺までを居住誘導区域※に設定し、人口密度を維持し、基本的な都市機能を確認する。また、区域内に点在する低・未利用地※については、人口動態等を勘案して、必要に応じて住宅地への活用を推進する。

商業系の土地利用においては、八雲駅周辺部の中心商業地と国道 5 号バイパス沿道に立地しており、国道 5 号バイパス沿いは大規模小売店舗等が集積し、自動車による利用が目立っている。また、このような大規模小売店舗については、近隣町民の利用もみられる。その一方で、中心市街地の一部に空き地が生じており、空き地は土地利用だけでなくまちなみ景観形成の面で阻害要素となるおそれもあるため、中心市街地のにぎわい醸成のためにもその活用が必要である。なお、都市機能誘導拠点についても商業機能が不足していることから、利便性の向上に配慮し、特に役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地、シビックコア地区周辺へ商業機能の誘導を推進する。

公共公益施設については、町民だけでなく近隣町民も利用する施設がシビックコア地区に集積しており、シビックコア地区を含めた立地適正化計画における都市機能誘導区域を「都市機能誘導拠点」として位置づけ、誘導していくことで、町民の生活を支える都市機能の集積を図り、今後においてもその利便性、賑わいや景観的調和を損なうことなく魅力ある都市空間を維持する。

総合計画では、人口を維持する将来人口フレームを設定しているが、敷地規模の広い豊かなライフスタイルを享受できる住宅の需要や、新たな土地需要などのニーズへの対応を検討する一方、既成市街地内では、低・未利用地※の計画的活用等もあわせて行いゆとりある都市空間の形成を図る。

また、「八雲町役場庁舎等建設基本計画」に基づき、役場庁舎の移転する国立病院機構八雲病院跡地を含む宮園町における公共施設の集約・複合化、利便性向上のための商業施設の誘導など、地区の特性に配慮した用途地域の見直しを行う。

北海道新幹線新駅周辺及びアクセスルート沿道における無秩序な土地利用を未然に防ぐとともに、適切な都市施設の整備を計画的に行うため、土地利用状況及び開発行為などの動向など様々な視点を踏まえながら必要に応じて都市計画区域の見直しを検討する。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における土地利用の方針として、以下の事項を定め、町民が快適に暮らせる都市づくりを進める。

◆土地利用の方針での展開方向

	都市づくりの目標	土地利用の方針での展開方向
にぎわい	高次都市機能の集積による人が集う都市づくり	・都市機能誘導拠点の整備 ・地区の交流の場となる公共公益施設の配置
	人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり	・にぎわいを生み出す商業ゾーンの配置
安心	多様なライフスタイルに応じた都市づくり	・ゆとりある魅力的な住まいづくり
	医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり	・医療、福祉施設の配置と機能充実
	町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり	・公共施設を核とする町民同士の支えあいが生まれる都市づくり
安全	災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり	
	子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり	
快適	八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり	・将来土地需要を考慮した適切な市街地工リアの設定 ・産業活力を高める工業地の配置 ・低・未利用地の有効活用・誘導
	豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり	・緑の整備・保全による市街地の景観、環境機能の向上 ・冬期間の快適な都市環境の確保
	八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり	・由来ある特徴的な緑地や水辺の保全・整備

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 都市機能誘導拠点の整備

- ・「都市機能誘導拠点」（国立病院機構八雲病院跡地、シビックコア地区周辺、八雲総合病院地区周辺、シルバープラザ地区周辺を含む立地適正化計画の都市機能誘導区域）に、役場、医療施設、保健福祉施設、社会教育施設等の公共施設を集約・再編等し、子育て支援や高齢者の生きがい創出等の複合的な拠点の形成を図る。
- ・「都市機能誘導拠点」は、全ての人が円滑かつ快適に施設を利用できるよう、ユニバーサルデザイン※の考え方を採用するとともに、親水空間※・遊歩道等を有する「シビック公園」等、人が集まる良好な都市環境形成を図る。また、今後も脱炭素まちづくりへの積極的な貢献を図ると同時に、維持管理コストやのエネルギー消費量の削減の継続に努める。

② 地区の交流の場となる公共公益施設の配置

- ・小学校等の教育施設は、将来の児童数等に配慮した施設機能の向上や地域の生涯学習※機能としての役割の導入等検討を行う。
- ・各地区の公共施設の集約・再編等は、鉄道により分断された市街地特性、町内会等のコミュニティの単位に留意しながら長期的な使用に配慮し、各地区の集い・交流の場として適切に配置する。

2 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくりに関する事項

① にぎわいを生み出す商業ゾーンの配置

- ・八雲町では、八雲駅を中心とする中心商業ゾーンと、国道 5 号バイパス沿いに立地する沿道サービス型商業ゾーンの大きく 2 つの既存商業エリアが存在する。
- ・近年、モータリゼーション※の進展により、八雲駅周辺部の商業ゾーンから郊外型商業ゾーンへと利用者が変わりつつある。また、これらの施設には八雲町のみならず、近隣町民の利用等もみられ、広い商圈をターゲットとした施設集積がみられる。
- ・八雲駅周辺地区は、鉄道利用客のみならず、徒歩で利用する高齢者、身体に障がいをもつ人等も利用しており、高齢化が進行する中、八雲駅周辺部の商業施設が果たす役割は非常に大きい。
- ・既存商業エリアについては、これまでと同様、町民のニーズに応じた、適切な機能分担のもと、人が集い、にぎわいを生み出すゾーンとして計画的な土地利用の推進を図る。
- ・また、新たに都市機能の集積を図る都市機能誘導拠点についても、周辺に商業機能が不足していることから、利便性向上に配慮し、一定程度の商業施設の誘導を図る。

3 多様なライフスタイルに応じた都市づくりに関する事項

① ゆとりある魅力的な住まいづくり

- ・居住誘導区域において、計画的に居住誘導を図り、まちなか居住を推進するとともに、移住・定住の促進、高齢者に配慮した居住環境の受け皿となるよう、住宅と公園・緑と一体となったゆとりある魅力的な住環境を形成する。
- ・八雲駅周辺部の中心商業地の周囲は、中密度の一般住宅地として、利便性の向上と住環境の保全が調和した良好な住宅地を形成する。
- ・空き家の有効活用・既存ストックの質向上を図り、移住・定住促進のための住まい・住環境づくりを進める。
- ・一方、都市の集約化による建物更新でエネルギー消費の少ない住宅ストック形成を図り、再生可能エネルギーの積極的な活用を進めることにより、都市からの CO₂ 排出を抑え「脱炭素都市づくり」を目指す。
- ・また、多様化しつつある居住ニーズに対応すべく、優良田園住宅※、定期借地権※付住宅、菜園付き住宅※のほか、八雲駅周辺部における都市型集合住宅※等の整備も求められるものと想定されるため、既存市街地の再生にあわせて、新たな住宅供給の手法等について検討し、魅力的な住まいづくりを進める。
- ・高齢者や障がい者にも配慮した住まいづくりとして、生活利便性の高い中心市街地への配置を検討する。
- ・町営住宅についても、老朽化の進行により建替えが必要な団地については、居住誘導区域内において建替えを検討する。
- ・区域内に点在する低・未利用地については、人口動態等を勘案して、必要に応じて住宅地への活用を推進する。

- ・JR 八雲駅南側の工業地については、既存工場等の操業環境への影響に配慮しつつ、今後の土地利用の動向を見極めながら、一体な市街地の形成や周辺環境との調和を図る。

4 医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくりに関する事項

① 医療、福祉施設の配置と機能充実

- ・「都市機能誘導拠点」を中心として、保健・福祉・医療機能を集積し、乳幼児から学童、障がい者や高齢者が気軽に集い、安心して暮らせるゾーンの形成を進める。
- ・八雲総合病院は北渡島檜山の地域センター病院・災害拠点病院であり、圏域の医療拠点として施設機能の維持と医療・福祉環境の充実を図る。

5 町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくりに関する事項

① 公共施設を核とする町民同士の支えあいが生まれる場づくり

- ・公共施設は多くの人が集い、ふれあい、憩う場である。ここから生まれる地域交流を通して、コミュニティの形成、町民同士の支えあいが生まれる。
- ・公共施設等の配置においては、地域のコミュニティに配慮しながら進め、地域会館の適切な維持管理により施設の長期的な使用に努める。

6 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 将来土地需要を考慮した適切な市街地エリアの設定

- ・八雲町市街地は、海（内浦湾）、川（砂蘭部川、ハシノスベツ川、遊楽部川）、鉄道、自衛隊基地等の地形的制約を受けながら、市街地が発展してきた。
- ・北海道縦貫自動車道（高速道路）が整備され、今後は北海道新幹線も合わせた広域的な交通基盤の整備も進められるが、地形状況、将来動向（人口、土地需要）、町民活動、近隣からのアクセス等に配慮した都市計画区域、用途地域の見直し等を行うことで八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりを進める。
- ・地形的制約のため無秩序な都市的土地利用の拡大が起こりにくいものの、効率的な市街地整備のため、都市計画用途地域の見直しを行う。
- ・北海道縦貫自動車道八雲インターチェンジ周辺の土地利用の変化に対応して、必要が認められる場合には、郊外の用途白地地域における土地利用の整序を進める。

② 産業活力を高める工業地の配置

- ・八雲町は、農業・漁業を基盤とする産業や、国道 5 号、国道 277 号等広域的な交通基盤を活かした製造、物流産業が町の産業活力を牽引している。今後も、住宅地への環境に配慮しながらこれらの産業機能を高める土地利用の誘導を図り、町民の働く場づくりを進める。
- ・具体的には、立岩地区の国道 5 号や国道 277 号が通る交通利便性の高いエリアにおいて、工業系土地需要の動向を勘案しながら周辺環境と調和した適切かつ計画的な土地利用が図られるよう、農林漁業と十分に調整を図った上で、必要に応じて用途地域を拡大し工業系用途地域を定めることを検討する。

- ・沿岸地区には、漁業関連施設（住居・工業施設等）が立地しており、今後においても漁業振興エリアとしての土地利用を維持し、積極的な住居系の土地利用の誘導は行わない。
- ・JR 八雲駅南側など既存市街地内で住宅に隣接する工業施設等については、将来的には施設の老朽化にあわせて、立岩地区を中心とした工業系エリアとしての土地利用へ移転建替等が行われるよう誘導していく。
- ・令和 3 年に都市計画決定した立岩地区のと畜場は民間事業者により整備中で、関連法令に基づく適切な運用を図っていく。

③ 低・未利用地の有効活用・誘導

- ・用途地域内には、大規模未利用地のほか、八雲町が所有する未利用地等も存在する。将来の土地利用動向を踏まえながら、計画的な土地利用を進めることにより効率的で快適な都市づくりを進める。また、新たな公共施設整備等においては土地の先行取得等もあわせて検討し、効果的な市街地形成を図る。
- ・土地利用計画としては、新エネルギーを活用した域内循環*型の都市基盤としくみの整備に取り組むことを目指し、周辺環境や景観に配慮した太陽光発電の整備計画、地熱開発計画など、自然エネルギーの開発を促進する。

7 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 緑の整備・保全による市街地の景観・環境機能の向上

- ・八雲町の豊かな自然を背景に策定された「緑の基本計画*」を基に、自然を活かした緑の整備・保全を図る。
- ・各町内会等による花植えや清掃活動、ガーデニングなど花に満ちた「花いっぱい運動」によるまちづくりを促進し、環境美化への意識の醸成に努めるとともに、行政からの支援を継続する。
- ・既存の都市公園を保全するとともに、市街地内の緑の連続性を確保し、市街地の景観・環境機能の向上を図る。

② 冬期間の快適な都市環境の確保

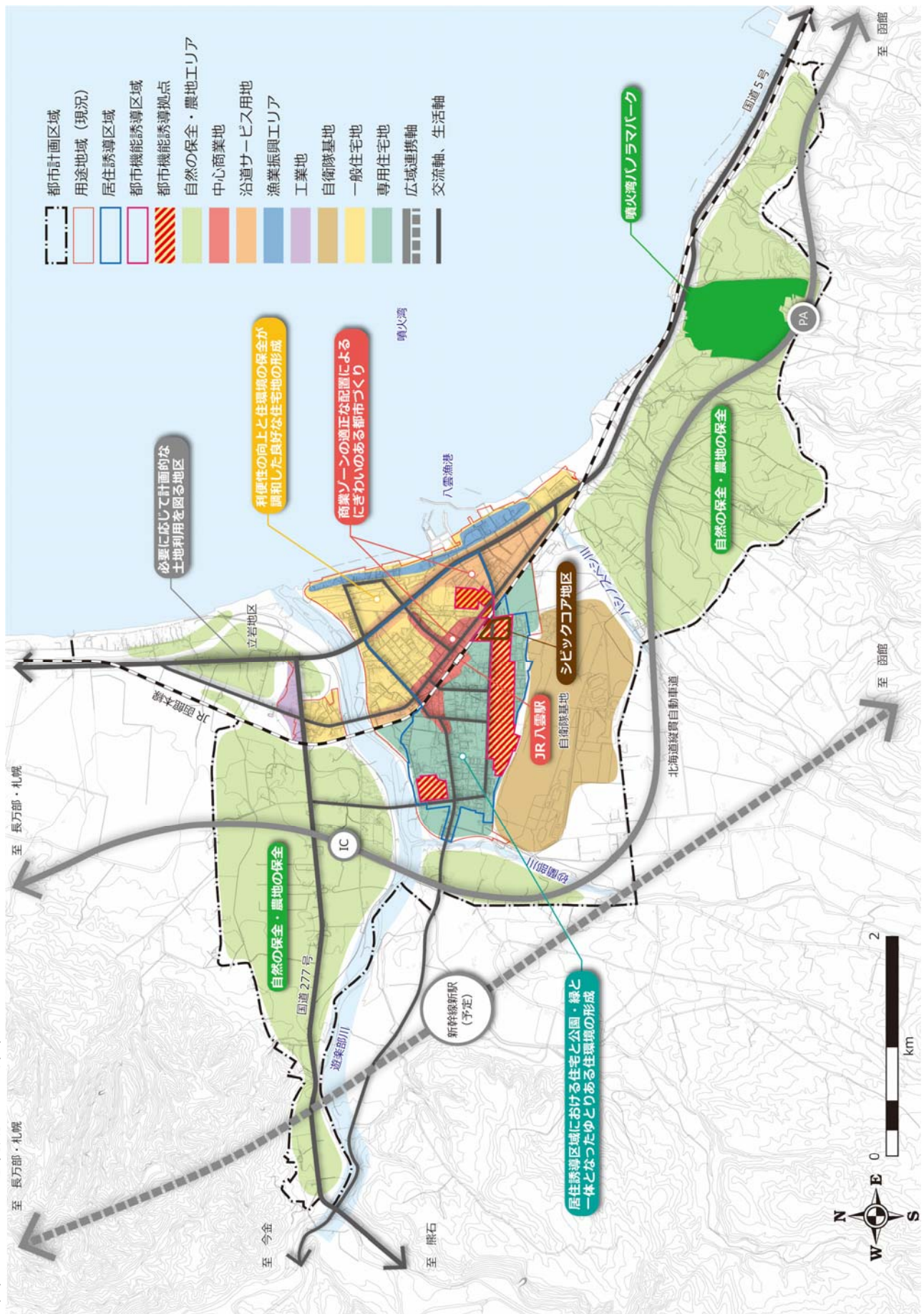
- ・市街地内の河川・水路の活用、流雪溝・融雪槽等の整備、再生可能エネルギー利用等を検討し、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりを進める。
- ・適切な除雪作業に加え、道路の歩行空間の確保等による、道路の特性・状況に応じた整備を行うことにより、冬期間においても歩きやすい快適な都市環境づくりを図る。

8 八雲町の歴史・文化を感じ心豊かに暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 由来ある特徴的な緑地や水辺の保全・整備

- ・八雲町の歴史を感じさせる梅村庭園・旧徳川公園と、親水性の高まった吉田川その他市街地内の河川など、由来のある特徴的な緑地や水辺の保全・整備により、歴史・文化が感じられる都市づくりを進める。

図 4-1 土地利用の方針図



4-2 道路・交通ネットワークの方針

八雲町は 3・2・1 内浦通（国道 5 号）、3・4・8 八雲熊石通（国道 277 号）の 2 つの国道や道道と北海道縦貫自動車道（高速道路）が市街地の骨格となり、道路網が形成されている。

他市町村との連携においては、北海道新幹線の整備計画が進められており、今後ますます利便性・集客性が高まるものと考えられる。

市街地内において、鉄道と平行に走る 3・4・7 本町大通（道道花浦内浦線）の整備や、鉄道を横断する都市計画道路により国道へのアクセス、市街地内の連絡機能を構築し、渋滞時の円滑な移動確保、災害時における代替性等、さらなる強化を進める。

人口減少などの社会情勢の変化に対応した、将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて、「未着手都市計画道路の見直し方針」に基づき、長期未着手の都市計画道路の見直しを行う。

特に、沿岸部等の交通量の少ない都市計画道路（3・4・5 宮園通及び 3・4・4 富士見通の国道より東側、3・4・9 豊河通、3・4・6 末広通）については幅員減少などの検討を行う。

今後整備が予定されている北海道新幹線の新駅と市街地や観光拠点などを結ぶアクセス機能の充実に努める。

区画道路^{*}については、歩道が十分確保されていないほか、堆雪スペースも十分に確保できない等、安全な道路空間づくりが緊急の課題となっている。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における道路・交通ネットワークの方針として、以下の事項を定め、町民が安全・快適に暮らせる都市づくりを進める。

◆道路・交通ネットワークの方針での展開方向

都市づくりの目標		道路・交通ネットワークの方針での展開方向
にぎわい	高次都市機能の集積による人が集う都市づくり	・地域と地域をつなぐ交通機能の整備 ・公共交通機関の機能充実、強化
	人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり	・人と人とのふれあいが生まれる商店街沿道空間の形成
安心	多様なライフスタイルに応じた都市づくり	
	医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり	
	町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり	
安全	災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり	・東西市街地の連携強化 ・代替性や補完性のある補助幹線道路※ネットワークの形成
	子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり	・公共交通機関の機能充実、強化 ・歩行者・自転車にも配慮した快適な道路空間の確保
快適	八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり	
	豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり	・冬の通行に配慮した道路空間の確保
	八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり	

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 地域と地域をつなぐ交通機能の整備

- ・都市の骨格をなす 3・2・1 内浦通（国道 5 号）、3・4・8 八雲熊石通（国道 277 号）、北海道縦貫自動車道（高速道路）と、今後整備が予定されている北海道新幹線の新駅へのアクセス道路などの道道が連携した、交通・観光ネットワークの形成を進める。また、アクセス機能の一部として重要な 3・4・2 出雲通（主要道道八雲北檜山線）の整備を進め、必要な都市計画変更を行う。
- ・北海道新幹線の新駅と市街地や観光拠点などを結ぶアクセス機能の充実に努める。

② 公共交通機関の機能充実、強化

- ・居住や都市機能の誘導に必要な生活利便性をより高めるため、中心拠点や都市機能施設と住宅地の間、都市機能施設相互の間を、循環バスや乗合型交通などにより適切につなぎ、生活に必要な公共交通を適切に確保する。
- ・新幹線開業に伴う並行在来線経営分離後の対応については、新幹線開業後における沿線住民の足の確保に向けた取り組みを進める必要があることから、道や沿線市町等との連携により、経営分離区間の安定的かつ効率的な輸送体系を構築するために必要な検討・取り組みを進める。
- ・人口減少や高齢化社会への対応、さらには省エネルギーや環境負荷軽減の施策として、コミュニティバス*やデマンド交通*などの新たな公共交通手段による利便性を高める交通機能の検討を行う。

2 人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくりに関する事項

① 人と人とのふれあいが生まれる商店街沿道空間の形成

- ・八雲駅前商店街は、町民のみならず、近隣町民も利用することができる商業施設である。また、八雲駅周辺に居住する高齢者にとっても、身近な場所にある商業施設としての需要が高いものと思われる。
- ・町の顔としてふさわしいまちなみ景観とともに、高齢者などが徒歩で歩きやすく、人と人とのふれあいが生まれる、にぎわいのある道路空間の形成を目指す。

3 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりに関する事項

① 東西市街地の連携強化

- ・八雲町市街地は、鉄道により市街地が分断されていることが、生活利便性のみならず、防災上大きな課題であり、北海道太平洋沿岸の津波浸水想定（令和3年7月19日公表）では、津波時には市街地のうち鉄道から海側のほとんどの地域が5～10m浸水する予測となっている。平成25年度に完成した3・4・2出雲通のオーバーパス※により分断が改善されており、今後は、東西市街地の連携強化と、災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりを目指す。

② 代替性や補完性のある補助幹線道路ネットワークの形成

- ・鉄道を横断する幹線道路等を補完し、市街地内の骨格となる住初通や富士見通、宮園通、末広通の補助幹線道路については、「補助的な生活軸」として車を主体として町民の日常生活で使われる道路となっている。このため、自転車と歩行者の通行にも配慮しつつ、災害時にも安全に利用できるよう、代替性や補完性のある交通ネットワークの形成に努める。
- ・3・2・1内浦通（国道5号）、3・4・8八雲熊石通（国道277号）、3・4・2出雲通（主要道道八雲北檜山線）により構成される「サークルライン」は、市街地周辺部の環状道路として重要な道路であり、都市構造や交通体系の変化により必要に応じた都市計画道路の見直しを検討する。

4 子どもから高齢者まで物理的支障を感じない安全な都市づくりに関する事項

① 公共交通機関の機能充実、強化

- ・高齢化の進行にあわせて、公共交通機関（ＪＲ・バス等）の役割がますます増加するものと想定される。今後、これからのサービスの必要性や充実等について検討を図る。
- ・コミュニティバスやデマンド交通などの新たな公共交通手段による、利便性を高める交通機能の検討を行う。

② 歩行者・自転車にも配慮した快適な道路空間の確保

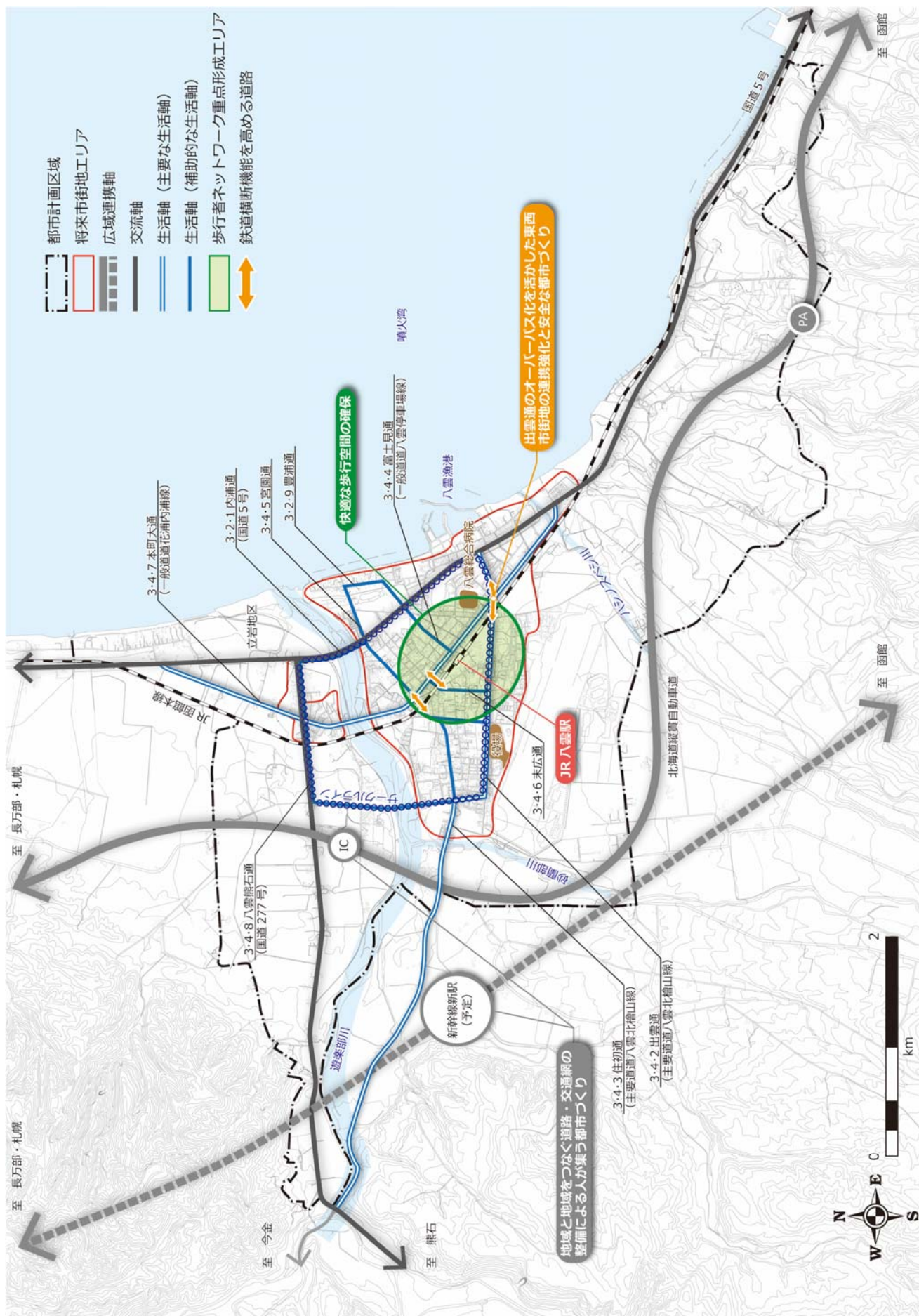
- ・八雲町には子どもから高齢者まで、また身体に障がいを持っている方も多数居住している。誰もが安全に歩行できるよう、道路空間のバリアフリー※化、ユニバーサルデザイン化を進める。

5 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 冬の通行に配慮した道路空間の確保

- ・冬期間の歩行の支障とならないよう、適切な除雪作業に加え、道路の歩道拡幅や狭小幅員道路の一方通行化等、道路の特性・状況に応じた快適な道路空間の確保を図る。

図 4-2 道路・交通ネットワークの方針図



4-3 公園・緑地・水のネットワークの方針

八雲町には遊楽部川をはじめとする豊かな自然資源のほか、道立広域公園（噴火湾パノラマパーク）、さらんべ公園、相生公園、運動公園（住初公園）、遊楽部公園、八雲スポーツ公園、遊楽部河畔公園等、町民のニーズに応じた多様な公園整備が進められている。今後は公園施設の長寿命化を図ると同時に、町民の利用のみならず、広域的な人々の利用も配慮しながら、さらなる憩いの場、集いの場づくりを進める。また、これらの公園整備においては、八雲町の自然特性である積雪量の多さも考慮し、冬期間も遊べる仕掛けづくり、堆雪場所としての利用にも配慮しながら取り組む。

遊楽部河畔公園では、市街地に隣接していながら四季折々の自然観察が可能であり、サイクリングロードの利用を通じて自然に親しむこともできる。このような整備済みの公園の一層の活用を促進するほか、公園と公園、公園と緑をつなげるようなネットワーク化を図ることにより、良好な景観構成要素となるとともに、町民がより身近に公園・緑地に接することができるような環境づくりに努める。緑地の配置方針については、災害発生時の一時避難地や復旧活動の拠点として機能が発揮できるように地理的条件や誘致距離等を勘案し、適正な整備を加える。

遊楽部川、砂蘭部川、ハシノスベツ川等の河川空間については、その活用方策を検討し、うるおいある都市空間の形成に努める。特に、市街地内を流れる河川（小川）については先人が計画的に整備してきた背景もあり、八雲町固有の資産と考え、積極的な活用・再生を図る。

公園整備、河川空間の整備等による取り組みや、身近な緑空間の整備により、豊かな自然と美しい景観に恵まれた八雲町らしさが感じられる景観形成を進める。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における公園・緑地・水のネットワーク方針として、以下の事項を定め、町民が豊かさを感じる快適な都市づくりを進める。

なお、平成15年に『八雲町緑の基本計画』が策定され、緑化重点地区総合整備事業等により緑化重点地区を4地区（「旧徳川公園周辺地区」「中心市街地地区」「幹線沿道及び漁港地区」「シビックコア及び周辺地区」）選定しており、町の財産として保全・活用方策等の検討を進める。

◆公園・緑地・水のネットワークの方針での展開方向

都市づくりの目標		公園・緑地・水のネットワークの方針での展開方向
にぎわい	高次都市機能の集積による人が集う都市づくり	・道立広域公園の整備による人が集う仕掛けづくり
	人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり	
安心	多様なライフスタイルに応じた都市づくり	・住宅と公園・緑が一体となった市街地づくり
	医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり	
	町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり	
安全	災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり	
	子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり	・施設の長寿命化、バリアフリー化
快適	八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり	・各種公園の整備による憩いの場づくり ・歩いて楽しい緑のネットワークの形成
	豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり	・市街地の川（水路）を活かした親水空間づくり ・花いっぱい運動、緑化の推進による自然の恵みを感じる都市づくり
	八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり	・梅村庭園の活用による八雲町の歴史・文化を感じる都市空間づくり ・身近な緑の保全・活用方策の検討

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 道立広域公園の整備による人が集う仕掛けづくり

- ・道南北部の中心都市として、近隣町民も憩い・集える場として、道立広域公園（噴火湾パノラマパーク）の維持管理・運営の質を高める。
- ・今後整備が予定されている北海道新幹線の開業により観光のアクセスポイントとして、観光客の入込みが見込まれるため、食や体験メニューの創出を図る。

2 多様なライフスタイルに応じた都市づくりに関する事項

① 住宅と公園・緑が一体となった市街地づくり

- ・町民の多様なニーズへの対応として、八雲町の豊かな自然を感じることができる、住宅と公園・緑が一体となった市街地づくりを進める。

3 子どもから高齢者まで物理的支障を感じない安全な都市づくりにする事項

① 施設の長寿命化、バリアフリー化

- ・各種公園の整備においては、予防保全により遊具類の長寿命化を図り、バリアフリー等の改修も計画的に進める。

4 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 各種公園の整備による憩いの場づくり

- ・日常生活において、町民のふれあいの場としての街区公園、近隣公園、地区公園等の身近な公園整備を図り、公園施設の長寿命化を進める。

② 歩いて楽しい緑のネットワークの形成

- ・町内には大小様々な公園緑地があり、それぞれの公園緑地を連絡し町民の日常の散歩道として活用されるような、快適な緑のネットワークの形成を図る。
- ・これらのネットワークにおいては、既存公共施設の分布状況、小中学生の通学路、高齢者の散歩ルート等、多くの町民が利用するルート等を想定しながら、整備ルートの検討を進める。

5 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 市街地の川（水路）を活かした親水空間づくり

- ・市街地内には、吉田川、八雲川、真萩川等、古くに整備され、清らかな水が流れる河川・水路がある。
- ・今後はこれらを町の大切な財産と景観構成要素であるという認識に立ち豊かな自然の恵みを感じる憩いの場、安らぎの場として、うるおいのある親水空間の形成を図る。

② 花いっぱい運動、緑化の推進による自然の恵みを感じる都市づくり

- ・町民と行政が一体となった市街地内の緑空間の創出により、豊かな自然の恵みを感じる都市づくりを進める。
- ・これまで取組んできた“花いっぱい運動”、また歩道や河川、空き地の活用による緑化の積極的な展開によりこれらの実現を図る。
- ・また、住民同士の協力による美しい街並みの維持・創出を図る。

6 八雲町の歴史・文化を感じ心豊かに暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 梅村庭園の活用による八雲町の歴史・文化を感じる都市空間づくり

- ・梅村庭園等の八雲町に古くからある資源を緑地として活用することにより、歴史・文化を感じる都市づくりを進める。

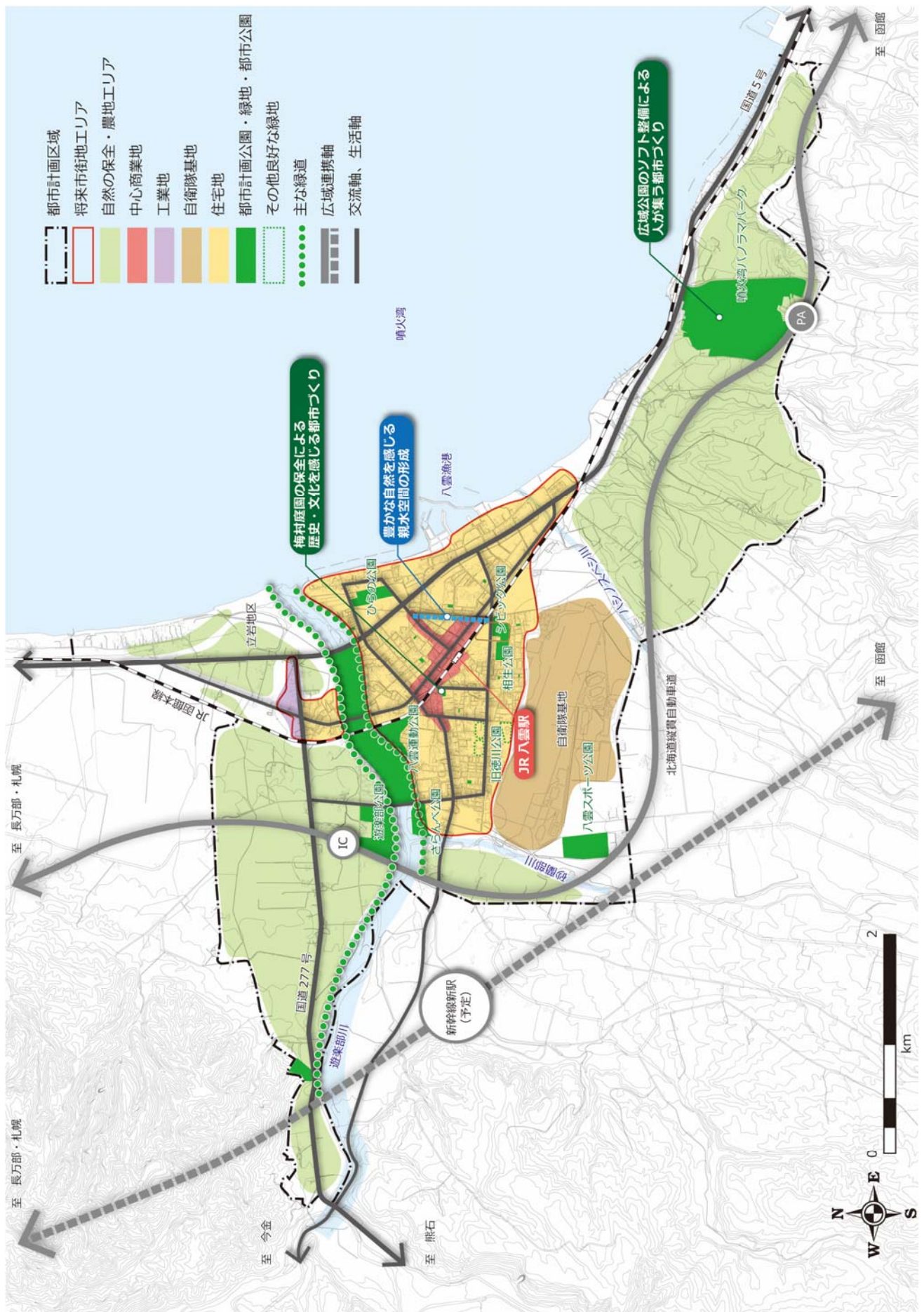
【参考】梅村庭園について

梅村庭園は、梅村多十郎が明治～大正期にかけて整備した池泉回遊式庭園である。敷地内には、イチイ、アカマツ、スギ、モミジ、ツツジがあるほか、庭園周りには、邸宅、離れ、洋風館（現在は無い）が配置されている。昭和 58 年には町文化財に指定されたほか、日本建築学会編「日本近代建築総覧」（1980）にも「とくに重要なもの」としてリストされている。八雲町の歴史・文化を感じる施設として非常に重要な施設である。平成 25 年 7 月 1 日には、日本造園学会北海道支部から「北の造園遺産」として 認定を受けた。

② 身近な緑の保全・活用方策の検討

- ・町民と行政の協働のもとに緑の保全や推進に取り組むものとし、「花いっぱい運動」を主軸に市街地の緑化を行い、町民の緑化意識の向上や緑化活動の推進を図る。
- ・緑化重点地区では、『緑の基本計画』に基づく様々な施策を、他の地区のモデルとなるように先駆的に実現していく。
- ・緑を活かした八雲町らしい都市づくりを実現するため、景観行政団体への移行と景観計画の策定を検討していく。

図 4-3 公園・緑地・水のネットワーク方針図



4-4 下水道の整備方針

八雲町は、『公共下水道基本計画』にもとづき、各種下水道施設の整備を行っている。

今後は、地震や浸水によって甚大な被害を受けないための対策方針（耐震診断・減災対策など）を検討していくと同時に、維持管理等の水準確保と効率化を実現し、持続的に安定した下水道サービスを提供していく。

◆下水道の整備方針での展開方向

都市づくりの目標		下水道の整備方針での展開方向
にぎわい	高次都市機能の集積による人が集う都市づくり	
	人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり	
安心	多様なライフスタイルに応じた都市づくり	・新たな住宅地整備における下水道の普及と維持管理
	医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり	
	町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり	
安全	災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり	・下水道の活用等による雪害への対応
	子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり	
快適	八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり	・下水道の整備
	豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり	・雪に配慮した下水道整備の検討
	八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり	

1 多様なライフスタイルに応じた都市づくりに関する事項

① 新たな住宅地整備における下水道の普及と維持管理

- ・八雲町では、令和3年度末で下水道普及率が80.0%を達成しており、今後は水洗化率の向上や下水道処理施設の長寿命化が課題となっている。
- ・住民との合意形成にもとづき、将来的な土地利用と整合を図りながら八雲公共下水道の整備を促進し、適切な改築更新を図る。

2 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりに関する事項

① 下水道の活用等による雪害への対応

- ・八雲町は、道南地域においても降雪量が多く、雪害による町民生活への影響は大きい。
- ・下水処理水等の様々な熱エネルギーの活用等によるこれらの雪害への対応策等を検討する。

3 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 下水道の整備

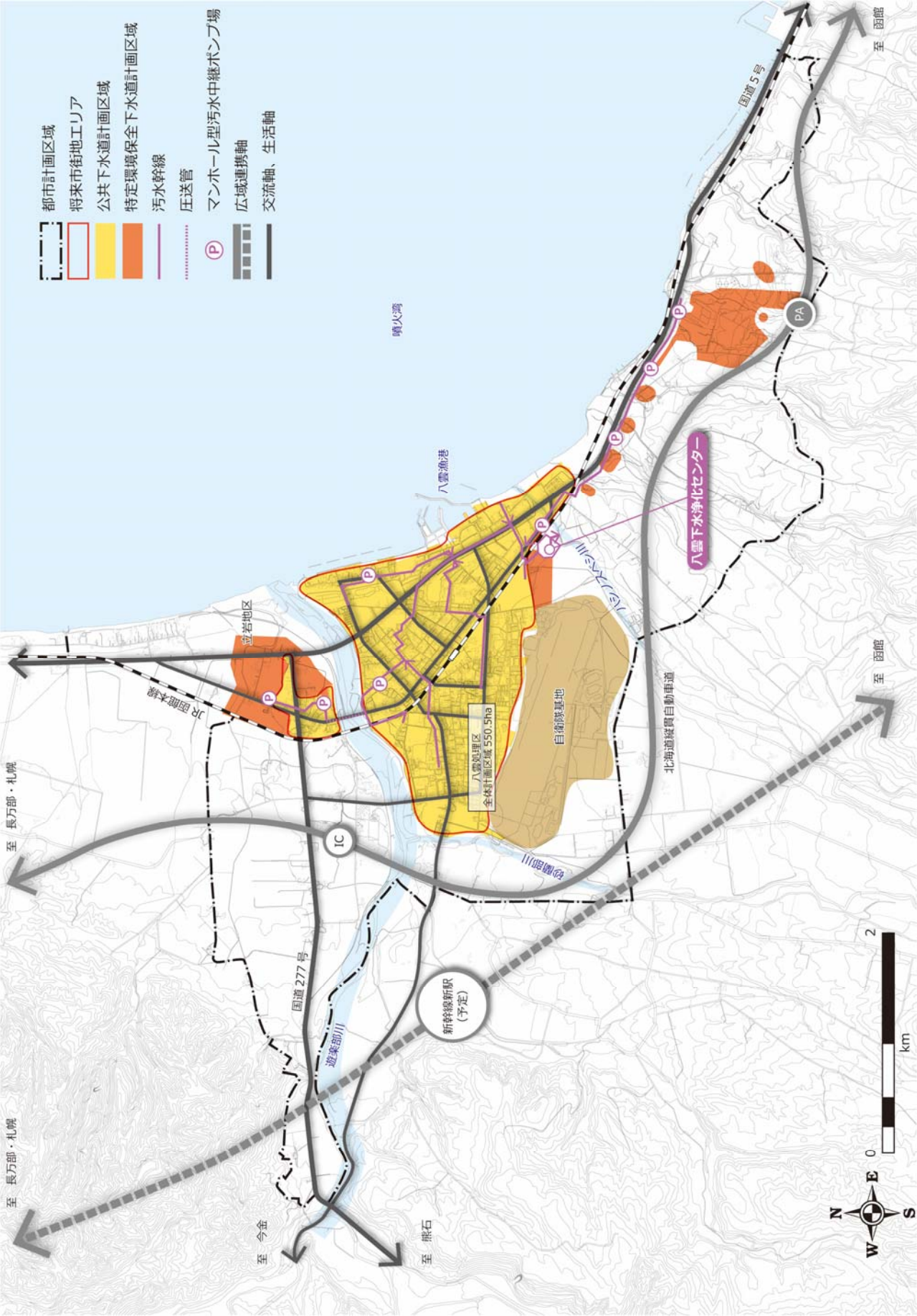
- ・住民の生活向上に資する下水道の整備を行う。
- ・住民との合意形成にもとづき、将来的な土地利用と整合を図りながら八雲公共下水道の整備を促進し、未整備地区内での普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。

4 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 雪に配慮した下水道整備の検討

- ・市街地内にある大小様々な河川・水路の活用や、流雪溝、融雪槽等の整備を検討し、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりを進める。

図 4-4 下水道の整備方針図



4-5 都市防災の方針

八雲町では、『八雲町地域防災計画』（平成27年）及び『八雲町強靱化計画※』（令和3年）を策定し、地域防災に関する災害予防、災害応急対策等を示している。

『八雲町地域防災計画』では、一般災害と地震・津波災害を八雲町における災害と想定している。これらの災害、大規模火災等が発生した場合は八雲町災害対策本部を設置し、また、火災・救急等が発生した場合は八雲町消防本部が迅速に対応するよう配慮している。

【八雲町地域防災計画で想定されている災害】

- ①一般災害（自然災害や大規模火災等）
- ②地震・津波災害

平成23年10月に八雲町消防本部新庁舎が完成し、消防力の強化が図られたが、町民個人の防災意識や地域での助け合いを啓発するための手立てが求められている。

以上のような点を踏まえ、八雲町市街地における都市防災の方針として、以下の事項を定め、地域防災計画との連携を図りながら町民が安全・安心に暮らせる都市づくりを進める。

◆都市防災の方針での展開方向

都市づくりの目標		都市防災の方針での展開方向
にぎわい	高次都市機能の集積による人が集う都市づくり	・防災拠点の整備
	人と人とのふれあいが生まれ、にぎわいのある都市づくり	
安心	多様なライフスタイルに応じた都市づくり	
	医療・福祉環境の充実による安心して暮らせる都市づくり	
	町民同士の支えあいによる安心して暮らせる都市づくり	
安全	災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくり	・防災性の高い地域づくり
	子どもからお年寄りまで物理的支障を感じない安全な都市づくり	
快適	八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくり	・市街地内の防災機能の強化
	豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくり	・災害時避難所の充実・強化
	八雲町の歴史・文化を感じ豊かに暮らせる快適な都市づくり	

1 高次都市機能の集積による人が集う都市づくりに関する事項

① 防災拠点の整備

- ・万が一の災害が発生しても、迅速な対応を行えるよう、高次機能を有する防災拠点を位置づける。八雲町での災害特性や近隣町との連携も考慮し、役場本庁舎が移転する国立病院機構八雲病院跡地及び消防本部を防災拠点と位置づけ、各種機能の強化を図る。

2 災害が発生しても支障が生まれない安全な都市づくりに関する事項

① 防災性の高い市街地づくり

- ・万が一の災害が発生しても、延焼等の災害範囲が拡大しないような防災性の高い地域づくりを行う。
- ・また、防災性の高い地域づくりにおいては、公園・緑地への防災機能・災害時拠点としての整備を進め、既存公園を災害時の緊急避難地や災害復興拠点に利用するとともに、役場本庁舎の移転に合わせ、隣接する旧徳川公園を新たに一次避難地として利用可能な防災広場として整備する。
- ・津波の発生を考慮し、沿岸地区から市街地への速やかな避難ができるよう、富士見通、宮園通、末広通等で形成される「補助的な生活軸」の整備を進める。

3 八雲町に住み、働き、集える快適な都市づくりに関する事項

① 市街地内の防災機能の強化

- ・既に市街化が進行している地域で、災害等が発生することが想定される地域においては、想定される災害に対応した防災機能の強化、施設の整備等を行う。
- ・住宅地開発等の新たな市街地整備においては、防災性に配慮した道路、公園の整備、建物の不燃化等を行う。

4 豊かな自然の恵みを感じ、冬期間も支障なく暮らせる快適な都市づくりに関する事項

① 災害時避難所の充実・強化

- ・冬期間の災害時にも安全に避難ができるよう、地域防災計画に基づく災害時の避難所については、防災機能の充実・強化を図るとともに、洪水ハザードマップ、津波ハザードマップ等による周知を行う。

図 4-5 都市防災の方針図

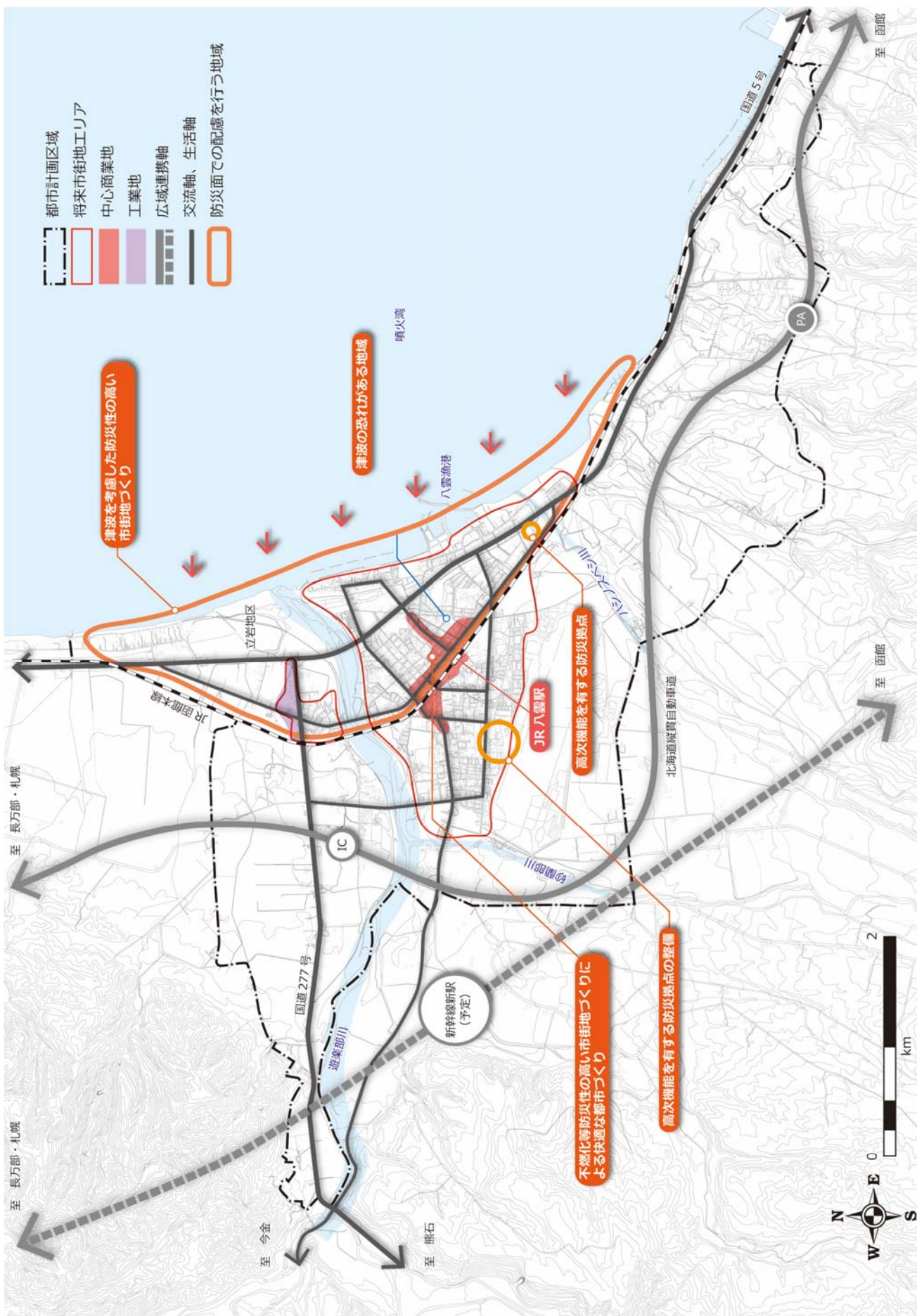
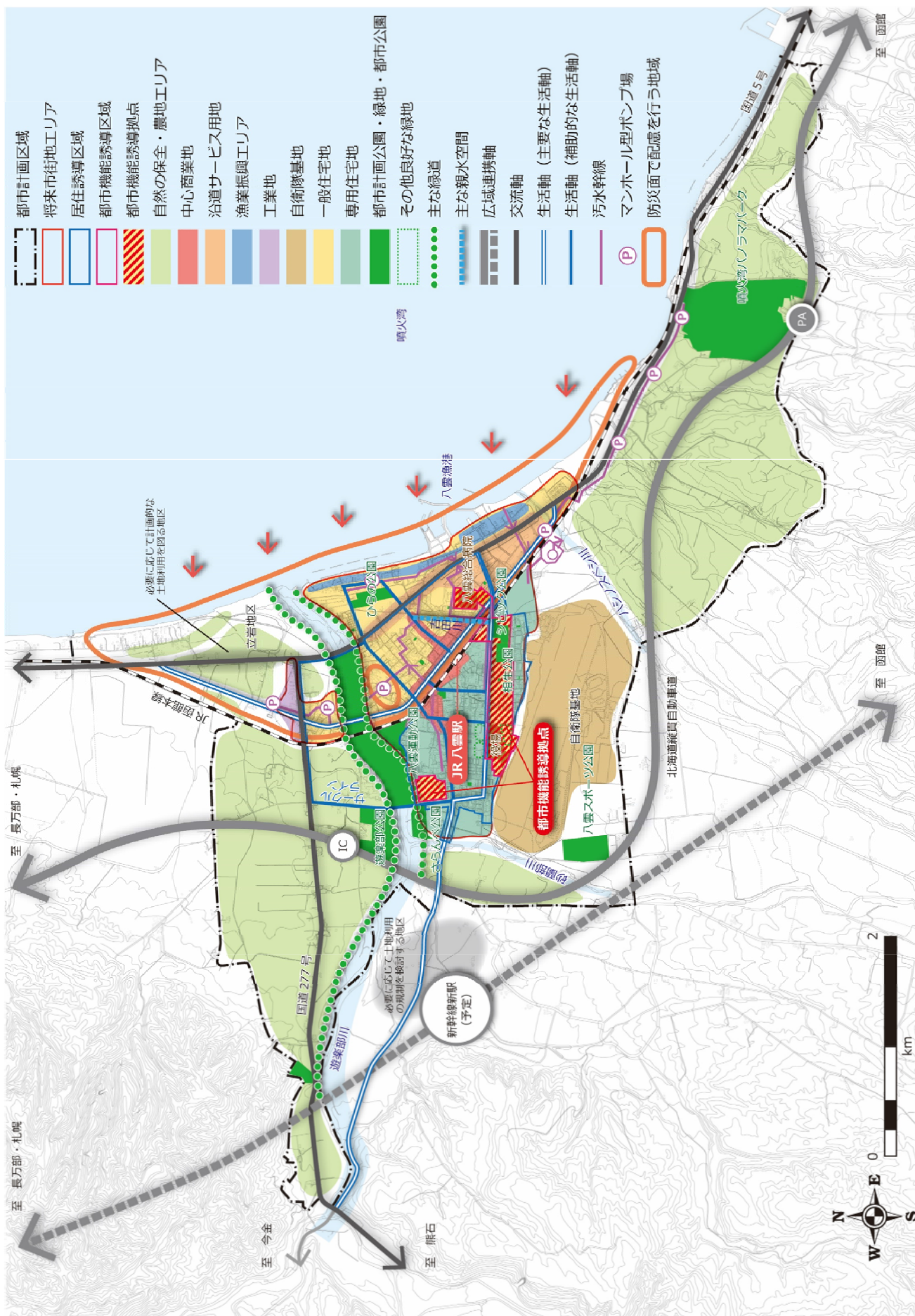


図 4-6 市街地整備方針図



5. 都市づくりの推進に向けて

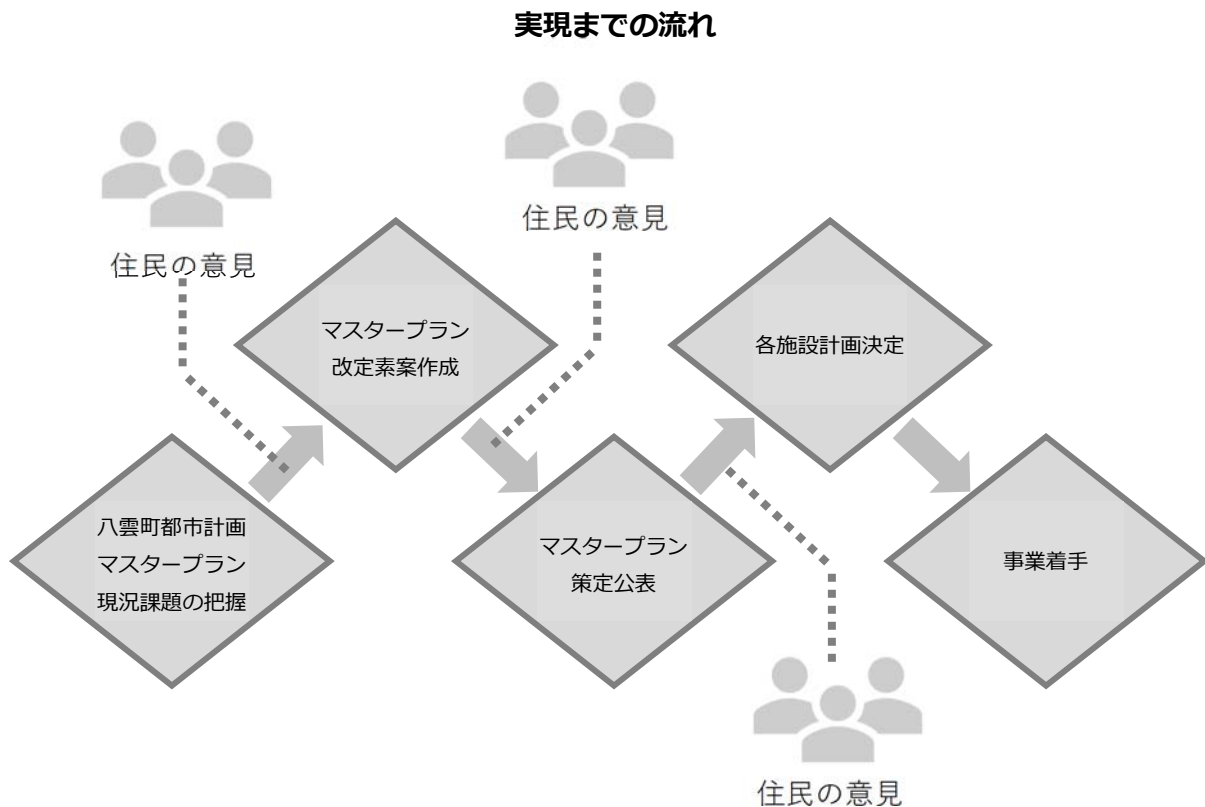
- 5-1 戦略的まちづくり
- 5-2 情報公開によるまちづくり
- 5-3 町民の参画によるまちづくり
“町民はまちづくりの芸術家”
- 5-4 まちづくり=人づくり

5-1 戦略的まちづくり

都市づくりの理念および将来都市像の実現に向け、戦略的なまちづくりを進める。

5-2 情報公開によるまちづくり

『八雲町自治基本条例※』の規定に基づき、行政運営に広く町民意見が反映されるよう、委員の公募や審議会等の会議の公開、パブリックコメントの実施など、積極的に、わかりやすく、適時に広報紙へ掲載するなど、情報の共有に努め、住民参加によるまちづくりを進める。



5-3 町民の参画によるまちづくり“町民はまちづくりの芸術家”

『八雲町協働のまちづくり推進プラン※』で示している「目標共有の原則」、「相互理解・対等の原則」、「相互補完の原則」、「公開の原則」に従い、町民一人ひとりの力を持ち寄って主体的に地域の課題を解決する環境を整備する。

町民は、八雲らしい自然に包まれた景観を創りあげる“まちづくりの芸術家”であるという認識に立ち、行政と一体となった取組を進める。

5-4 まちづくり=人づくり

町内会の自主活動、NPO法人の設立支援等を通して八雲らしい自然に包まれた景観を創り出す芸術家の育成、まちづくりのリーダーの育成を図り、ハード・ソフト両面からのより望ましい都市づくりを進める。

	1 戦略的なまちづくり 都市づくりの理念および将来都市像の実現に向け、戦略的なまちづくりを進めます。	
2 情報公開によるまちづくり 『八雲町自治基本条例』の規定に基づき、行政運営に広く町民意見が反映されるよう、公募や審議会等の会議の公開、パブリックコメントの実施など、積極的に、わかりやすく、適時に広報紙へ掲載するなど、情報の共有に努め、住民参加によるまちづくりを進めます。		3 町民の参画によるまちづくり “町民はまちづくりの芸術家” 『八雲町協働のまちづくり推進プラン』で示している「目標共有の原則」、「相互理解・対等の原則」、「相互補完の原則」、「公開の原則」に従い、町民一人ひとりの力を持ち寄って主体的に地域の課題を解決する環境を整備します。町民は、八雲らしい自然に包まれた景観を創りあげる“まちづくりの芸術家”であるという認識に立ち、行政と一体となった取組を進めます。
	4 まちづくりは人づくり 町内会の自主活動、NPO法人の設立支援等を通して八雲らしい自然に包まれた景観を創り出す芸術家の育成、まちづくりのリーダーの育成を図り、ハード・ソフト両面からのより望ましい都市づくりを進めます。	

参 考 資 料

資料 1. 八雲町の現状

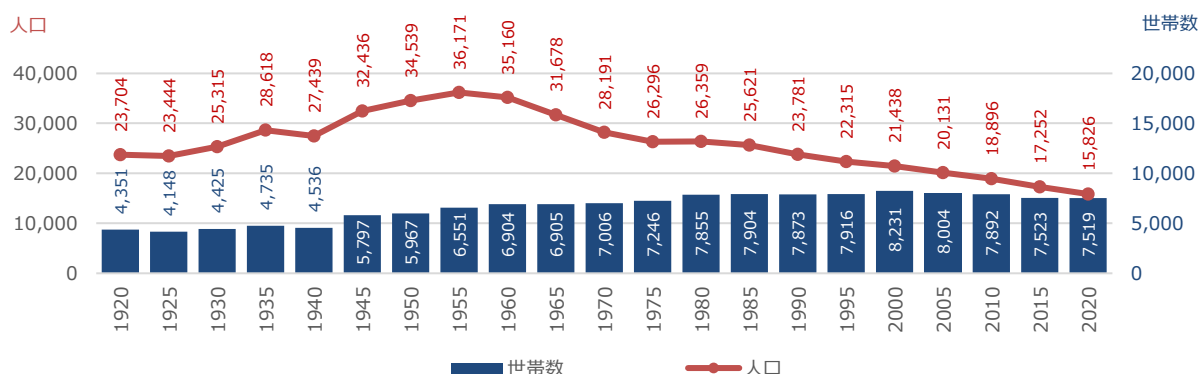
1 人口

- ・八雲町の人口、世帯数は、令和 2 年で 15,826 人、7,519 世帯となっています。
 - ・推移をみると、人口は昭和 30（1955）年の 36,171 人をピークに減少に転じ、令和 2 年ではピーク時の 43.8%となっています。
 - ・世帯数は、平成 12（2000）年の 8,231 世帯をピークに減少に転じ、令和 2 年ではピーク時の 91.3%となっています。
 - ・5 歳階級別男女人口（人口ピラミッド）の推移をみると、昭和 30（1955）年当時の高齢化率が 4%のピラミッド型から令和 27（2045）年（推計値）の高齢化率 48%の逆三角形と大きく構造変化が起きることが想定されます。
 - ・高齢化率は令和 2（2020）年で 35%ですが、令和 27（2045）年で 48%と上昇することが想定されます。一方、高齢者数は令和 2（2020）年でピークアウトし、その後、減少すると想定されます。
 - ・生産年齢人口は、昭和 55（1980）年の 17,160 人、65%をピークに、以降、減少に転じ、令和 27（2045）年には、6,063 人、45%と約 1/3 になり、20 ポイント減少することが想定されます。
- 人口・世帯数の減少により、上下水道などのインフラの一人当たりの維持管理費が上昇し、財政の負担が大きくなることから、定住の促進が求められます。
- 生産人口が減少することにより、住民税などの収入が減少し、厳しい財政運営となることから、新たな産業の創出と雇用の居住確保が求められます。
- 著しい高齢化により、介護保険料や医療費などの負担の増大が財政上の大きな課題になります。
- 高齢者数は令和 2（2020）年をピークに減少に転じることから高齢者の関連施設のキャパシティに配慮が必要になります。

表 1 人口・世帯数の推移 (単位：人、世帯)

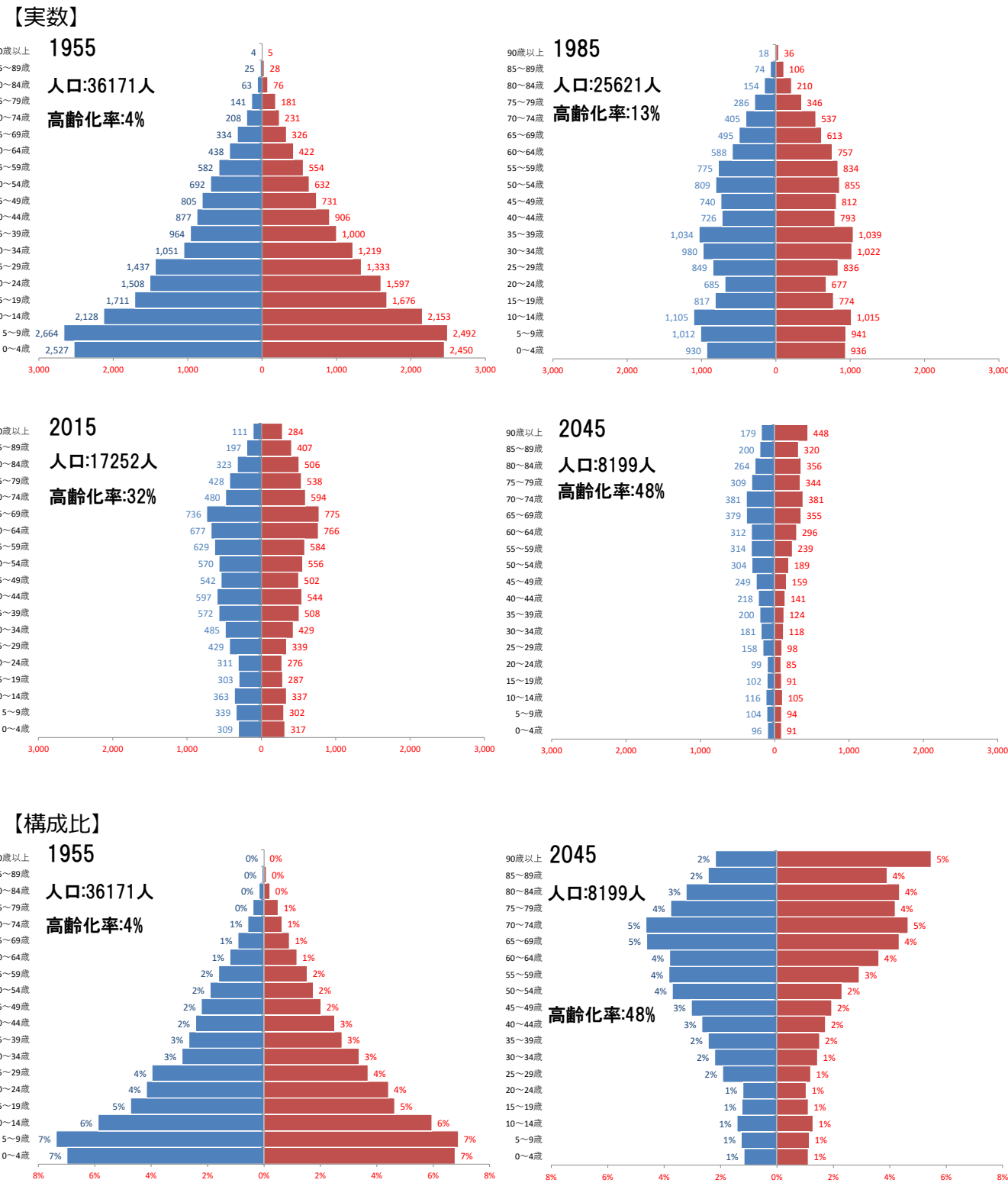
区分	人口	世帯数	世帯人員	5年増減数			
				人 口		世 帯	
				実数	前回比	実数	前回比
平成 7 年	22,315	7,916	2.82	16,650	3.94	6,370	5.12
平成 12 年	21,438	8,231	2.60	△ 877	0.96	315	1.04
平成 17 年	20,131	8,004	2.52	△ 1,307	0.94	△ 227	0.97
平成 22 年	18,896	7,892	2.39	△ 1,235	0.94	△ 112	0.99
平成 27 年	17,252	7,523	2.29	△ 1,644	0.91	△ 369	0.95
令和 2 年	15,826	7,519	2.10	△ 1,426	0.92	△ 4	1.00

図 1 人口・世帯の推移



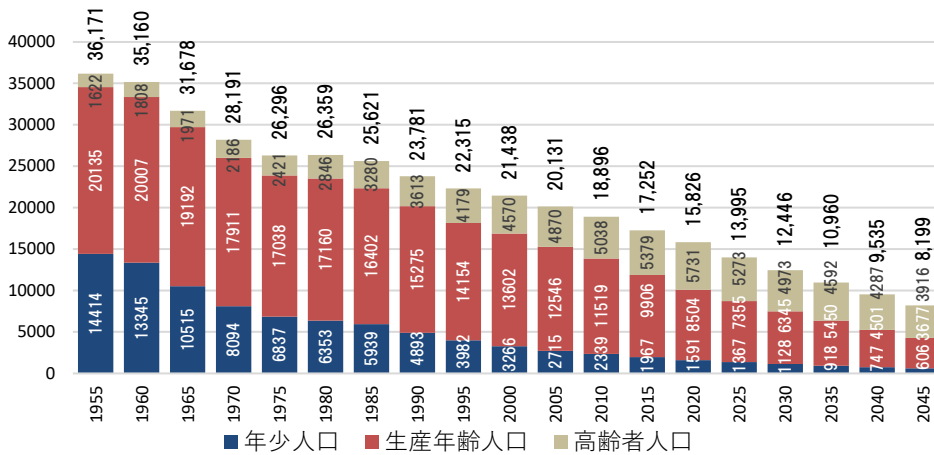
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

図2 人口ピラミッド



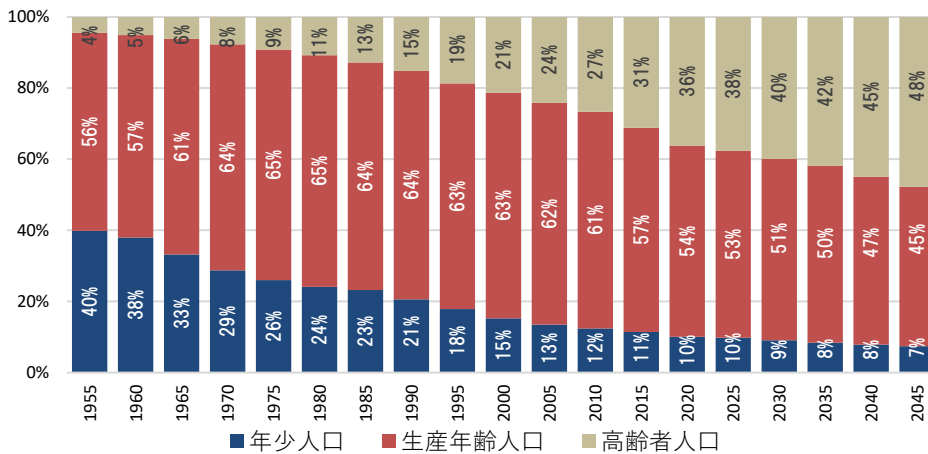
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図3 年少、生産年齢、高齢者、各人口の推移



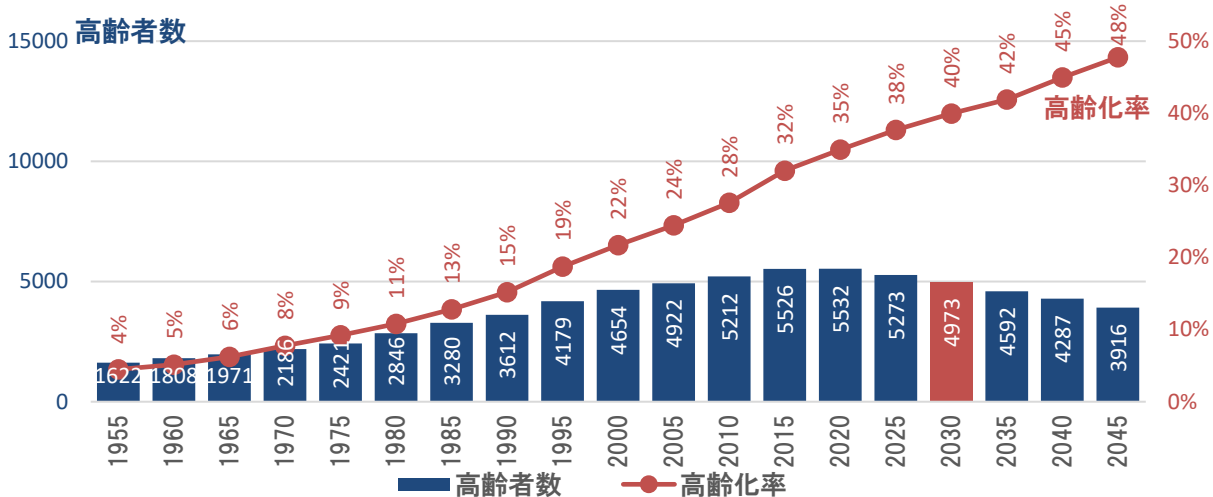
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図4 年少、生産年齢、高齢者、各人口割合の推移



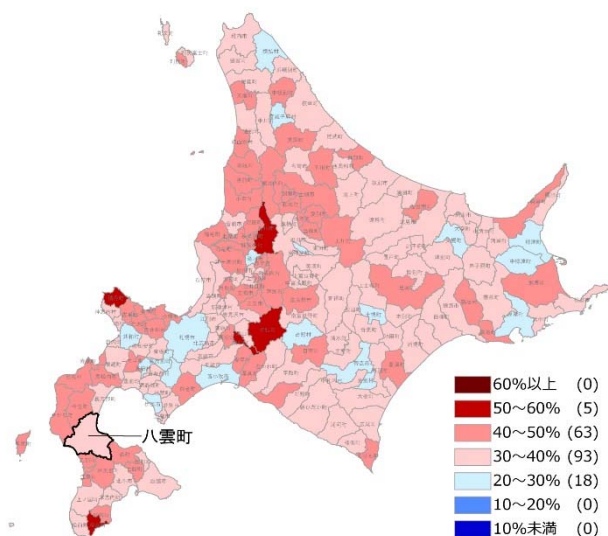
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図5 高齢者数、高齢化率の推移



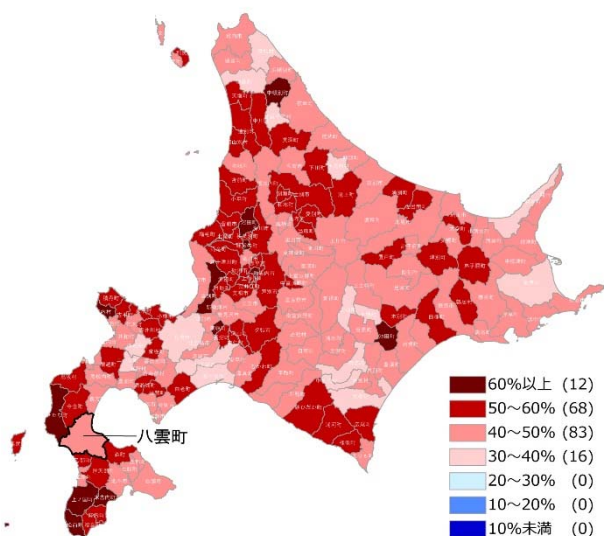
資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）、社人研推計値

図6 全道の高齢化率 2020 年



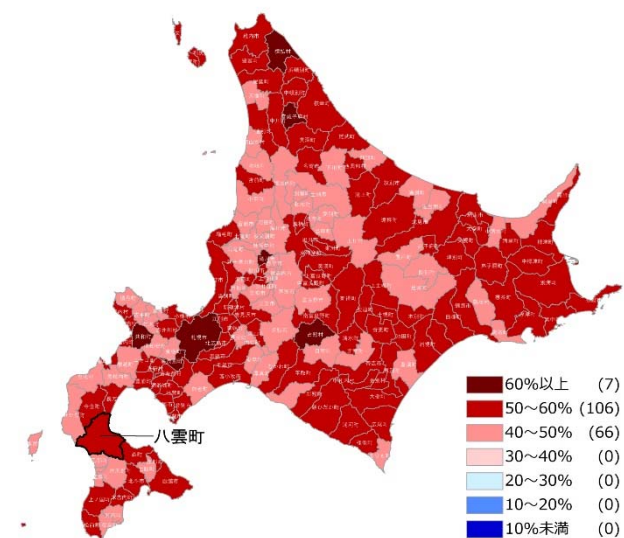
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図7 全道の高齢化率 2045 年



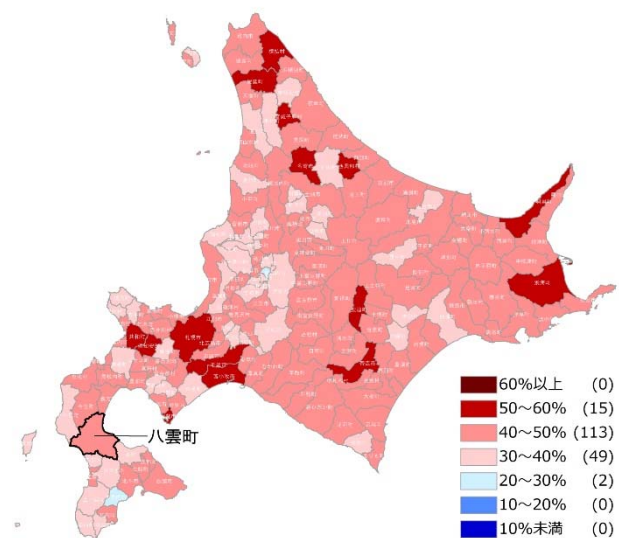
資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値 2045 年

図8 全道の生産年齢人口割合 2020 年



資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図9 全道の生産年齢人口割合 2045 年



資料：国立社会保障・人口問題研究所推計値 2045 年

2 転入転出状況

- ・10代後半～20代前半を除く全ての年代で転出が転入を上回っています。
- ・転入者の転入元市町では、札幌市が379人と最も多く、次いで函館市が284人、その他、せたな町64人、森町57人、北斗市53人、長万部町43人など近隣市町からも多数転入しています。
- ・転出者の転出先市町では、函館市が476人と最も多く、次いで、札幌市が438人、その他七飯町80人、北斗市73人、持ち町66人など近隣市町にも多数転出しています。

表2 5歳階級別の転入元の上位10市町

	総数	～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳～
札幌市	379	23	21	4	4	47	59	59	40	32	37	15	21	10	5	0	1	0	1
函館市	284	8	14	7	4	21	51	35	26	27	24	22	17	13	7	4	1	1	2
せたな町	64	0	3	3	4	9	4	6	7	5	3	5	3	2	2	2	1	1	4
千歳市	60	7	5	0	1	2	2	13	10	10	7	3	0	0	0	0	0	0	0
森町	57	4	2	1	2	6	7	8	4	9	2	2	6	1	0	0	1	1	1
北斗市	53	4	2	4	3	6	5	6	7	8	1	5	2	0	0	0	0	0	0
長万部町	43	1	2	1	0	3	8	6	2	3	4	1	0	1	1	2	2	2	4
室蘭市	31	1	1	1	0	2	6	3	1	2	5	3	2	2	2	0	0	0	0
苫小牧市	27	1	2	0	1	4	1	3	3	2	2	3	3	2	0	0	0	0	0
七飯町	27	0	0	0	1	2	4	4	3	0	2	2	5	1	0	0	0	0	2
道外	351	6	14	9	14	50	79	32	29	26	20	11	18	15	17	4	1	4	2
国外	75	0	0	0	0	22	24	12	4	10	2	1	0	0	0	0	0	0	0
計	1998	71	94	53	60	239	306	257	199	186	141	115	105	64	48	16	7	13	24

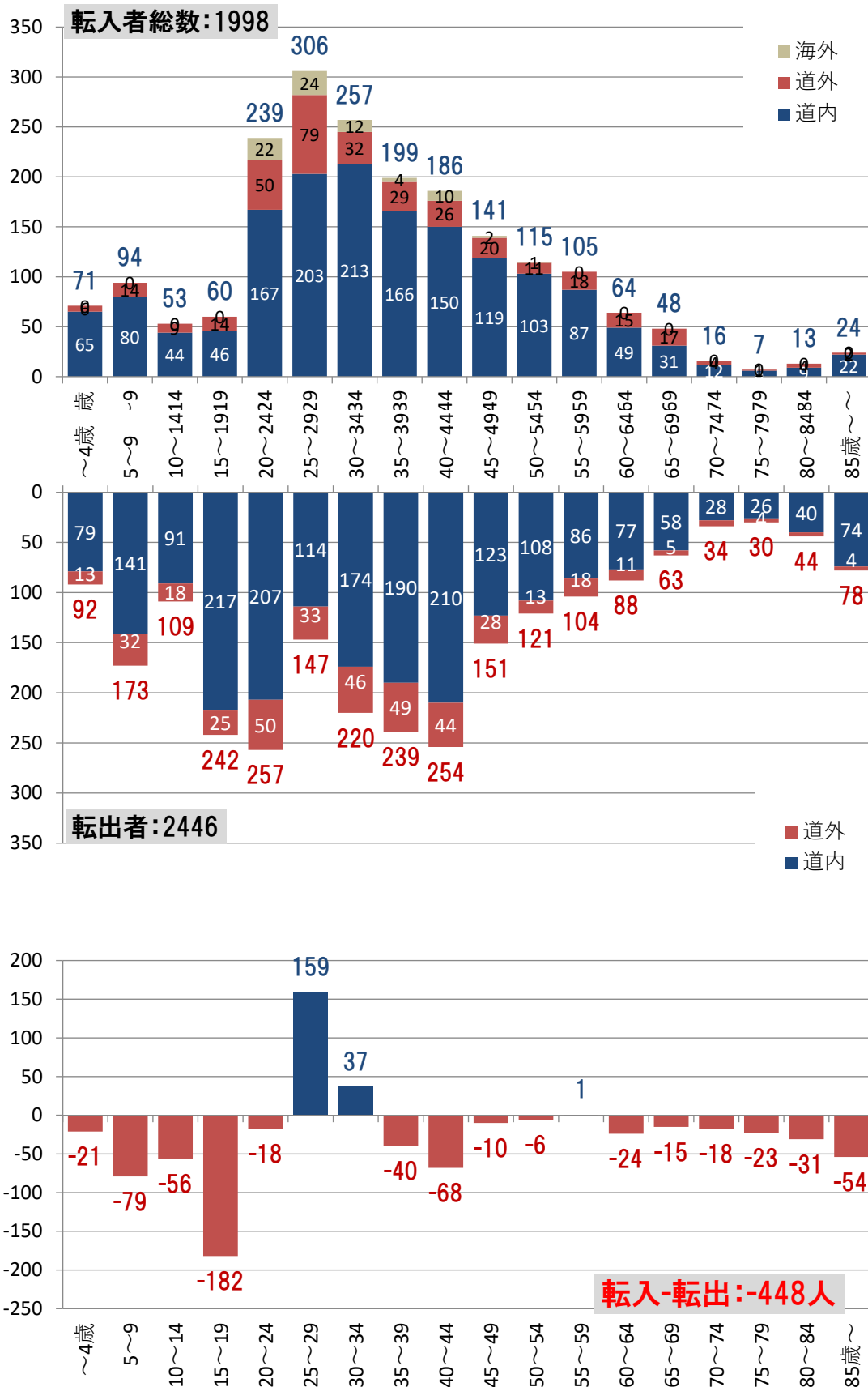
資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）

表3 5歳階級別の転出先の上位10市町

	総数	～4歳	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳～
函館市	476	19	32	31	73	35	26	36	37	48	26	33	14	19	18	4	4	9	12
札幌市	438	20	32	16	63	75	25	30	36	32	18	14	14	16	11	10	4	8	14
千歳市	92	3	7	5	11	7	4	7	11	10	12	7	1	2	0	2	2	1	0
七飯町	80	1	9	4	1	5	5	4	12	13	4	7	5	3	2	1	0	2	2
北斗市	73	2	5	4	2	4	3	14	5	11	4	4	3	2	2	1	2	4	1
森町	66	1	1	0	0	4	10	10	4	7	5	5	1	1	5	3	3	1	5
旭川市	44	3	3	1	6	4	2	7	4	4	1	3	2	3	0	0	0	0	1
江差町	44	2	2	0	2	12	1	4	3	8	0	0	1	1	1	0	2	0	5
長万部町	43	1	5	1	0	3	1	7	4	2	2	2	2	2	1	1	1	2	6
苫小牧市	37	1	1	2	3	4	6	4	5	2	5	1	0	0	0	0	1	1	1
江別市	37	1	2	1	12	8	1	2	3	1	0	0	2	1	1	1	1	0	0
道外	403	13	32	18	25	50	33	46	49	44	28	13	18	11	5	6	4	4	4
計	2446	92	173	109	242	257	147	220	239	254	151	121	104	88	63	34	30	44	78

資料：平成27年国勢調査結果（総務省統計局）

図 10 「転入者」、「転出者」、「転入者-転出者」 2010～2015 年 5 か年



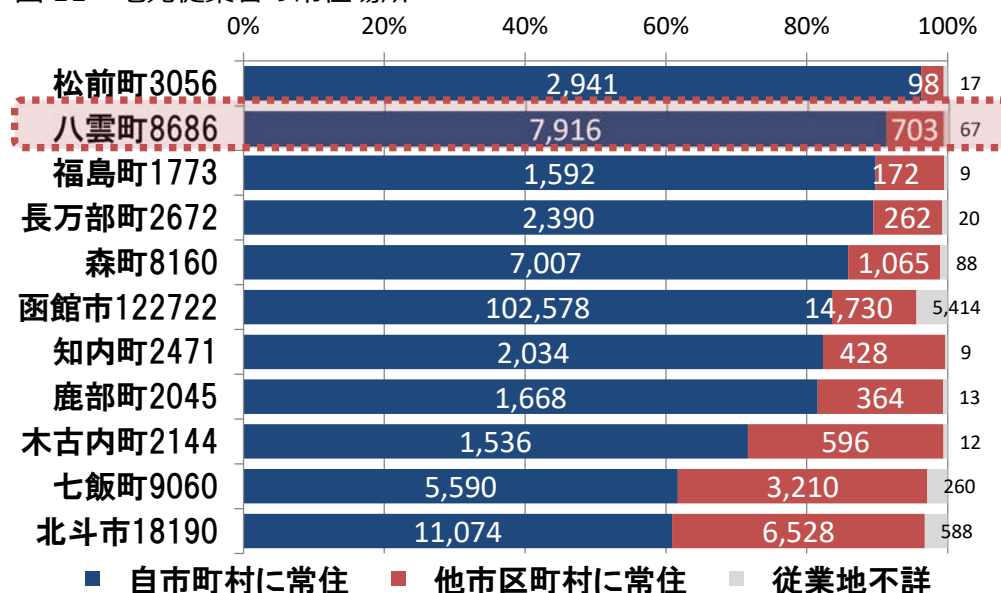
資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

3 通勤状況

- ・町内の事業所等に町外からの通勤者(八雲町で働いているが八雲町に住んでいない人)は 703 人います。一方、逆に八雲町の常住者で町外への通勤者は 593 人で、前者との差は 110 人です。
- ・周辺市町との通勤状況では、長万部町、江差町、乙部町を除き、八雲町から町外への通勤者数が町外から八雲町への通勤者数を上回っており、特に森町はその差が 124 人です。
- ・八雲町への通勤者 703 人の常住市町のうち、最も多いのが森町の 198 人、次いで長万部町の 93 人、函館市の 87 人、せたな町の 61 人となっています。

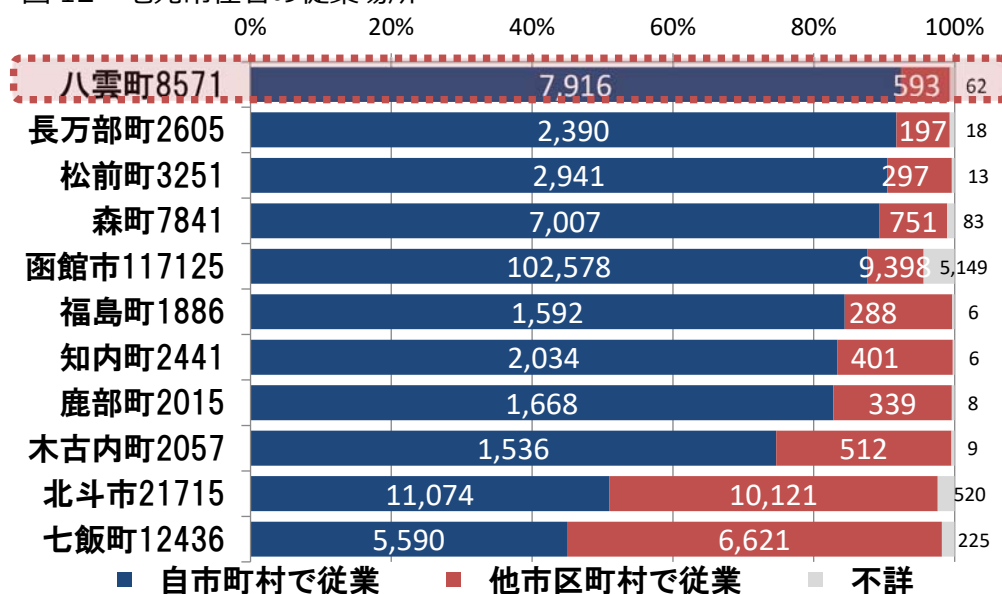
○定住促進においては、大都市圏からの移住に加え、函館市、森町、長万部町など周辺市町からの通勤者がターゲットになると考えられます。

図 11 地元従業員の常住場所



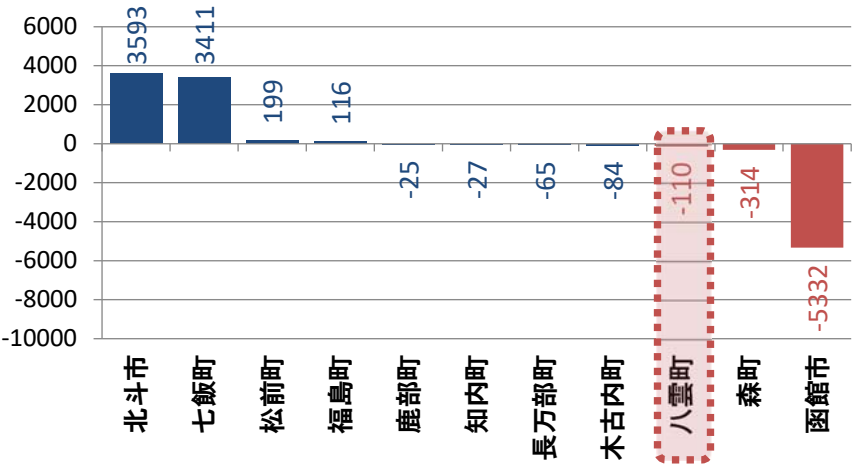
資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

図 12 地元常住者の従業場所



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

図 13 地元から他への通勤者数－他から地元への通勤者数



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

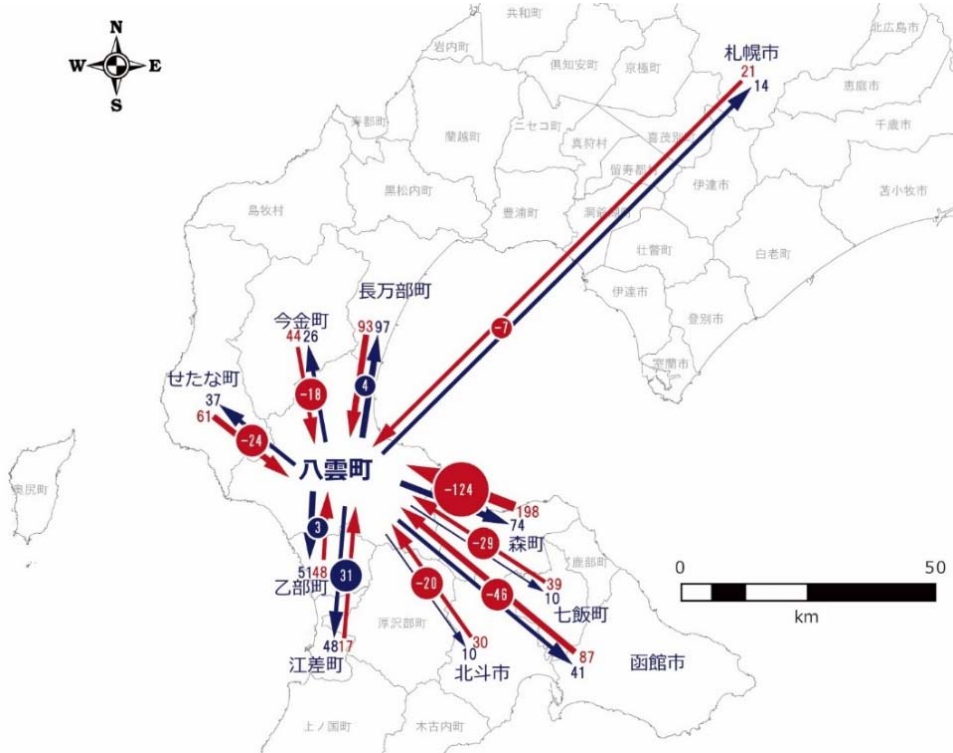
表 4 八雲町への通勤者の常住場所

常住場所	人数
森町	198
長万部町	93
函館市	87
せたな町	61
乙部町	48
今金町	44
七飯町	39
北斗市	30
札幌市	21
江差町	17

表 5 八雲町からの通勤者の通勤場所

常住場所	人数
長万部町	97
森町	74
乙部町	51
江差町	48
函館市	41
せたな町	37
厚沢部町	31
今金町	26
札幌市	14
黒松内町	11

図 14 八雲町と周辺市町との通勤状況

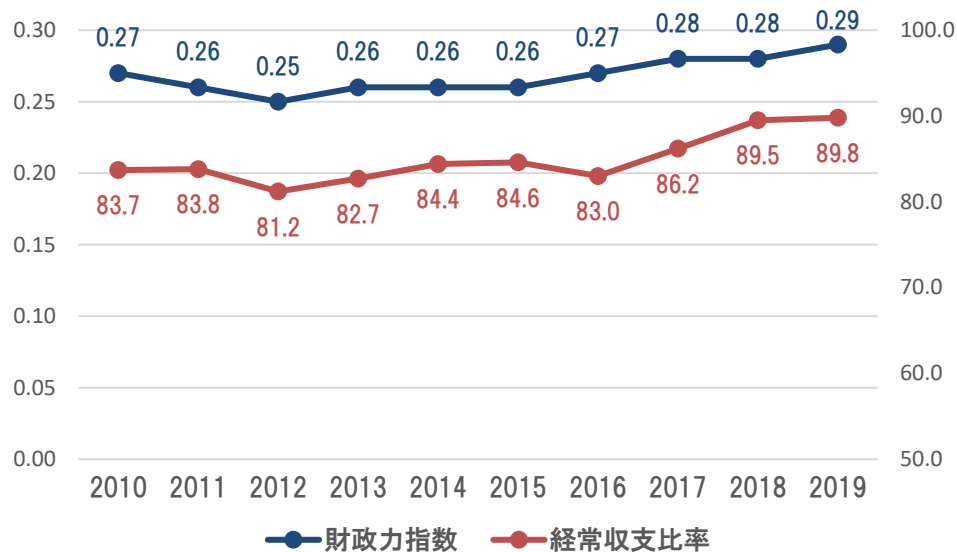


4 財政

・八雲町の財政力指数の推移では、2010年度の0.27から2019年度0.29と微増しており財政上の余裕が若干増加しています。一方、地方公共団体の財政構造の硬直度を表す指標の経常収支比率は上昇し硬直度が増加しています。

○財源の伸びが見込めない中で、町民や事業者、行政が協力してまちづくりを進めることが課題となります。

図 15 財政力指数及び経常収支比率の推移（決算額）



資料：総務省地方公共団体の主要財政指標一覧

5 産業

- ・就業者数は平成 17 年の 9,884 人に対し、平成 27 年の 8,571 人と約 13%減少しています。
- ・産業別人口の平成 17 年と平成 27 年を比べると、林業、不動産業で増加しています。

表 6 産業別人口の推移

区 分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
総数	9,884	100	9,070	100	8,571	100
第 1 次	1,929	19.5	1,796	19.8	1,773	20.7
農業	787	8.0	765	8.4	705	8.2
林業	67	0.7	92	1.0	103	1.2
漁業	1,075	10.9	939	10.4	965	11.3
第 2 次	2,049	20.7	1,775	19.6	1,625	19.0
鉱業	9	0.1	6	0.1	4	0.0
建設業	1,208	12.2	917	10.1	811	9.5
製造業	832	8.4	852	9.4	810	9.5
第 3 次	5,876	59.4	5,391	59.4	5,132	59.9
電気・ガス・水道業	55	0.6	71	0.8	52	0.6
運輸・通信業	336	3.4	325	3.6	310	3.6
卸売・小売・飲食店業	1,878	19.0	1,623	17.9	1,403	16.4
金融・保険業	145	1.5	112	1.2	93	1.1
不動産業	20	0.2	49	0.5	52	0.6
サービス業	2,759	27.9	2,553	28.1	2,575	30.0
公務	683	6.9	658	7.3	647	7.5
分類不能	30	0.3	108	1.2	41	0.5

資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

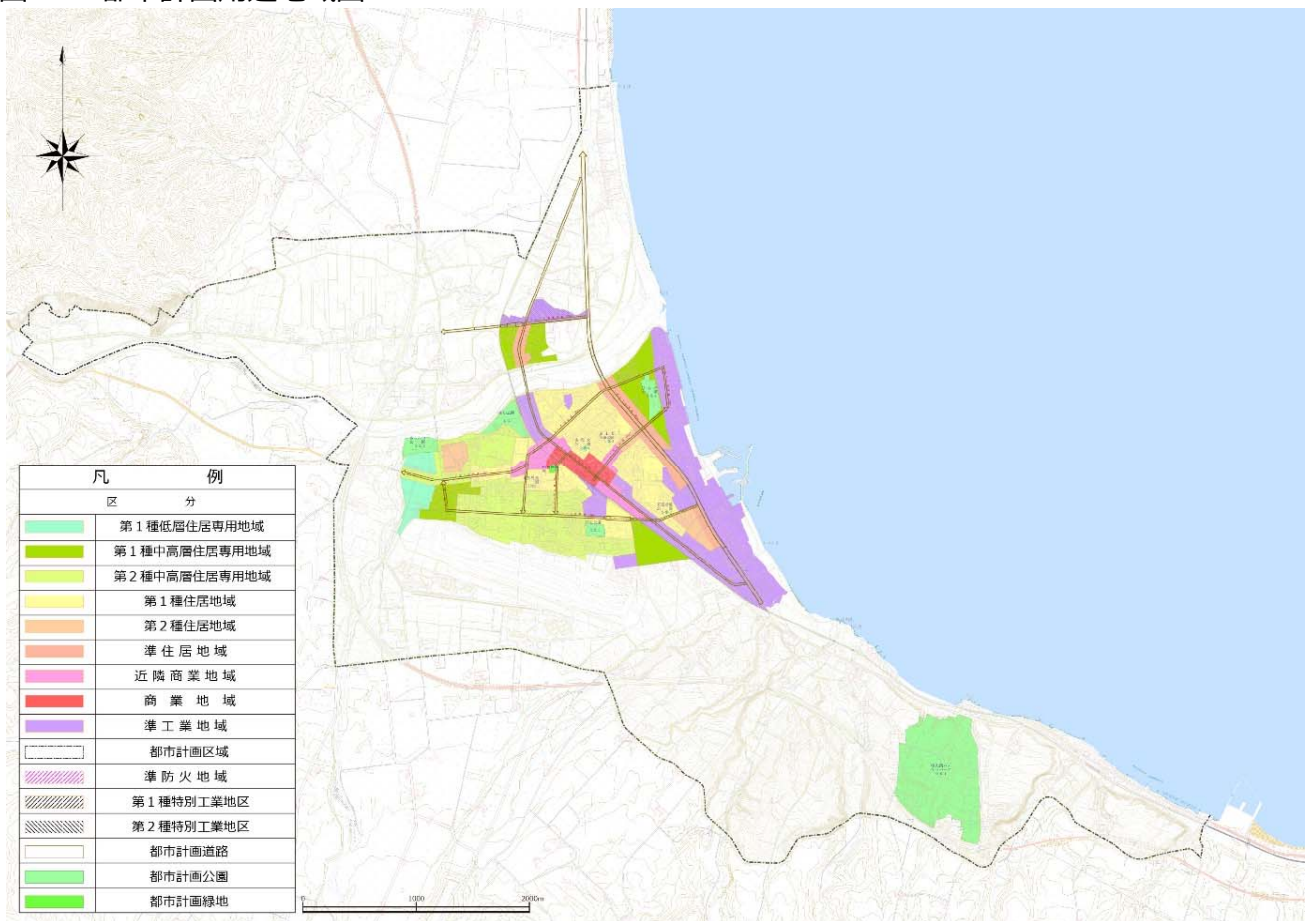
6 商業

図 16 商業施設の立地状況

未定稿

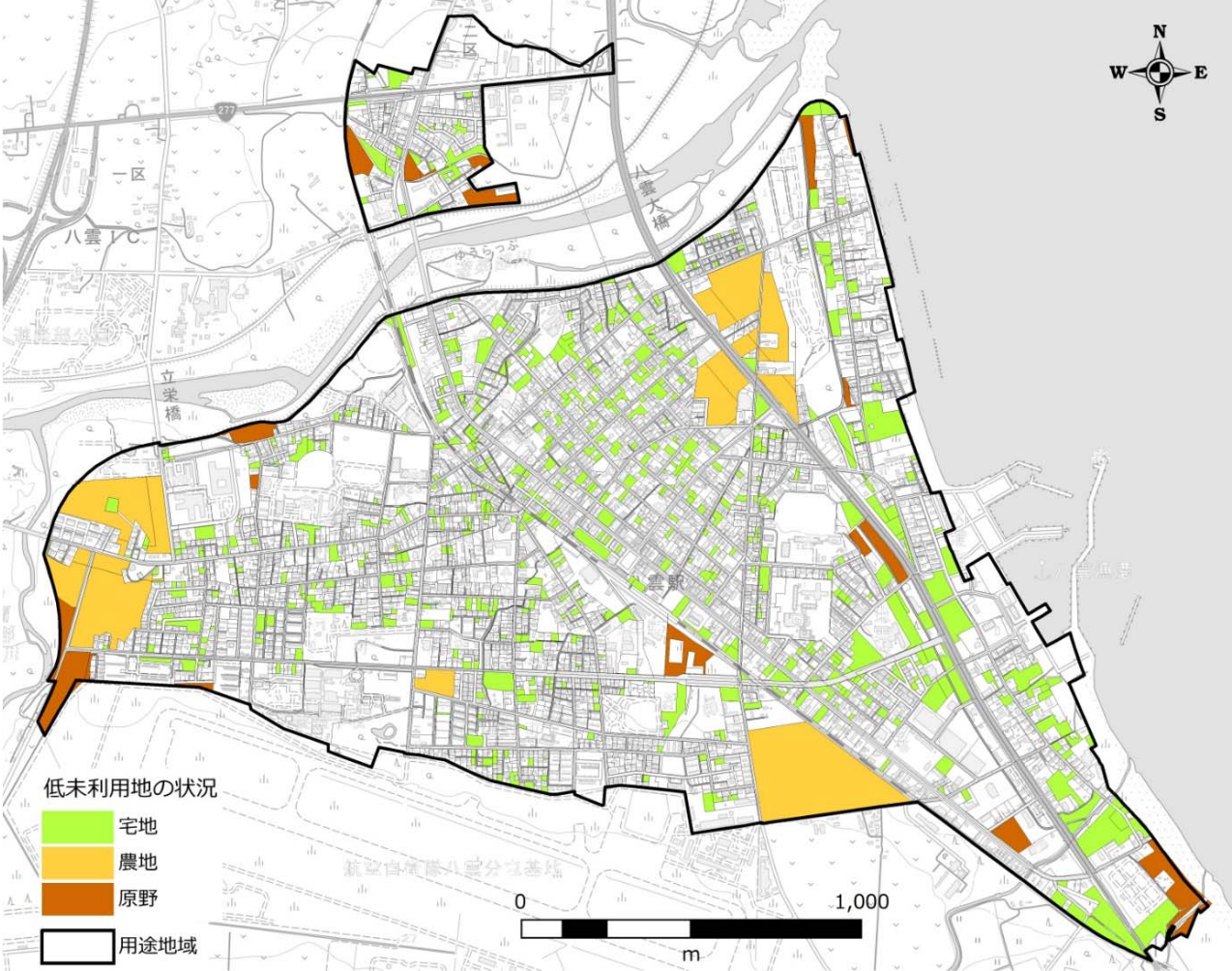
7 土地利用

図 17 都市計画用途地域図



8 低未利用地の状況

図 18 低未利用地の状況



資料：令和 2 年度八雲町都市計画基礎調査

表 7 低未利用地の状況

(単位：㎡)

分類	面積	内、低未利用地	
宅地	2,822,617	443,379	(15.7%)
農地	267,847	267,847	(100.0%)
原野	97,212	97,212	(100.0%)
合計	3,187,676	808,438	(25.4%)

資料：令和 2 年度八雲町都市計画基礎調査

9 交通

表 8 町内鉄道駅の 1 日平均乗降客数

(単位：人)

駅名	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
黒岩駅	6	4	6	4	4	6	6	非公開	非公開
山崎駅	2	6	4	4	2	2	2	非公開	非公開
八雲駅	538	540	500	486	492	442	456	446	418
山越駅	8	10	8	10	2	6	4	非公開	非公開
野田生駅	46	54	60	52	40	36	44	非公開	非公開
落部駅	70	62	60	56	62	46	58	非公開	非公開

※ 1 日平均乗車人数を 2 倍して乗降客数換算したもの

資料：国土数値情報、八雲町地域公共交通網形成計画（令和 2 年 3 月）

表 9 路線バスの 1 日平均乗降客数

(単位：人)

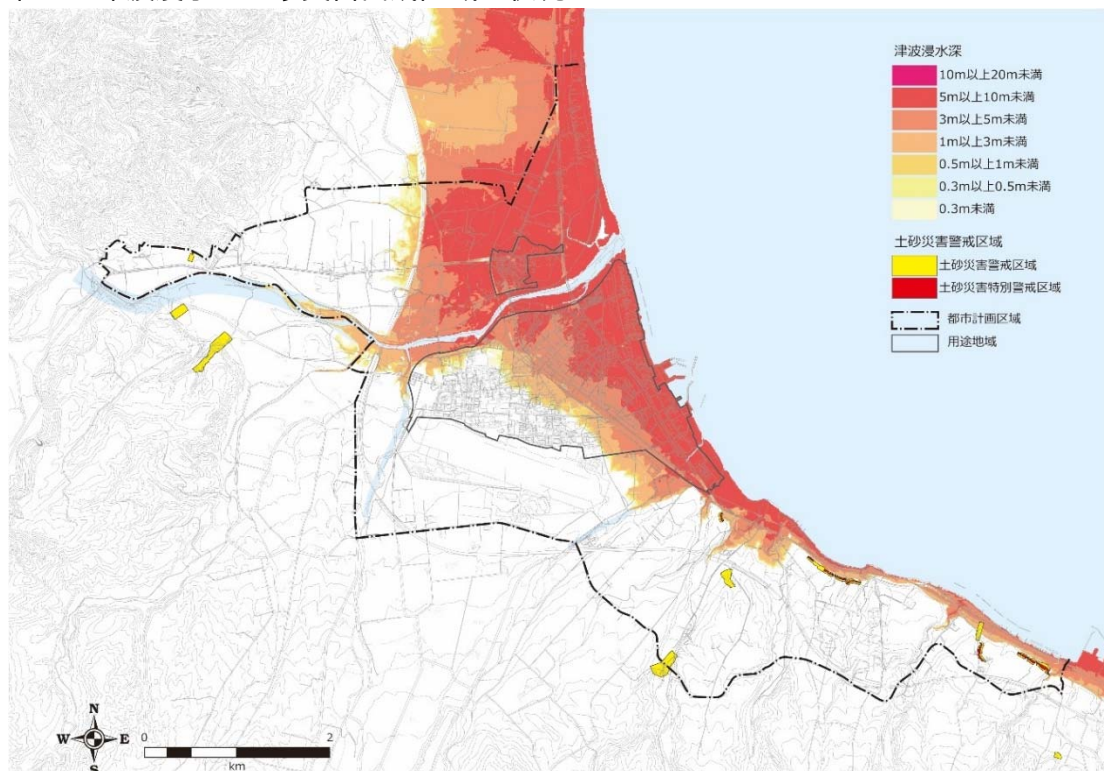
区分	2018 年	2019 年	2020 年
江差八雲線	12	16	18
檜山海岸線（熊石～江差）	3	4	6
檜山海岸線（大成～江差）	12	4	7
函館長万部線	38	55	55
快速瀬棚号	6	7	3
合計	71	86	89

※交通系 IC カードを利用して八雲町内で乗降した利用者数

資料：町提供資料

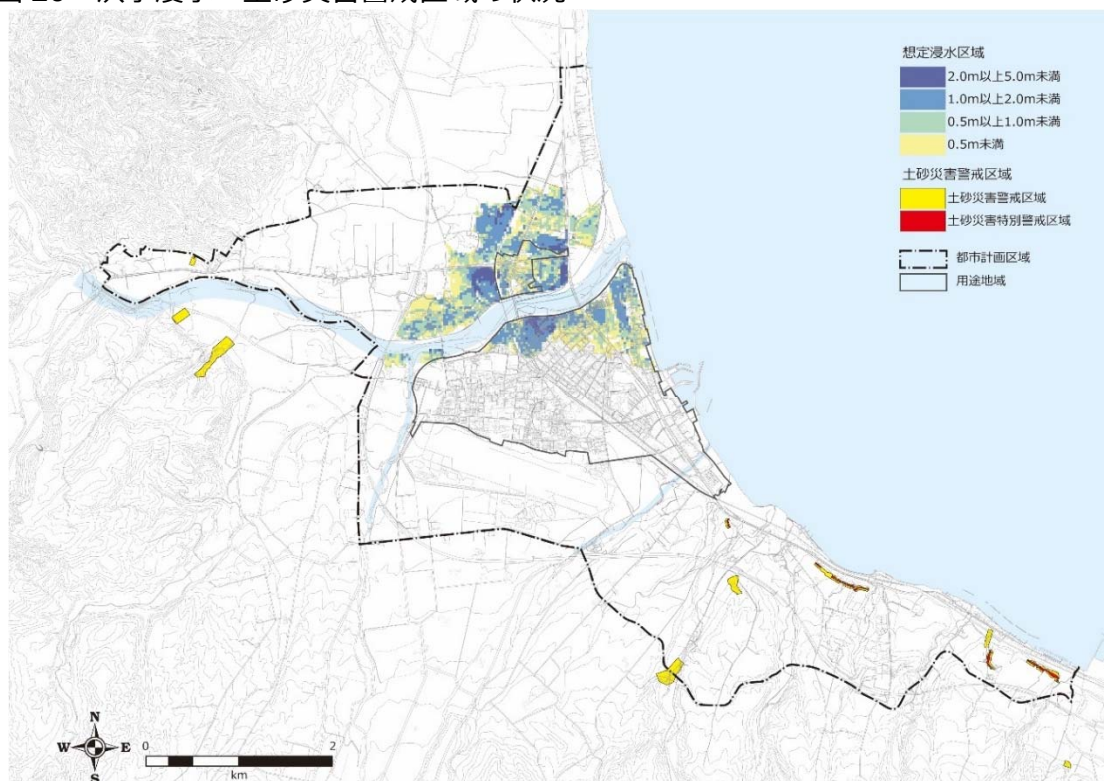
10 防災

図 19 津波浸水・土砂災害警戒区域の状況



資料：日本海沿岸の津波浸水想定公表資料、北海道土砂災害警戒情報システム

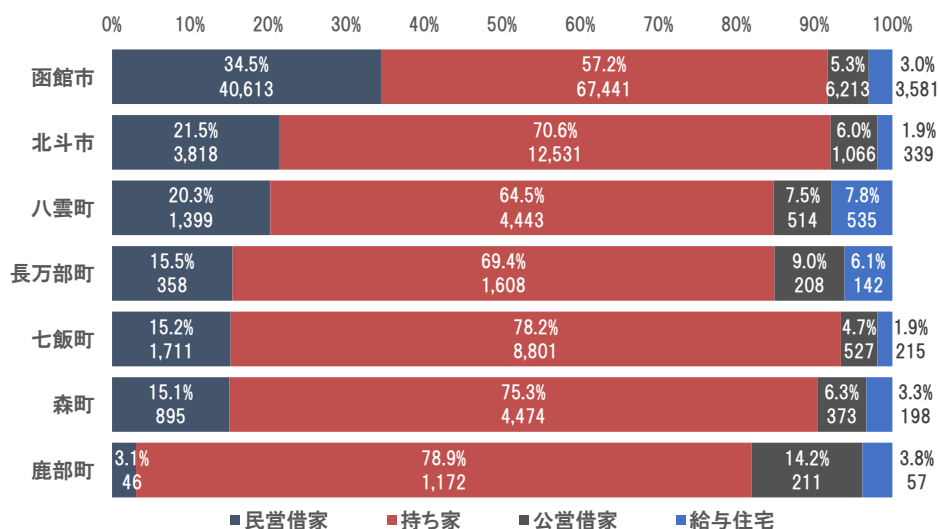
図 20 洪水浸水・土砂災害警戒区域の状況



資料：八雲町ハザードマップ、北海道土砂災害警戒情報システム

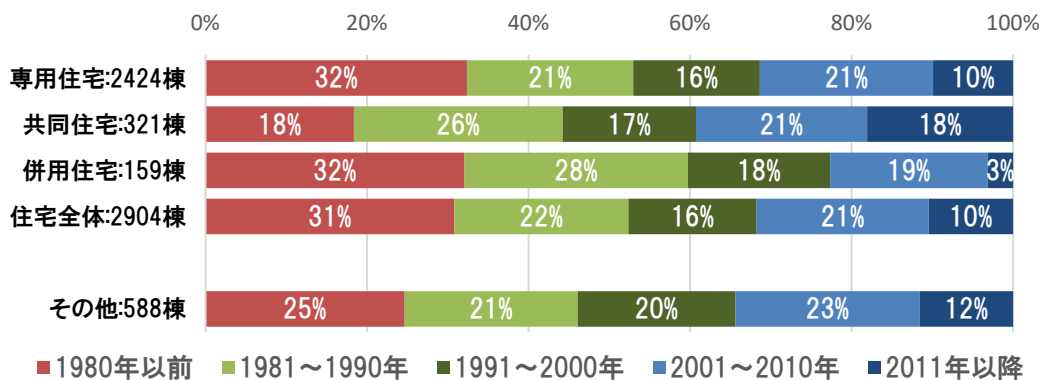
1 1 住宅

図 21 八雲町周辺市町の住宅所有関係別世帯数



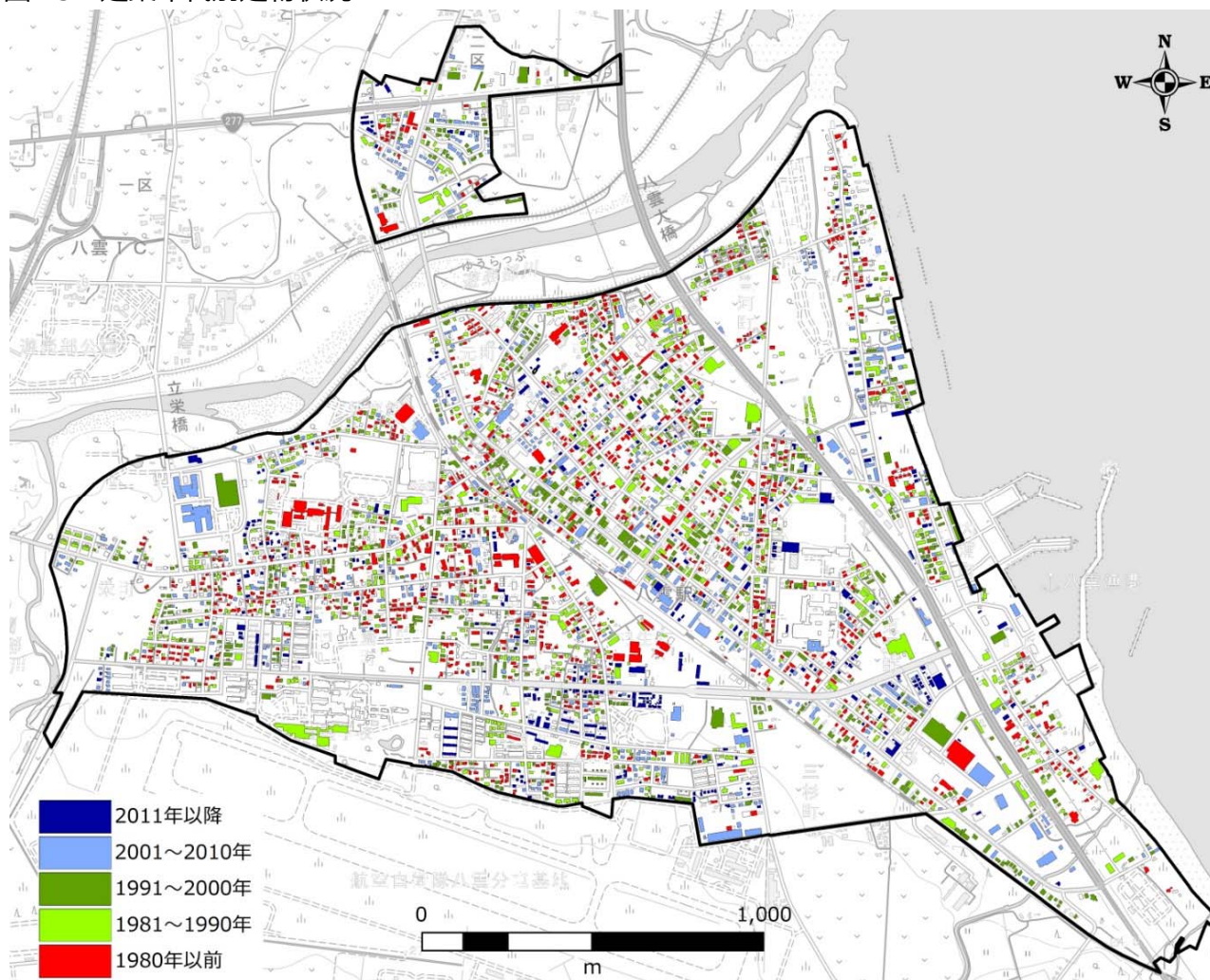
資料：令和2年国勢調査結果（総務省統計局）

図 22 建物用途別の建築年代別状況



資料：令和2年度八雲町都市計画基礎調査

図 23 建築年代別建物状況



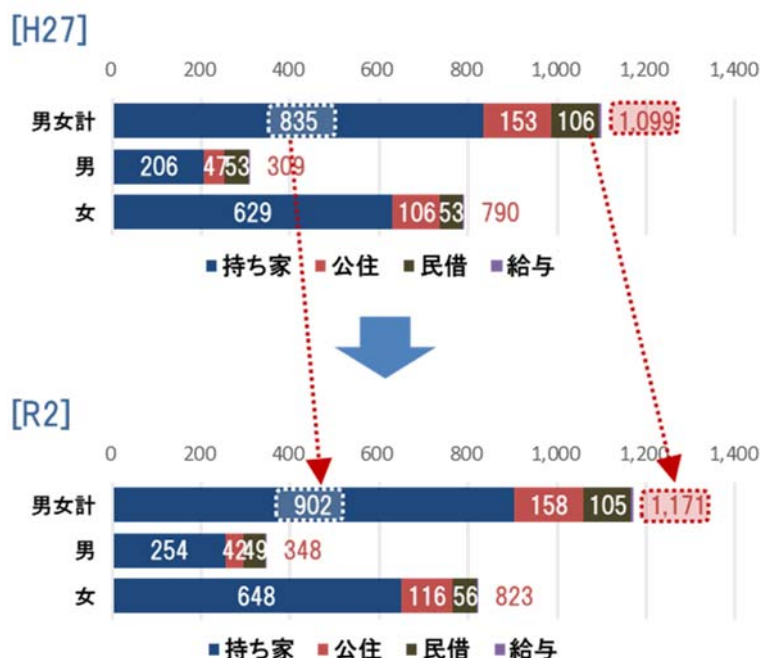
資料：令和2年度八雲町都市計画基礎調査

1.2 空き家状況

- ・八雲町は今後高齢化の急激な進行により、戸建住宅の空き家が大量に発生することが想定されます。
- ・今後、空き家になる可能性が大きい戸建住宅の高齢単身世帯は、平成 27 年の 835 世帯から令和 2 年の 902 世帯と 8%増加しています。
- ・近い将来、空き家になる可能性が大きい戸建住宅の高齢夫婦のみ世帯（夫婦とも 65 歳以上）は、平成 27 年の 777 世帯から令和 2 年の 813 世帯と 5%増加しています。

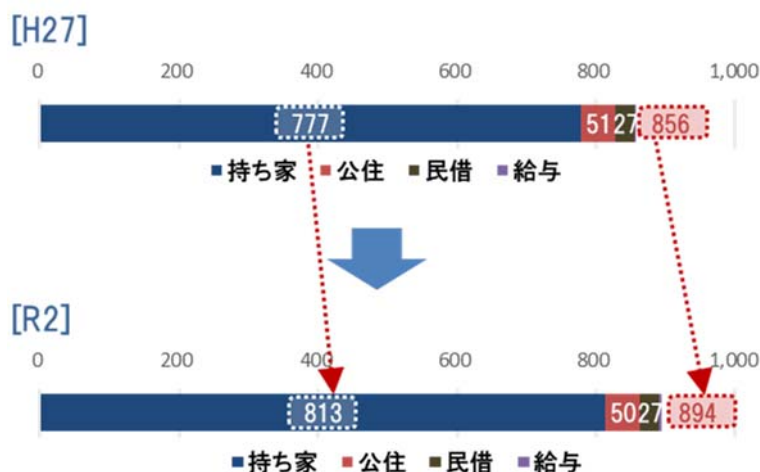
○新たな転入者による定住人口促進のため、今後大量に発生する空き家を中古住宅市場に流通させる施策などの検討が必要です。

図 24 高齢単身世帯の住宅所有



資料：平成 27 年、令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

図 25 高齢夫婦のみ世帯（夫婦とも 65 歳以上）の住宅所有



資料：平成 27 年、令和 2 年国勢調査結果（総務省統計局）

資料 2. 八雲町の都市計画

1 用途地域

表 10 八雲町の用途地域区分

区 分	面積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第 1 種低層住居専用地域	約 14	50 以下	100 以下
第 1 種中高層住居専用地域	約 49	60 "	200 "
第 2 種中高層住居専用地域	約 89	60 "	200 "
第 1 種住居地域	約 89	60 "	200 "
第 2 種住居地域	約 13	60 "	200 "
準住居地域	約 23	60 "	200 "
近隣商業地域	約 15	80 "	300 "
商業地域	約 11	80 "	400 "
準工業地域	約 105	60 "	200 "
合 計	約 408		

資料：平成 28 年 3 月 八雲町都市計画図

2 準防火地域

表 11 八雲町の準防火地域

種類	位置	面積
準防火地域	商業地域・近隣商業地域	約 26.0a

資料：北海道の都市計画（令和 3 年 3 月 31 日）

3 特別工業地区

表 12 八雲町の特別工業地区

種類	位置	面積
特別工業地区	第 1 種 準工業地域	約 1.6ha
	第 2 種 準工業地域	約 6.3ha

資料：北海道の都市計画（令和 3 年 3 月 31 日）

4 都市施設（都市計画事業）

① 都市計画道路（街路）

表 13 八雲町の都市計画道路

種別	都市計画道路名称		都市計画決定			進捗状況(令和 3 年 3 月現在)			
	道路番号	路線名称	主な幅員 (m)	延長 (m)	決定権者	概成済 延長 (m)	改良済 延長 (m)	舗装済 延長 (m)	進捗率 (%)
幹線街路	3. 2. 1	内浦通	30	4,480	国		4,480	4,480	100.0
	3. 4. 2	出雲通	18	2,520	北海道		1,300	1,300	51.6
	3. 4. 3	住初通	16	1,140	八雲町		0	0	0.0
	3. 4. 4	富士見通	16	920	北海道・八雲町		630	630	68.5
	3. 4. 5	宮園通	16	1,970	八雲町		0	0	0.0
	3. 4. 6	末広通	16	570	八雲町		0	0	0.0
	3. 4. 7	本町大通	16	4,680	北海道	300	4,380	4,380	93.6
	3. 4. 8	八雲・熊石通	20	1,300	国		1,300	1,300	100.0
	3. 4. 9	豊河通	16	370	八雲町		0	0	0.0
合計				16,280		300	12,090	12,090	74.3

資料：都市計画道路路線別台帳（令和 3 年 3 月 31 日現在）北海道建設部都市環境課

② 都市計画公園

表 14 八雲町の都市計画公園

種別	番号	公園名	面積 (ha)
街区公園	2. 2. 1	未広児童公園	約 0.05
	2. 2. 2	東雲児童公園	約 0.08
	2. 2. 3	富士見児童公園	約 0.05
	2. 2. 4	東児童公園	約 0.16
近隣公園	3. 3. 1	さらんべ公園	約 3.70
	3. 3. 3	相生公園	約 2.00
	3. 3. 4	ひらの公園	約 3.60
地区公園	4. 4. 1	住初公園	約 5.90
広域公園	9. 6. 1	噴火湾パノラマパーク	約 62.70
緑地	1 0 1. 0. 1	梅村庭園緑地	約 0.40
合計			約 78.64

資料：平成 28 年 3 月 八雲町都市計画図

表 15 八雲町の都市公園（都市計画公園を除く）

種別	公園名	面積 (ha)
街区公園	あおば児童公園	約 0.07
	ぼぶら児童公園	約 0.09
	すずらん児童公園	約 0.06
	のばら児童公園	約 0.03
	こまどり児童公園	約 0.05
	かつら児童公園	約 0.11
近隣公園	シビック公園	約 2.56
	遊楽部公園	約 11.00
運動公園	八雲スポーツ公園	約 7.21
風致公園	立岩公園	約 2.58
都市緑地	遊楽部河畔公園	約 11.29
合計		約 35.06

資料：八雲町都市公園台帳（令和 2 年 3 月 31 日時点）

③ 下水道

表 16 下水道の状況

計画			供用		
計画排水区域 (ha)	計画処理区域 (ha)	計画下水管渠 (m)	供用排水区域 (ha)	処理区域 (ha)	下水管渠 (m)
404	404	4,500	378	378	4,500

資料：北海道の都市計画（令和3年3月31日）

資料3. アンケート調査結果概要

1 調査の概要

(1) 調査目的

町民の意識・要望等を把握し、「八雲町都市計画マスタープラン」策定の参考とすることを目的とします。

(2) 調査概要

- ・調査時点：令和３年９月１日現在
- ・調査期限：令和３年１０月１８日
- ・配布・回収方法：配布・回収ともに郵送
- ・調査対象：年代別、居住地域別に住民基本台帳より無作為に抽出（１,２００人）

(3) 回收状況

調査票の回収数は 418 票であり、回収率は 34.8%です。地域別に回収率をみると、熊石地区が最も高く 42.3%、次いで市街地が 34.4%、落部地区が 31.5%、郊外が 31.3%となっています。

地域別回収率

	配布数	回収数	回収率
市街地	732	252	34.4%
郊外	80	25	31.3%
落部地区	232	73	31.5%
熊石地区	156	66	42.3%
地区不明	—	2	—
合計	1,200	418	34.8%

(4) 質問項目

質問項目	質問内容
質問 1 あなた自身のことについて	・性別・年齢・職業・家族構成・通算居住年数・居住地域・住宅の種類
質問 2 交通手段について	・自家用車の有無（台数） ・最寄りの JR 駅までの所要時間 ・JR を利用する頻度 ・最もよく利用する交通手段 ・最寄りのバス停までの所要時間 ・バスを利用する頻度
質問 3 八雲町での暮らしについて	・居住環境で重要と考えるもの ・住み続けたい/他へ移りたいと思う理由 ・生活環境の満足度（項目別・総合的） ・今後の居住意向 ・災害時に不安を感じる点
質問 4 まちづくりに関する	・まちづくりを進めるために重要と思う対策 ・持続的な発展のためのまちづくりに関する
質問 5 自由記入	

(5) 調査データの表示について

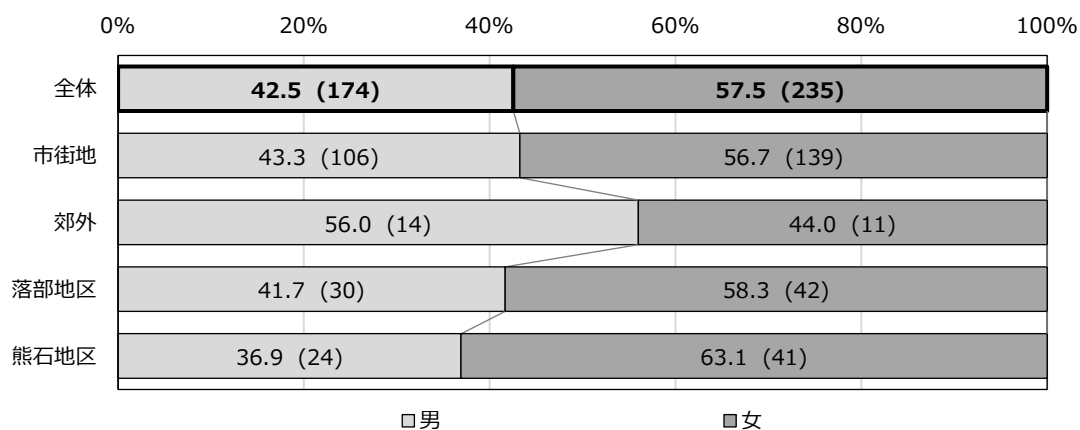
- ・グラフに表示されている n 値は、有効回答者数です。
- ・集計結果の % 表示は、小数点第 2 位を四捨五入してありますので、内訳の合計が 100%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、内訳の合計が 100%にならない場合があります。
- ・設問ごとの集計は、無回答を除いているため、有効回答数の合計が、全体の有効回答数と合致しないことがあります。

2 あなた自身のことについて

(1) 性別

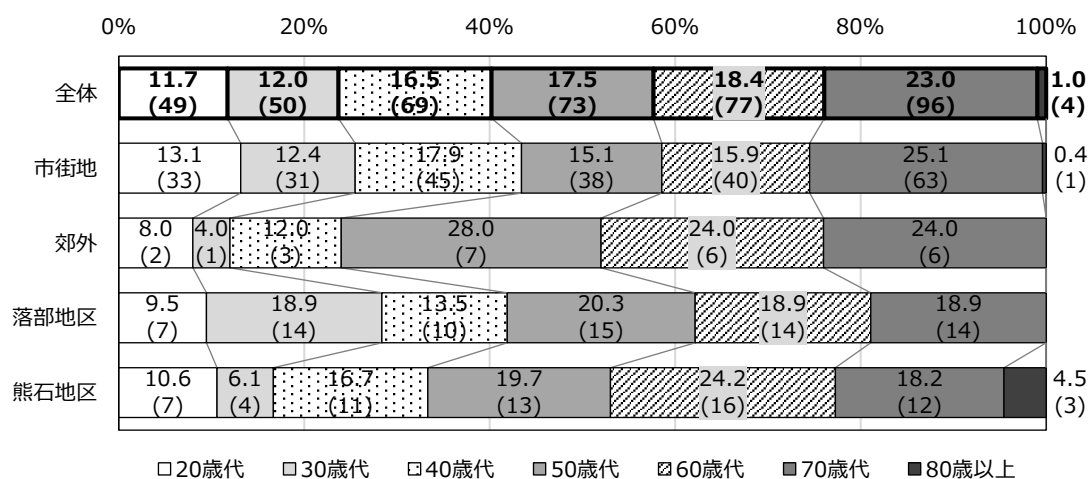
回答者の性別は、「男」が42.5%、「女」が57.5%です。

地域別にみると、郊外のみ「男」56.0%が「女」44.0%を上回っています。



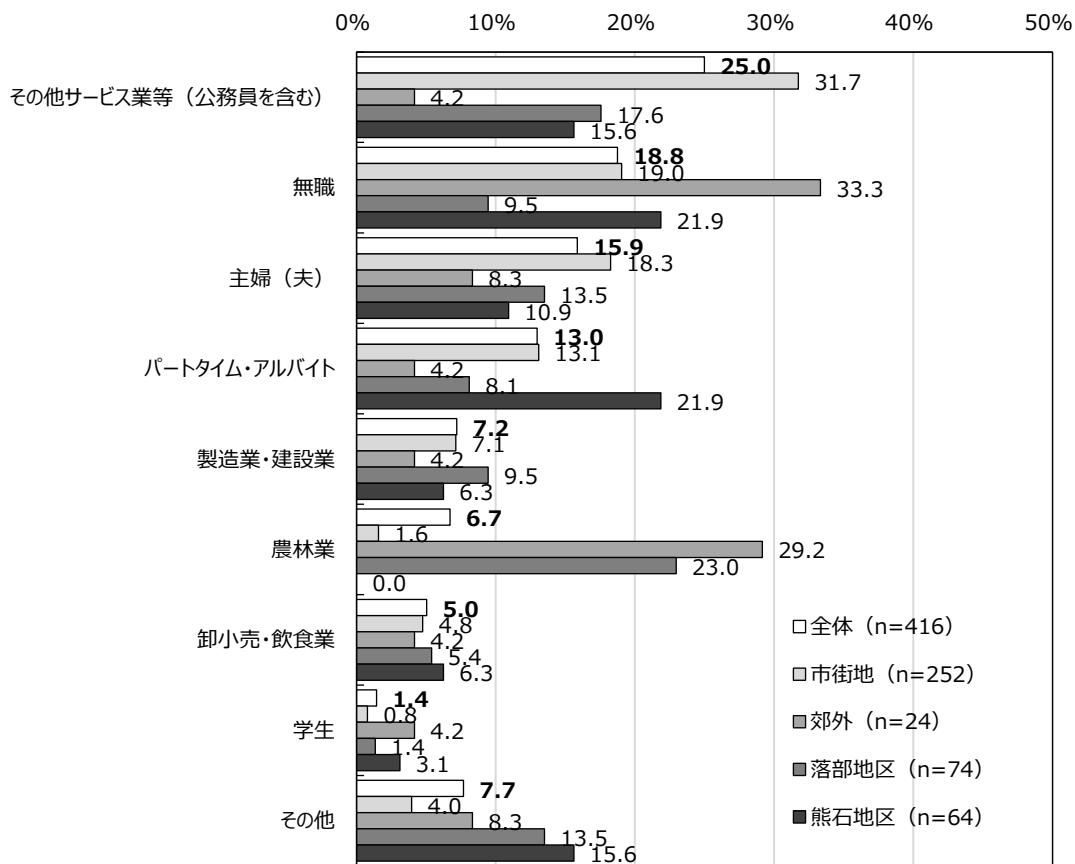
(2) 年齢

回答者の年齢は、「70 歳代」が 23.0%で最も高く、以下「60 歳代」が 18.4%、「50 歳代」が 17.5%、「40 歳代」が 16.5%です。



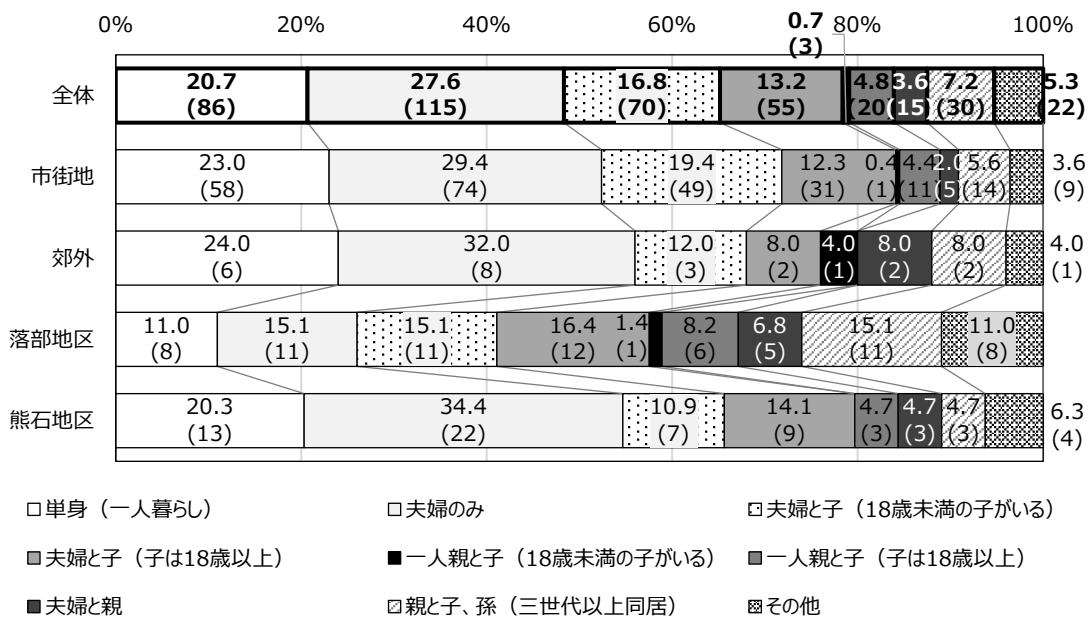
(3) 職業 (複数回答)

回答者の職業は、「その他サービス業等（公務員を含む）」が25.0%と最も多く、以下「無職」18.8%、「主婦（夫）」15.9%、「パートタイム・アルバイト」13.0%です。



(4) 家族構成

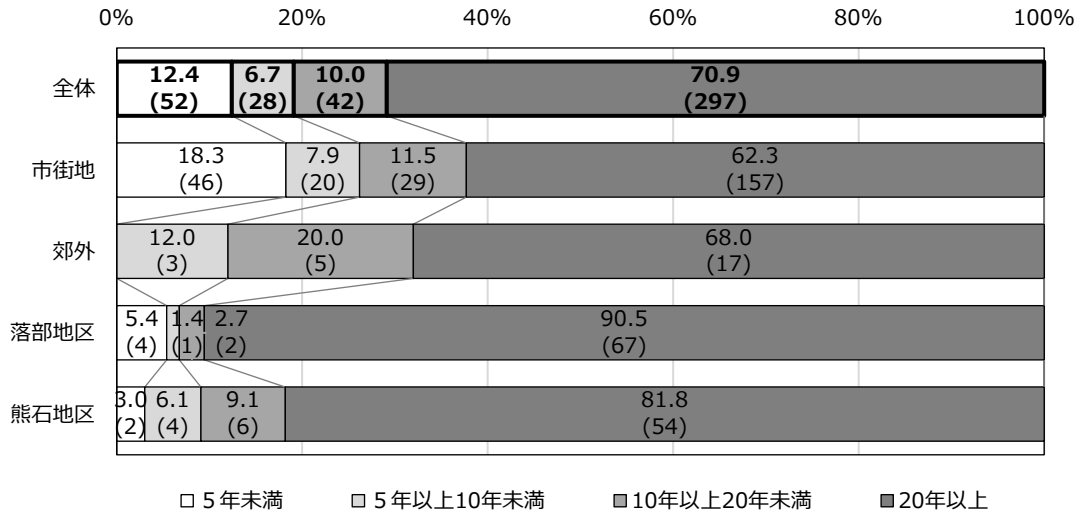
回答者の家族構成は、「夫婦のみ」が27.6%と最も多く、以下「単身（一人暮らし）」20.7%、「夫婦と子（18歳未満の子がいる）」16.8%、「夫婦と子（子は18歳以上）」13.2%です。



(5) 八雲町での通算居住年数

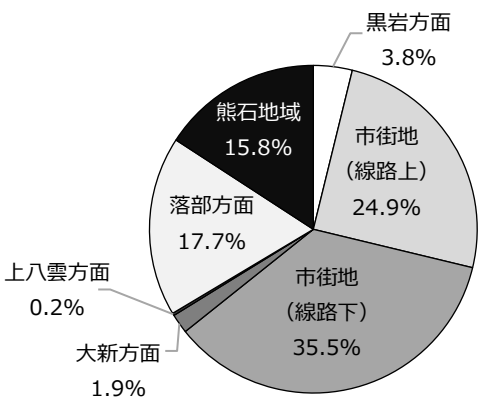
八雲町に住み始めてからの通算居住年数は、「20 年以上」が 70.9%と 7 割を超え、以下「5 年未満」が 12.4%、「10 年以上 20 年未満」が 10.0%、「5 年以上 10 年未満」が 6.7%となっています。

地域別にみても、全ての地域で「20 年以上」が 6 割以上を占めています。



(6) 居住地域

回答者の居住地域は、「市街地（線路上）」24.9%、「市街地（線路下）」35.5%と「市街地」が 6 割を占め、以下「落部方面」17.7%、「熊石地域」15.8%、「黒岩方面」3.8%、「大新方面」1.9%、「上八雲方面」0.2%です。

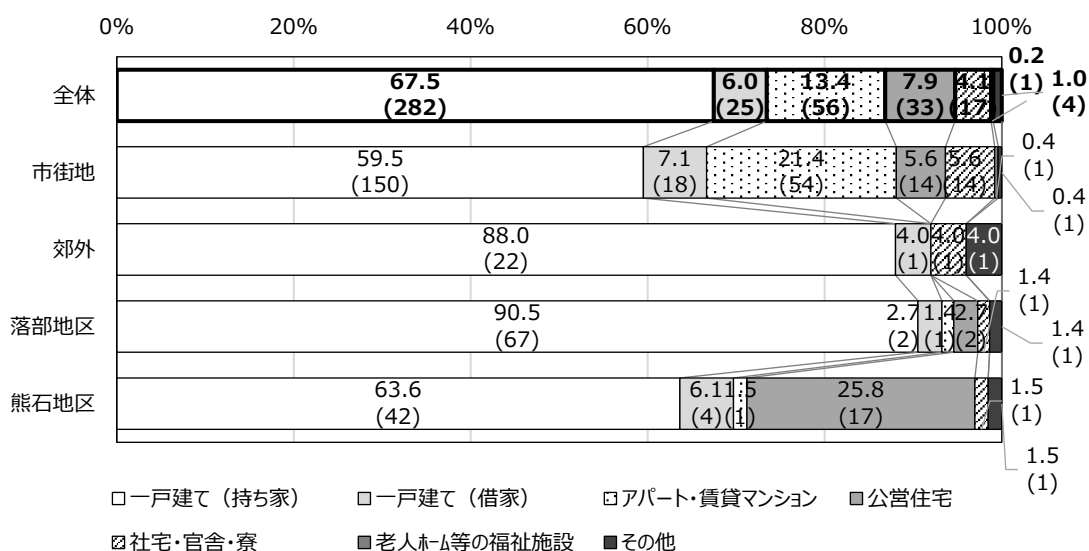


	件数	構成比
黒岩方面	16	3.8%
市街地（線路上）	104	24.9%
市街地（線路下）	148	35.5%
大新方面	8	1.9%
上八雲方面	1	0.2%
落部方面	74	17.7%
熊石地域	66	15.8%
回答者数	417	100.0%

(7) 住宅の種類

回答者の住まいは、「一戸建て（持ち家）」が67.5%と6割を超え、以下「アパート・賃貸マンション」が13.4%、「公営住宅」が7.9%、「一戸建て（借家）」が6.0%です。

地域別にみると「一戸建て（持ち家）」の構成比は落部地区が90.5%、郊外が88.0%と全ての地域で半数を超え、「公営住宅」の構成比は、熊石地区が25.8%となっています。

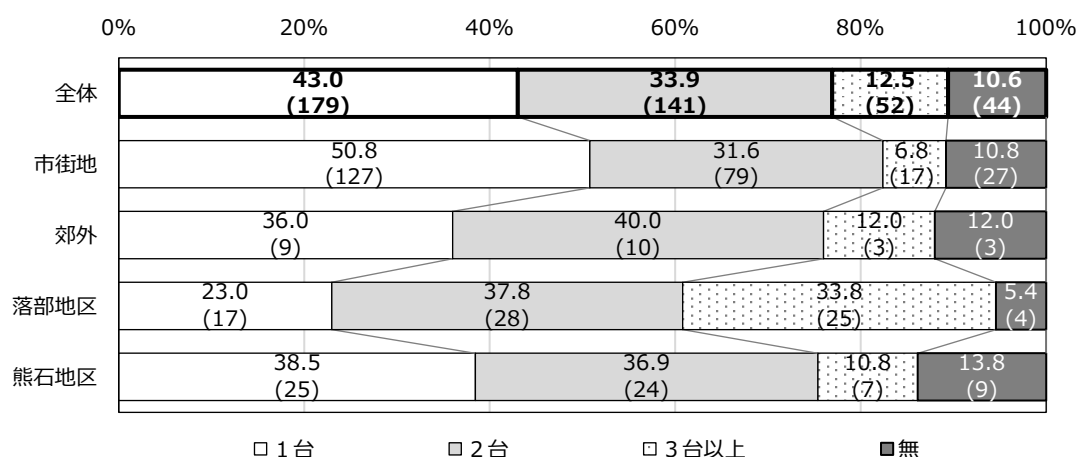


3 交通手段について

(1) 自家用車の有無（台数）

回答者の自動車の保有状況は、「有」89.4%、「無」10.6%となっています。2台以上所有している世帯もあり平均保有台数は1.54台／世帯となっています。

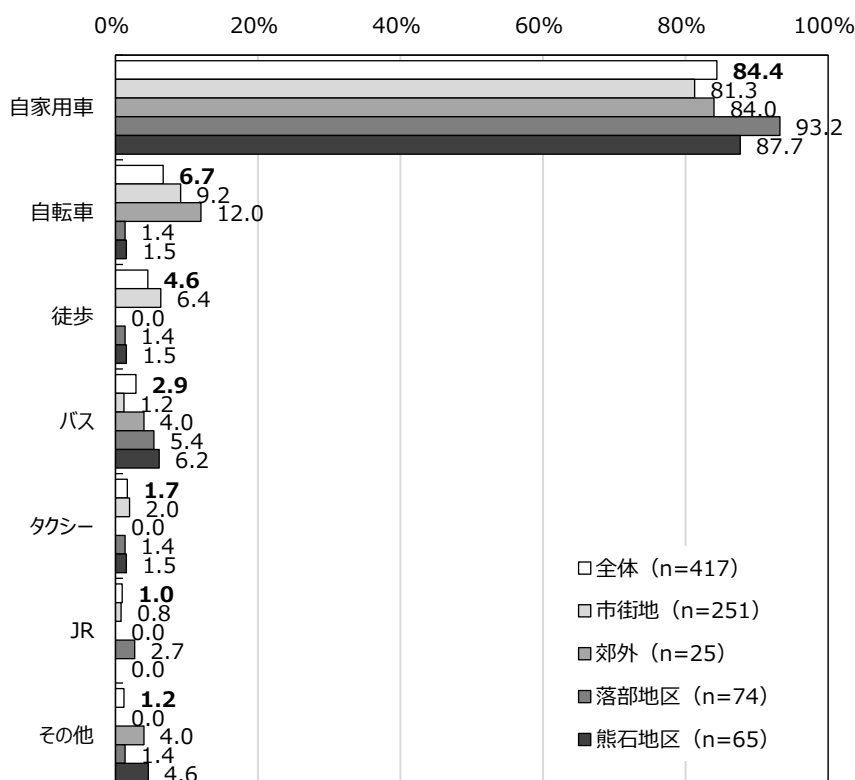
地域別にみると、市街地は「有」89.2%、平均保有台数1.35台／世帯、郊外は「有」88.0%、平均保有台数1.64台／世帯、落部地区は「有」94.6%、平均保有台数2.19台／世帯、熊石地区は「有」86.2%、平均保有台数1.49台／世帯となっています。



(2) 利用する交通手段（複数回答）

回答者の最もよく利用する交通手段は、「自家用車」が84.4%ととりわけ多く、以下「自転車」6.7%、「徒歩」4.6%、「バス」2.9%です。

地域別にみても、全ての地域で「自家用車」は8割以上を占めています。

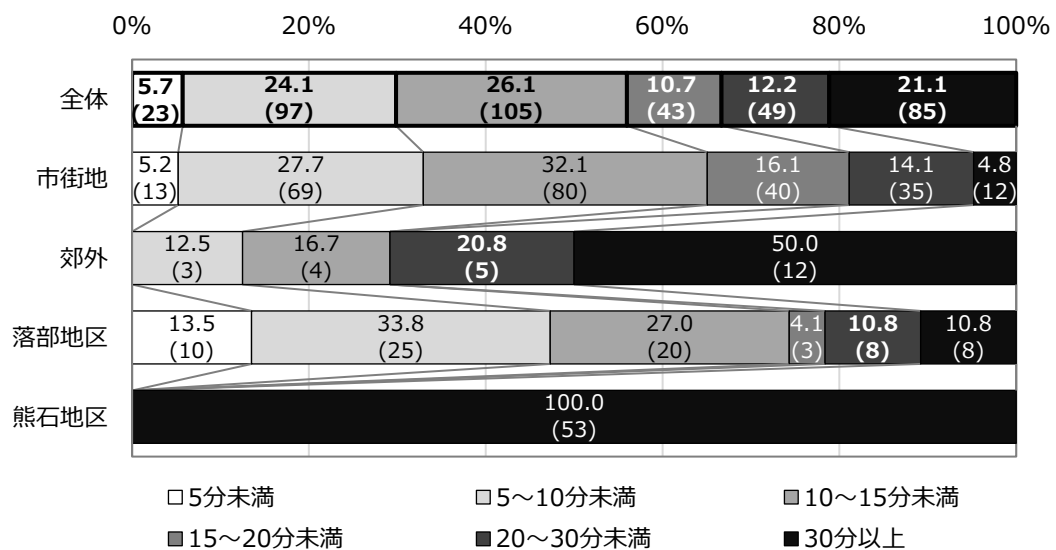


（３）最寄りの JR 駅までの所要時間（徒歩）

最寄りの JR 駅までの所要時間（徒歩）は、「10～15 分未満」が 26.1%と最も多く、以下、「5～10 分未満」が 24.1%、「30 分以上」が 21.1%、「20～30 分未満」が 12.2%、「15～20 分未満」が 10.7%、「5 分未満」は 5.7%となっています。

また、平均所要時間は全体で 19.7 分です。地域別にみると、落部地区が 14.5 分と最も短く、次いで市街地の 14.7 分、それ以外の地域では 30 分以上かかっています。

※平均所要時間は、「5 分未満」を 2.5 分、「5～10 分未満」を 7.5 分、「10～15 分未満」を 12.5 分、「15～20 分未満」を 17.5 分、「20～30 分未満」を 25 分、「30 分以上」を 45 分と想定し算出

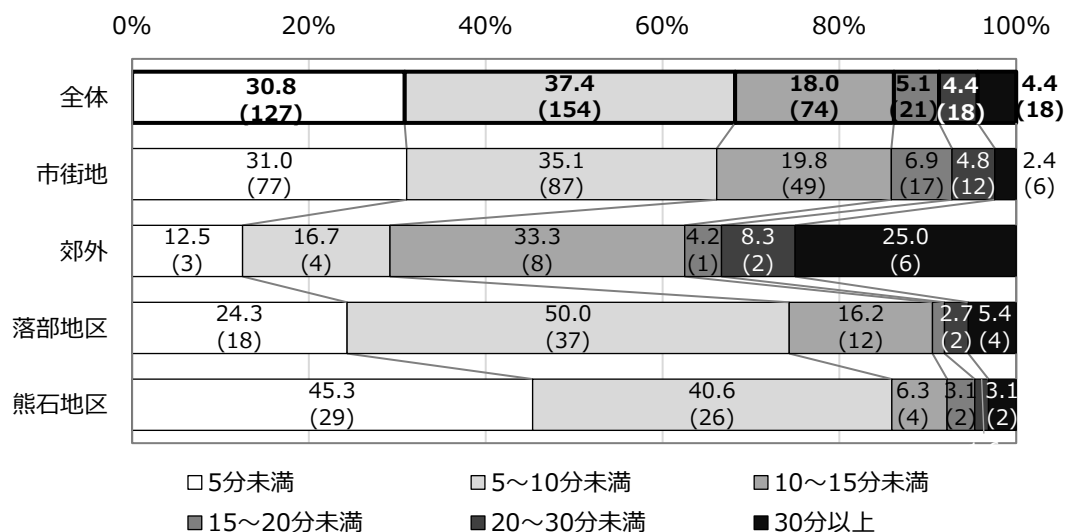


（４）最寄りのバス停までの所要時間（徒歩）

最寄りのバス停までの所要時間（徒歩）は、「5～10 分未満」が 37.4%と最も多く、以下、「5 分未満」が 30.8%、「10～15 分未満」が 18.0%、「15～20 分未満」が 5.1%、「20～30 分未満」及び「30 分以上」が 4.4%となっています。

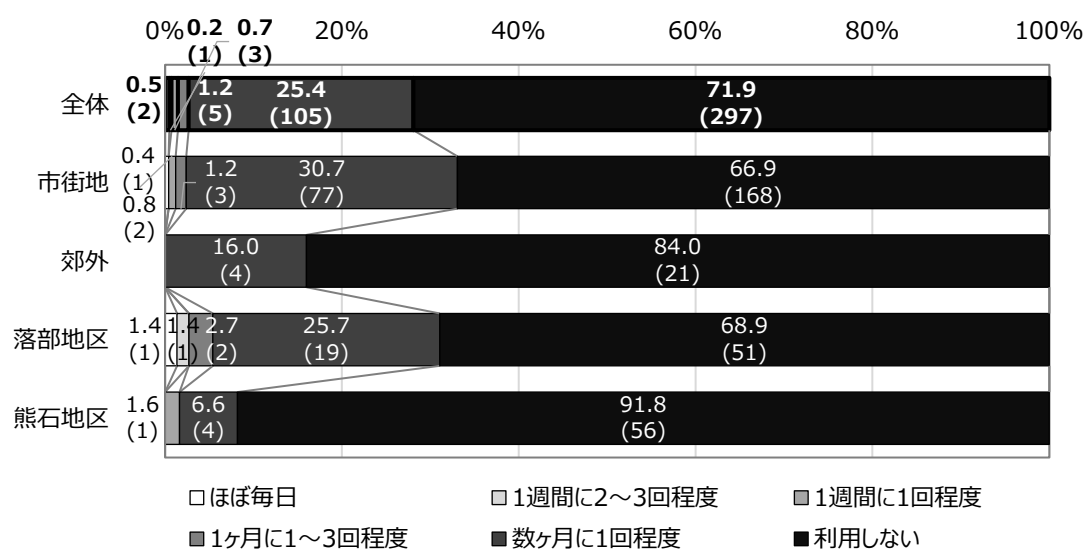
また、平均所要時間は全体で 9.8 分です。地域別にみると、熊石地区が 7.3 分と最も短く、次いで市街地 9.4 分、落部地区 9.7 分、郊外では約 20 分かかっています。

※平均所要時間は、「5 分未満」を 2.5 分、「5～10 分未満」を 7.5 分、「10～15 分未満」を 12.5 分、「15～20 分未満」を 17.5 分、「20～30 分未満」を 25 分、「30 分以上」を 45 分と想定し算出



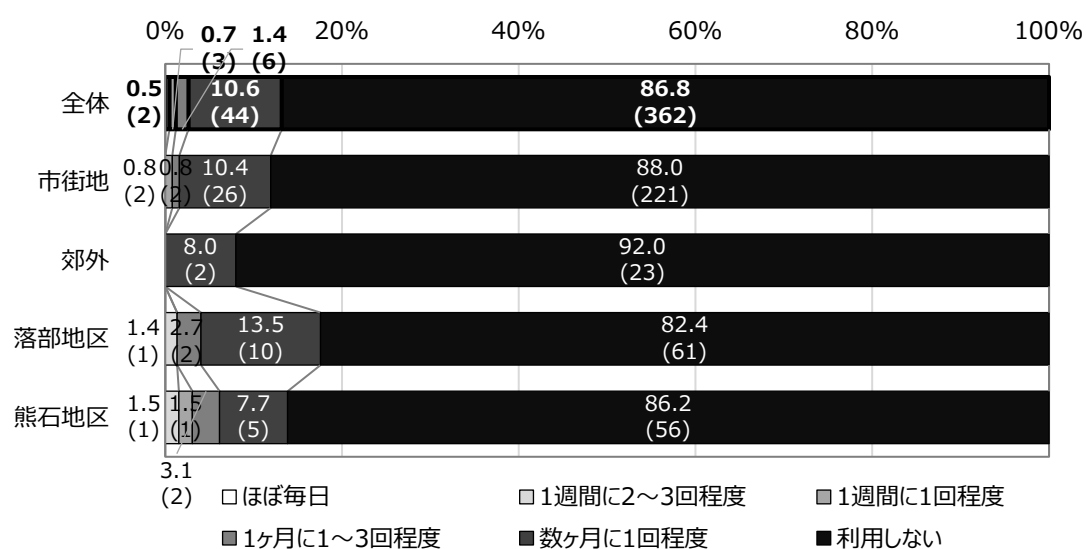
(5) JRの利用頻度

JRの利用頻度は、「利用しない」が71.9%と最も多く、以下、「数ヶ月に1回程度」が25.4%、「1ヶ月に1～3回程度」が1.2%、「1週間に1回程度」が0.7%、「1週間に2～3回程度」が0.2%、「ほぼ毎日」は0.5%となっています。「ほぼ毎日」、「1週間に2～3回程度」、「1週間に1回程度」、「1ヶ月に1～3回」を合わせた定期利用者は2.7%のみです。



(6) バスの利用頻度

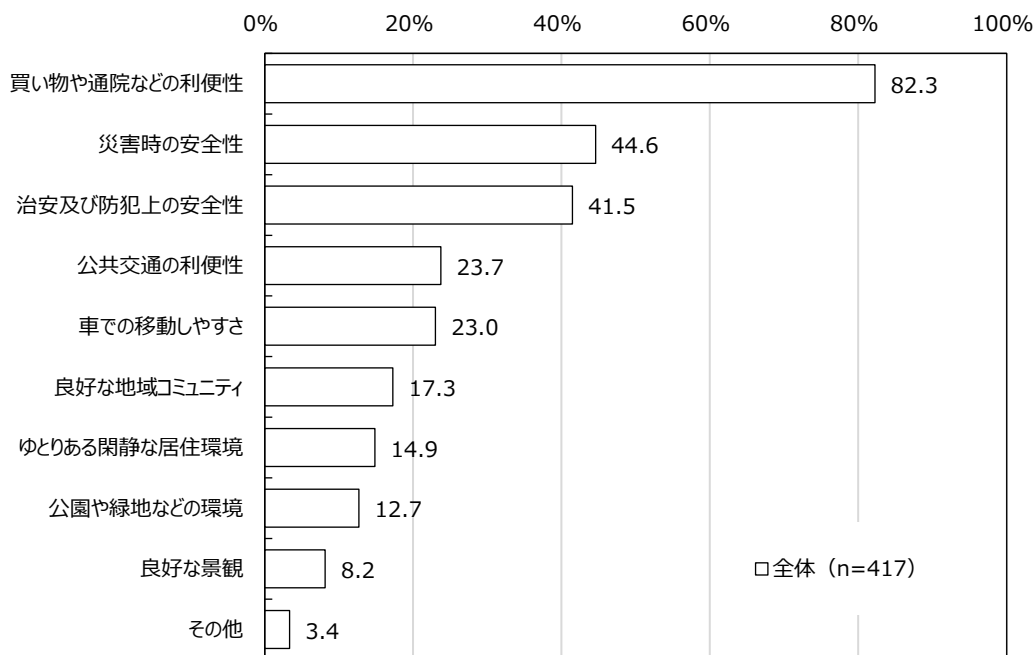
バスの利用頻度は、「利用しない」が86.8%と最も多く、以下、「数ヶ月に1回程度」が10.6%、「1ヶ月に1～3回程度」が1.4%、「1週間に1回程度」が0.7%、「1週間に2～3回程度」が0.5%、「ほぼ毎日」は0.0%となっています。「ほぼ毎日」、「1週間に2～3回程度」、「1週間に1回程度」、「1ヶ月に1～3回」を合わせた定期利用者は2.6%のみです。



4 八雲町での暮らしについて

(1) 居住環境で重要と考えること（複数回答）

居住環境で重要と考えるものは、「買い物や通院などの利便性」が82.3%ととりわけ多く、以下、多い順に、「災害時の安全性」44.6%、「治安及び防犯上の安全性」41.5%となっています。



地区	買い物や通院などの利便性	ゆとりある閑静な居住環境	公共交通の利便性	車での移動しやすさ	災害時の安全性	治安及び防犯上の安全性	公園や緑地などの環境	良好な景観	良好な地域コミュニティ	その他	回答者数
市街地	202 80.5%	46 18.3%	46 18.3%	45 17.9%	113 45.0%	123 49.0%	39 15.5%	20 8.0%	44 17.5%	9 3.6%	251 100.0%
郊外	22 88.0%	2 8.0%	7 28.0%	7 28.0%	10 40.0%	8 32.0%	3 12.0%	2 8.0%	3 12.0%	0 0.0%	25 100.0%
落部地区	62 83.8%	9 12.2%	23 31.1%	21 28.4%	30 40.5%	28 37.8%	9 12.2%	9 12.2%	13 17.6%	1 1.4%	74 100.0%
熊石地区	56 86.2%	4 6.2%	22 33.8%	23 35.4%	32 49.2%	14 21.5%	2 3.1%	3 4.6%	12 18.5%	4 6.2%	65 100.0%
地区不明	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
合計	343 82.3%	62 14.9%	99 23.7%	96 23.0%	186 44.6%	173 41.5%	53 12.7%	34 8.2%	72 17.3%	14 3.4%	417 100.0%

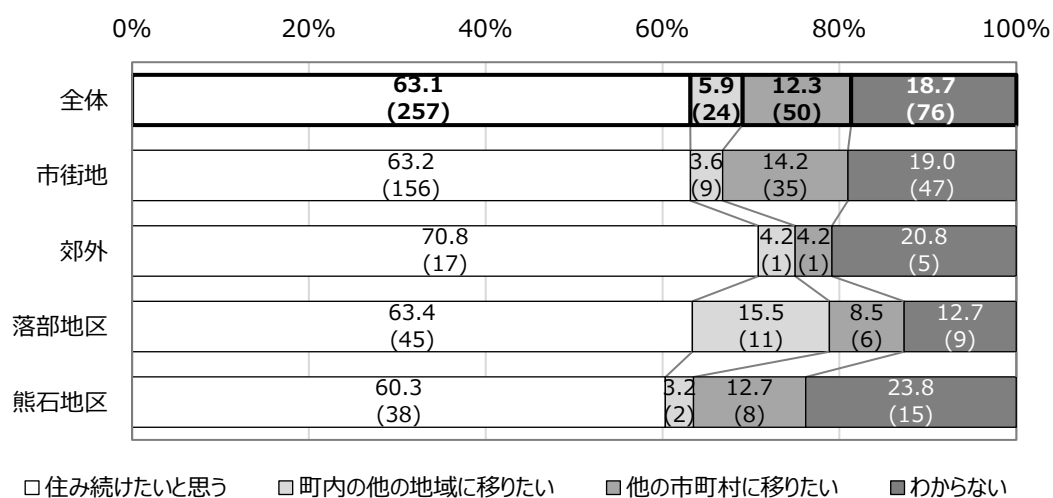
その他の内容

- ・ 除雪 (2)
- ・ 買物
- ・ 通信インフラの整備
- ・ 歩道の数
- ・ 働く場所がたくさんある事
- ・ 子供を育てやすい環境

- ・ マイナンバーカードでのデジタル行財政サービスの向上
- ・ 安心な老後、特に医療について
- ・ 自然環境保全（放置ゴミ多い）
- ・ 二人の親と自家がここにあるから通勤する
- ・ 免許返納後の交通手段
- ・ 特になし/何もない

(2) 今後の居留意向

今後の居留意向は、「住み続けたいと思う」が63.1%と6割強を占め、次いで、「わからない」18.7%、「他の市町村へ移りたい」12.3%、「町内の他の地域に移りたい」5.9%となっています。「住み続けたいと思う」と「町内の他の地域に移りたい」を合わせた町内での居留意向は69.0%です。



その他の市町村

- ・札幌市 (17)
- ・札幌市、東京都
- ・本州地域又は札幌市
- ・千歳市か伊達市

- ・函館市 (4)
- ・千歳市、札幌市
- ・乙部町か厚沢部町
- ・子供達のいる町

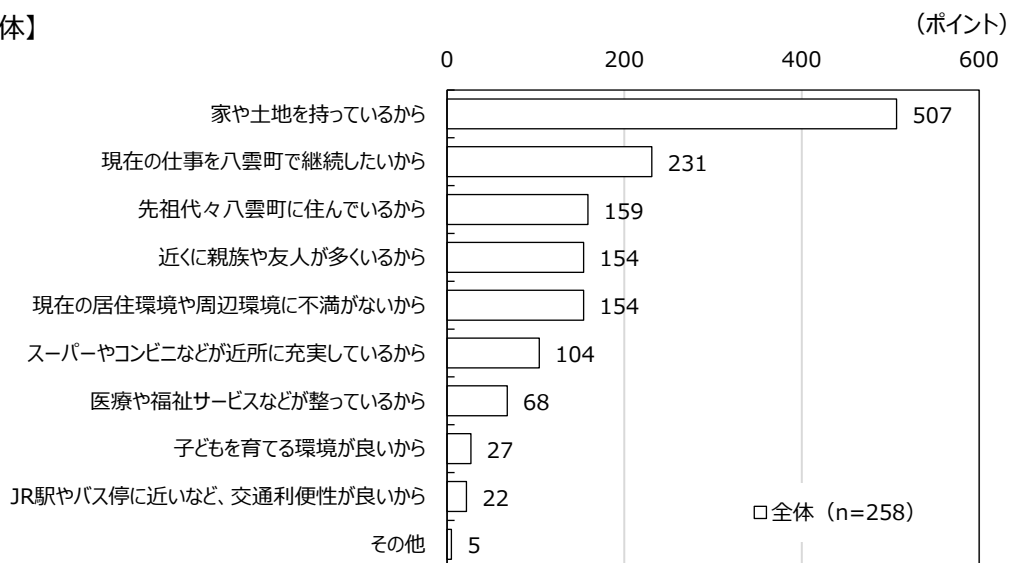
- ・函館市、札幌市 (2)
- ・函館市、札幌市、森町
- ・七飯町

（３）住み続けたいと思う理由（（２）で「１」回答者）

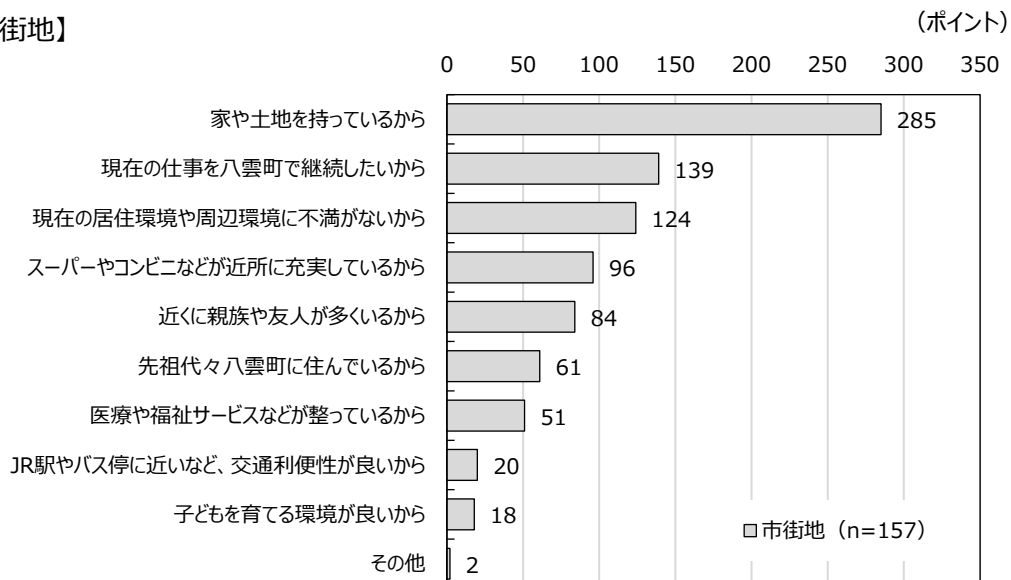
（２）で住み続けたいと回答した方の住み続けたい理由は、「家や土地を持っているから」がとりわけ多く、以下、「現在の仕事を八雲町で継続したいから」、「先祖代々八雲町に住んでいるから」、「近くに親族や友人が多くいるから」及び「現在の居住環境や周辺環境に不満がないから」の順になっています。

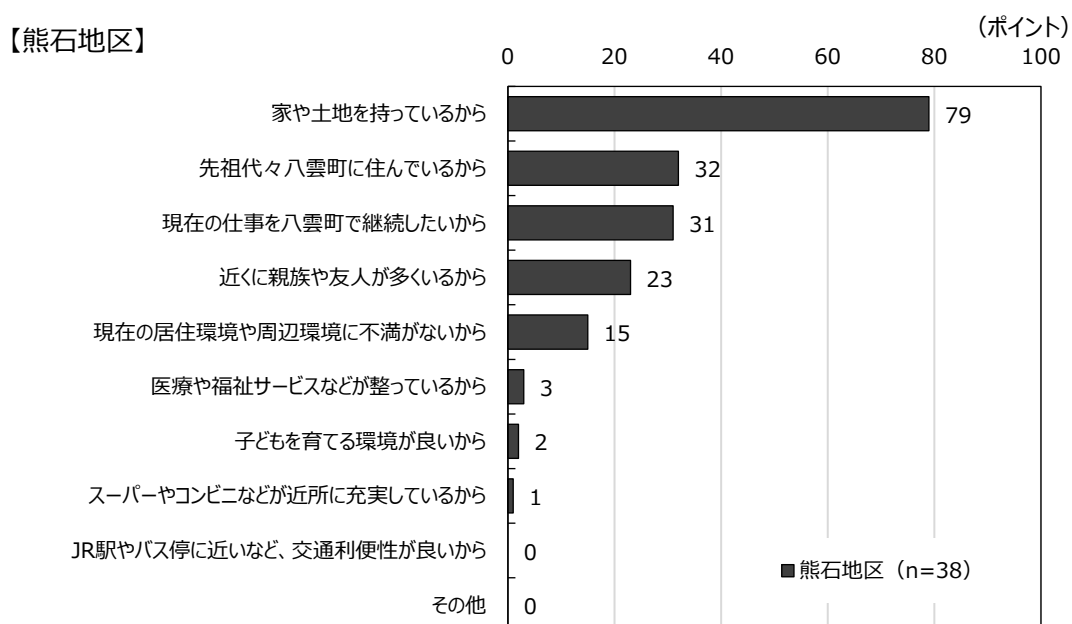
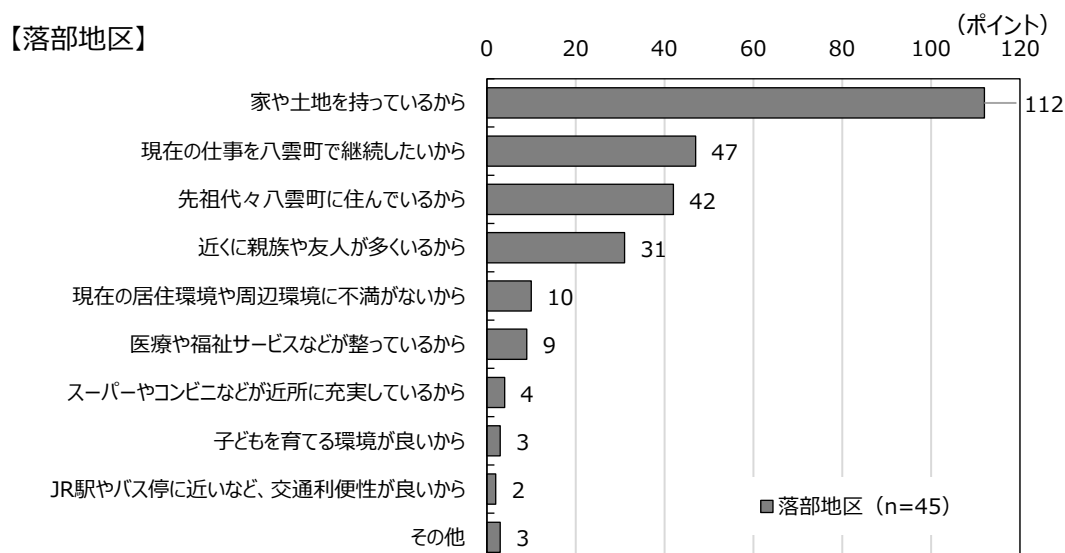
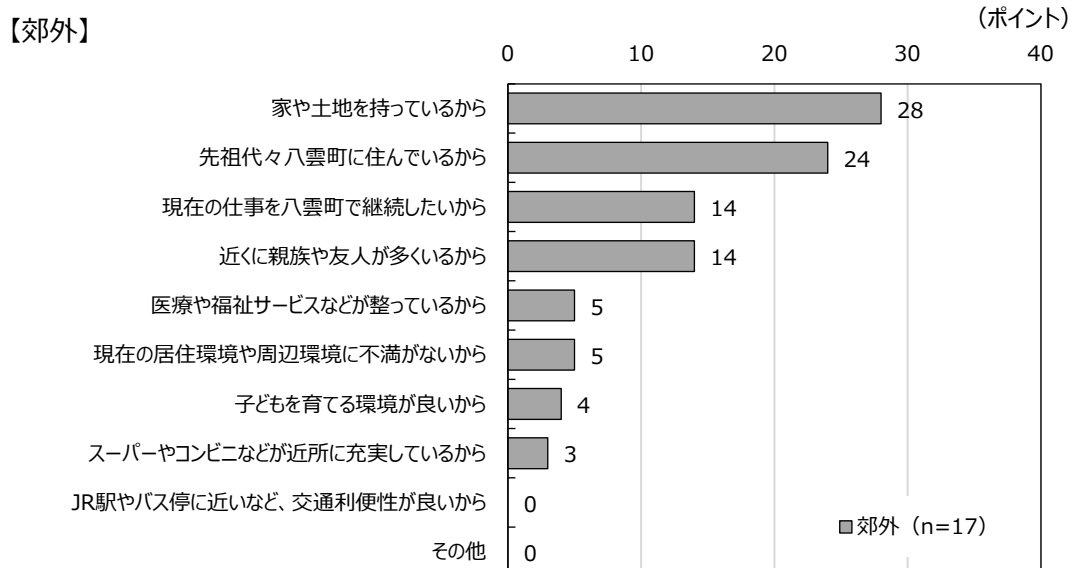
※ポイント換算：１位を３ポイント、２位を２ポイント、３位を１ポイント、順位不明を２ポイントとして換算。

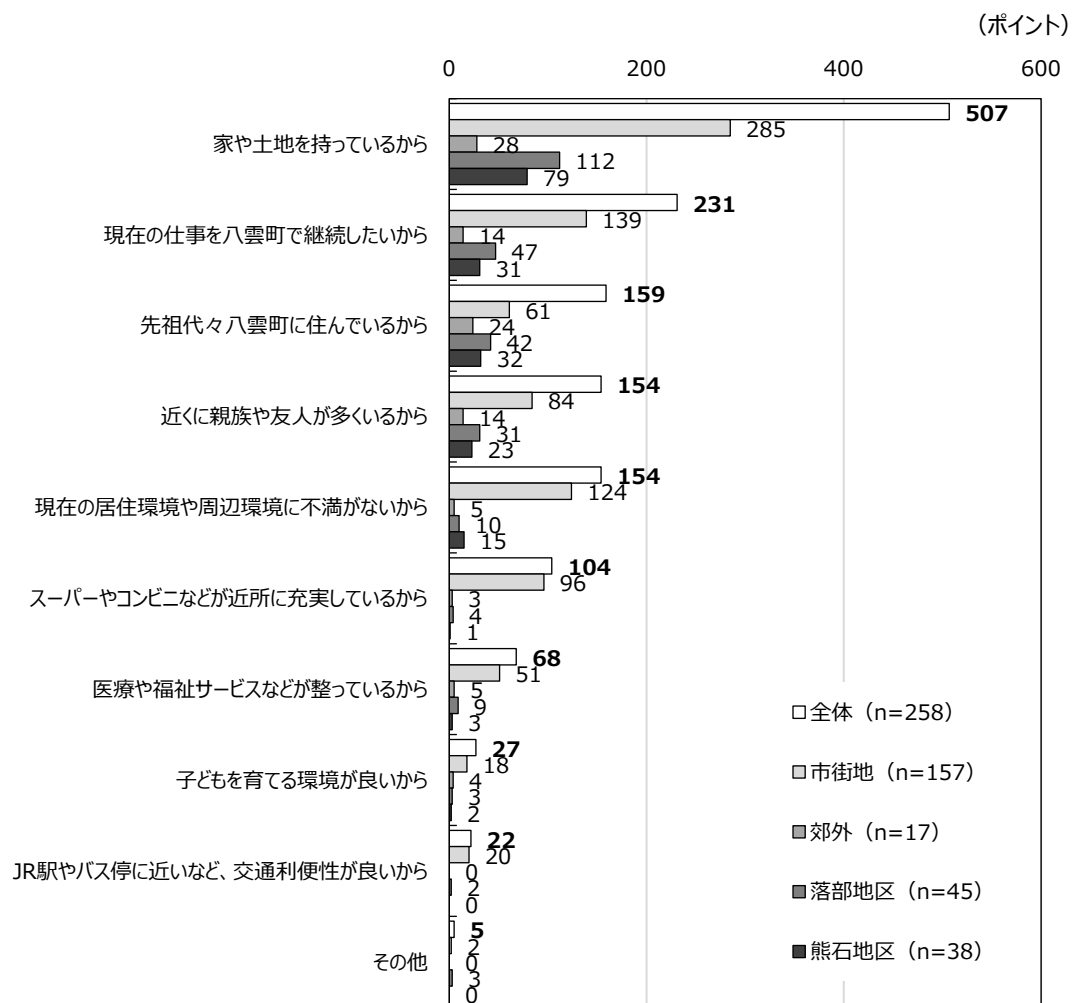
【全体】



【市街地】

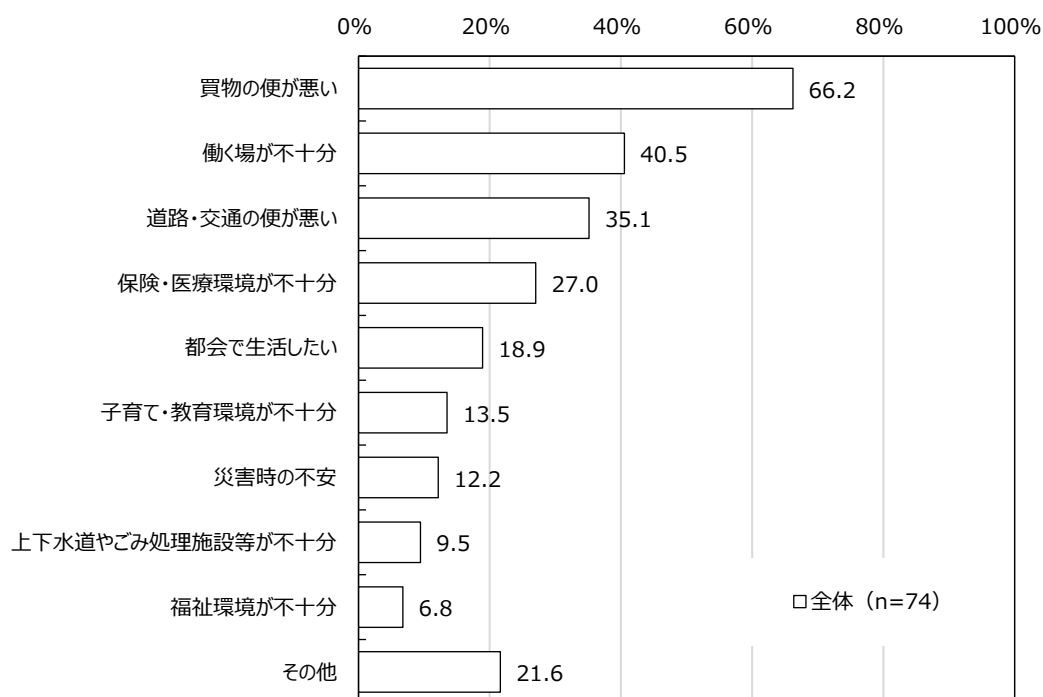






（４）他に移りたいと思う理由（複数回答）（（２）で「２」、「３」回答者）

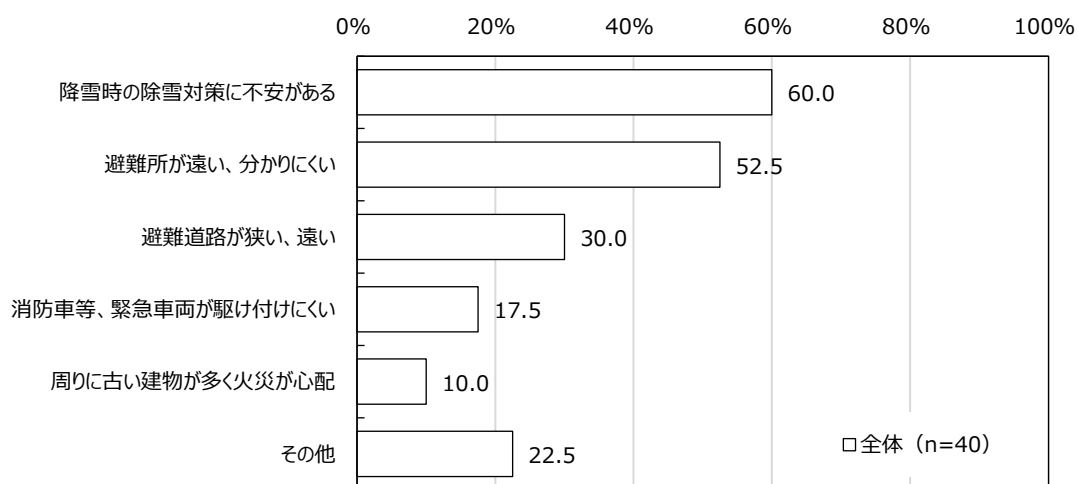
（２）で「町内の他の地域に移りたい」、「他の市町村へ移りたい」と回答した方の移りたい理由は、「買い物の便が悪い」が最も多く、以下、「働く場が不十分」、「道路・交通の便が悪い」、「保健・医療環境が不十分」の順になっています。



地区	上・下水道やごみ処理施設などの生活環境施設が不十分	災害時の不安	道路・交通の便が悪い	保険・医療環境が不十分	福祉環境が不十分	子育て・教育環境が不十分	買物の便が悪い	働く場が不十分	都会で生活したい	その他	回答者数
市街地	3 6.8%	5 11.4%	12 27.3%	16 36.4%	4 9.1%	8 18.2%	25 56.8%	16 36.4%	8 18.2%	13 29.5%	44 100.0%
郊外	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
落部地区	2 11.8%	1 5.9%	8 47.1%	3 17.6%	1 5.9%	2 11.8%	13 76.5%	6 35.3%	3 17.6%	2 11.8%	17 100.0%
熊石地区	1 10.0%	2 20.0%	5 50.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 80.0%	8 80.0%	3 30.0%	1 10.0%	10 100.0%
地区不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 100.0%
合計	7 9.5%	9 12.2%	26 35.1%	20 27.0%	5 6.8%	10 13.5%	49 66.2%	30 40.5%	14 18.9%	16 21.6%	74 100.0%

（５）災害時の不安（複数回答）

災害時の不安は、「降雪時の除雪対策に不安がある」が 60.0%と最も多く、次いで、「避難所が遠い、または分かりにくい」52.5%、「避難道路が狭い、または遠い」30.0%、「その他」22.5%となっています。

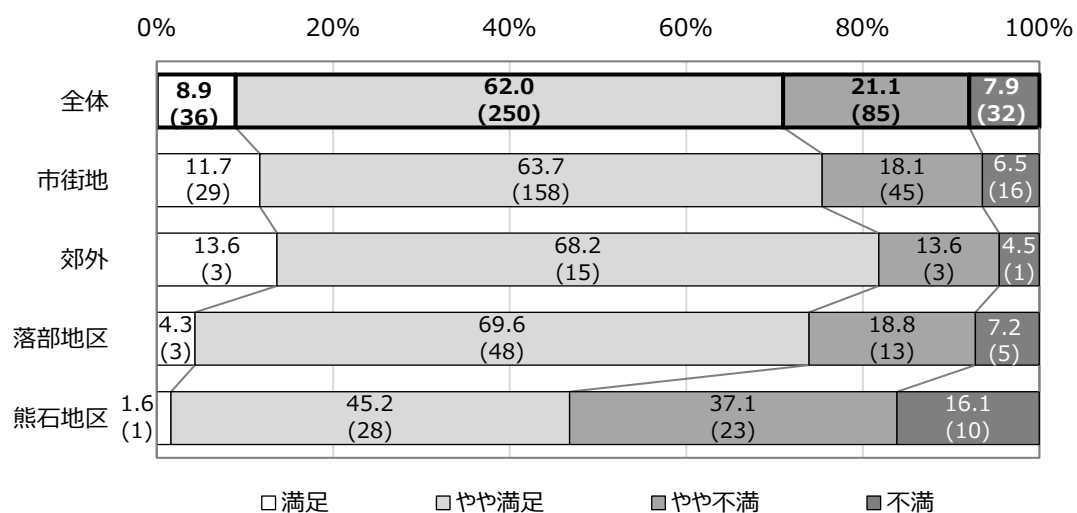


地区	避難所が遠い、または分かりにくい	避難道路が狭い、または遠い	消防車、救急車等、緊急車両が駆け付けにくい	周りに古い建物が多く火災が心配	降雪時の除雪対策に不安がある	その他	回答者数
市街地	12 57.1%	6 28.6%	3 14.3%	3 14.3%	11 52.4%	5 23.8%	21 100.0%
郊外	1 50.0%	1 50.0%	1 50.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	2 100.0%
落部地区	3 50.0%	0 0.0%	2 33.3%	0 0.0%	4 66.7%	2 33.3%	6 100.0%
熊石地区	5 45.5%	5 45.5%	1 9.1%	1 9.1%	8 72.7%	2 18.2%	11 100.0%
地区不明	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -	0 -
合計	21 52.5%	12 30.0%	7 17.5%	4 10.0%	24 60.0%	9 22.5%	40 100.0%

5 生活環境の満足度

(1) 生活環境全般の満足度

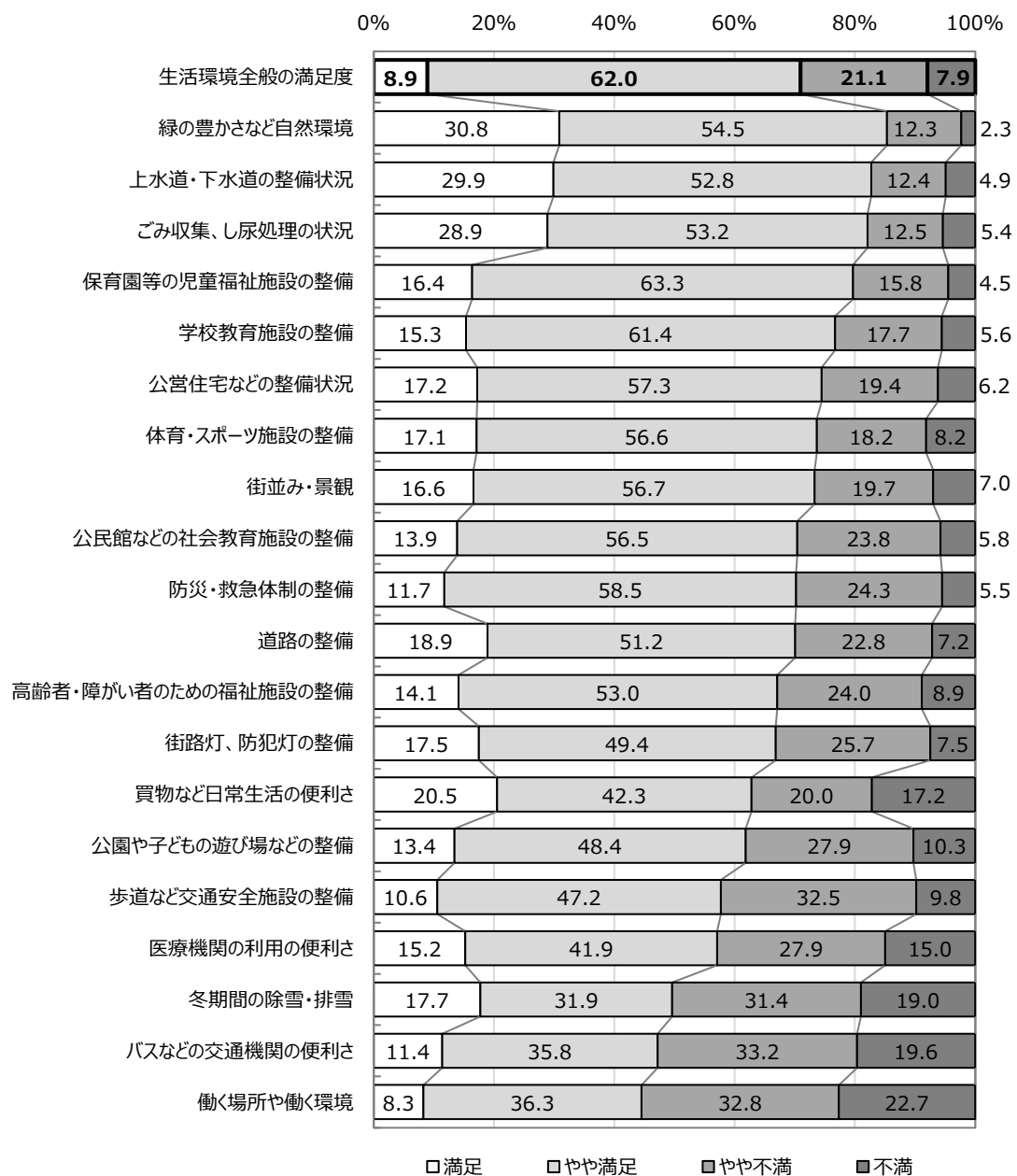
生活環境全般の満足度は、「満足」または「まあ満足」（以下、「満足傾向」）が71.0%、「やや不満」または「非常に不満」（以下、「不満傾向」）は29.0%であり、「満足傾向」が「不満傾向」を大きく上回っています。



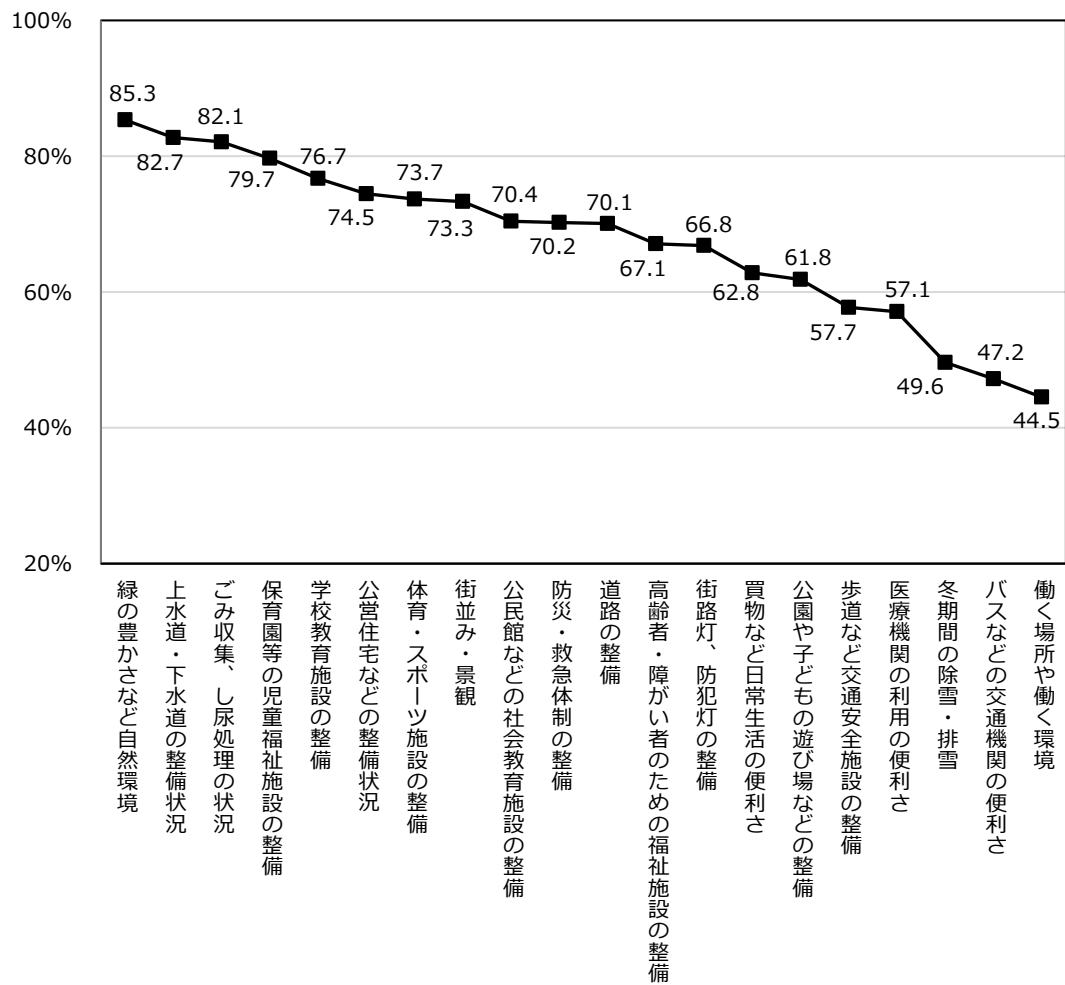
（２）項目別の満足度の比較

生活環境に関する 20 項目の満足度を比較すると、17 項目で「満足傾向」が「不満傾向」を上回っています。「満足傾向」が高い項目は、高い順に「緑の豊かさなど自然環境」、「上水道・下水道の整備状況」、「ごみ収集、し尿処理の状況」となっており、これら 3 項目の「満足傾向」は 8 割を超えています。

また、「不満傾向」が「満足傾向」を上回っているのは、不満度の高い順に「働く場所や働く環境」、「バスなどの交通機関便利さ」、「冬期間の除雪・排雪」の 3 項目となっています。



	満足	やや満足	やや不満	不満	回答者数
生活環境全般の満足度	36 8.9%	250 62.0%	85 21.1%	32 7.9%	403 100.0%
道路の整備	74 18.9%	200 51.2%	89 22.8%	28 7.2%	391 100.0%
歩道など交通安全施設の整備	41 10.6%	183 47.2%	126 32.5%	38 9.8%	388 100.0%
街路灯、防犯灯の整備	68 17.5%	192 49.4%	100 25.7%	29 7.5%	389 100.0%
冬期間の除雪・排雪	70 17.7%	126 31.9%	124 31.4%	75 19.0%	395 100.0%
公園や子どもの遊び場などの整備	51 13.4%	184 48.4%	106 27.9%	39 10.3%	380 100.0%
バスなどの交通機関の便利さ	43 11.4%	135 35.8%	125 33.2%	74 19.6%	377 100.0%
買物など日常生活の便利さ	80 20.5%	165 42.3%	78 20.0%	67 17.2%	390 100.0%
医療機関の利用の便利さ	60 15.2%	165 41.9%	110 27.9%	59 15.0%	394 100.0%
防災・救急体制の整備	45 11.7%	224 58.5%	93 24.3%	21 5.5%	383 100.0%
保育園等の児童福祉施設の整備	62 16.4%	240 63.3%	60 15.8%	17 4.5%	379 100.0%
高齢者・障がい者のための福祉施設の整備	54 14.1%	203 53.0%	92 24.0%	34 8.9%	383 100.0%
学校教育施設の整備	58 15.3%	232 61.4%	67 17.7%	21 5.6%	378 100.0%
公民館などの社会教育施設の整備	53 13.9%	216 56.5%	91 23.8%	22 5.8%	382 100.0%
体育・スポーツ施設の整備	65 17.1%	215 56.6%	69 18.2%	31 8.2%	380 100.0%
働く場所や働く環境	31 8.3%	136 36.3%	123 32.8%	85 22.7%	375 100.0%
ごみ収集、し尿処理の状況	113 28.9%	208 53.2%	49 12.5%	21 5.4%	391 100.0%
上水道・下水道の整備状況	116 29.9%	205 52.8%	48 12.4%	19 4.9%	388 100.0%
公営住宅などの整備状況	64 17.2%	213 57.3%	72 19.4%	23 6.2%	372 100.0%
街並み・景観	64 16.6%	219 56.7%	76 19.7%	27 7.0%	386 100.0%
緑の豊かさなど自然環境	120 30.8%	212 54.5%	48 12.3%	9 2.3%	389 100.0%



（３）満足平均と期待度

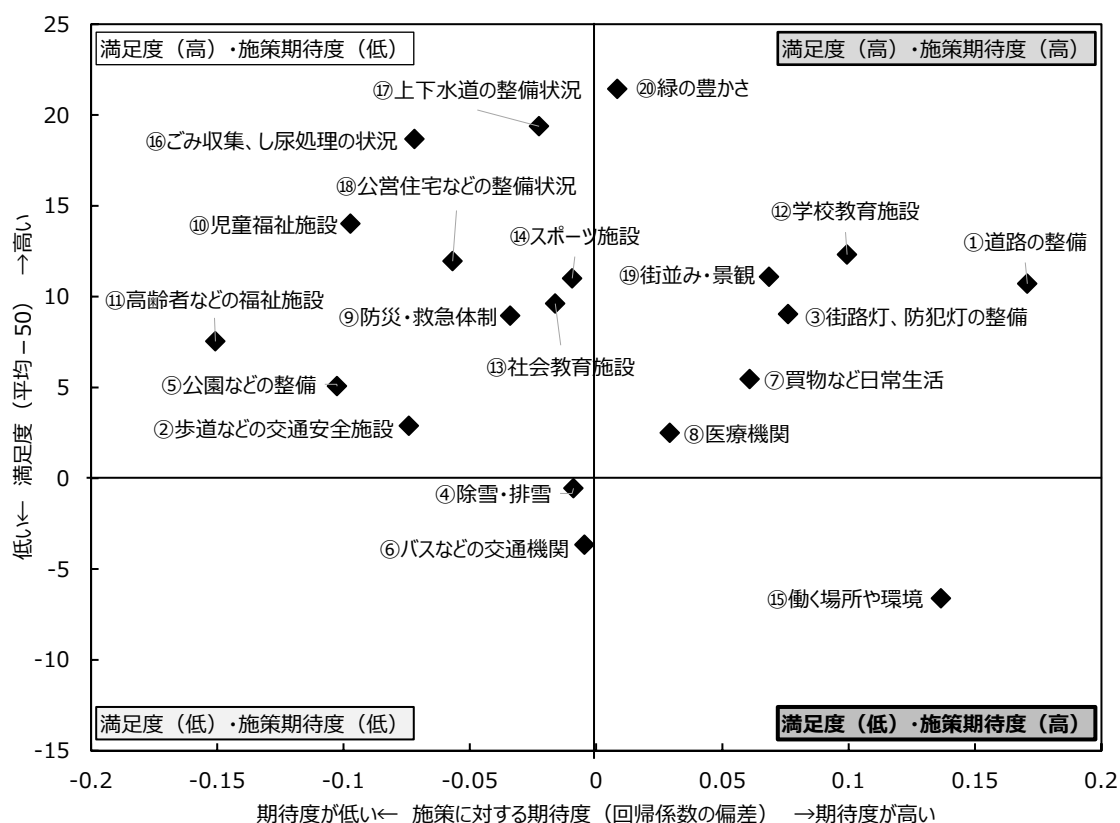
全体満足度及び各項目満足度結果から、現状の満足度平均※１と各項目に対する期待度※２を４つの領域に分類し、回答特性をみると、下図のようになります。

改善の期待が高い項目としては、「働く場所や環境」が挙げられます。

※１ 満足：100点 やや満足：67点 やや不満：33点 不満：0点として数値化した回答全体の平均値

※２ 各項目の満足度が全般満足度に与える影響（期待）を重回帰分析により算出

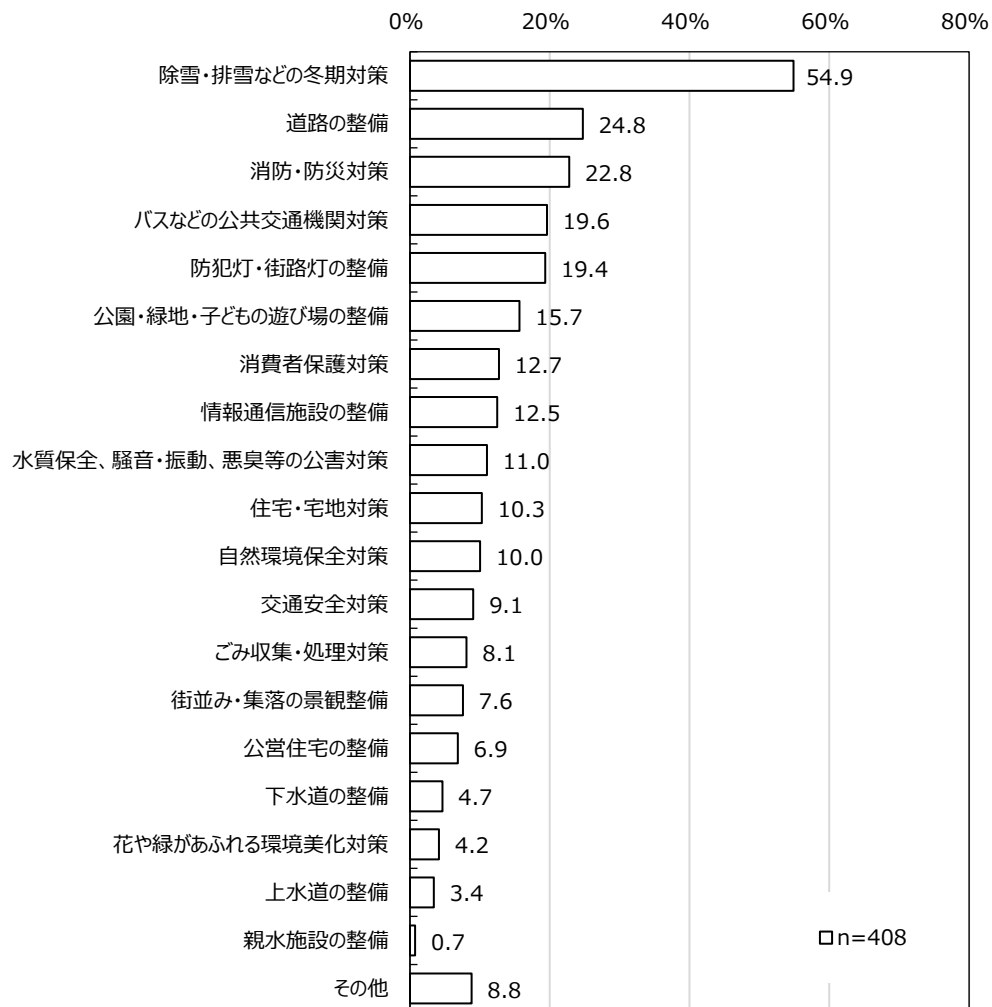
重回帰分析：１つの目的変数（今回の場合、全般満足度）を複数の説明変数（項目別満足度）で予測する分析手法。要因分析に使われる最もスタンダードな多変量解析。



6 八雲町の「まちづくり」について

(1) 特に重要だと思う対策（複数回答）

今後のまちづくりを進めるために特に重要と思う対策は、「除雪・除排などの冬期対策」が54.9%でとりわけ多く、以下、「道路の整備」が24.8%、「消防・防災対策」が22.8%、「バスなどの公共交通機関対策」が19.6%、「防犯灯・街路灯の整備」が19.4%となっています。



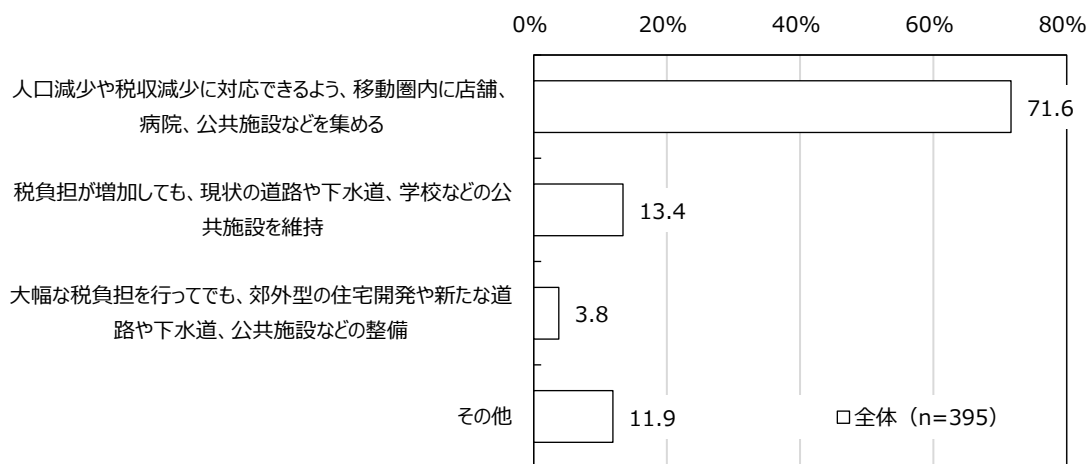
地区	消防・防災 対策	防犯灯・街 路灯の整備	交通安全 対策	消費者保護 対策	ごみ収集・ 処理対策	自然環境 保全対策	上水道の 整備
市街地	55 22.3%	53 21.5%	29 11.7%	31 12.6%	19 7.7%	27 10.9%	4 1.6%
郊外	4 16.0%	6 24.0%	3 12.0%	2 8.0%	3 12.0%	5 20.0%	4 16.0%
落部地区	18 24.7%	12 16.4%	3 4.1%	9 12.3%	4 5.5%	4 5.5%	5 6.8%
熊石地区	16 26.2%	7 11.5%	2 3.3%	10 16.4%	6 9.8%	5 8.2%	1 1.6%
地区不明	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	93 22.8%	79 19.4%	37 9.1%	52 12.7%	33 8.1%	41 10.0%	14 3.4%

地区	下水道の 整備	道路の 整備	除雪・排雪な どの冬期対策	公営住宅の 整備	住宅・宅地 対策	情報通信施 設の整備	街並み・集落 の景観整備
市街地	6 2.4%	62 25.1%	137 55.5%	16 6.5%	24 9.7%	31 12.6%	21 8.5%
郊外	2 8.0%	9 36.0%	11 44.0%	0 0.0%	1 4.0%	2 8.0%	1 4.0%
落部地区	9 12.3%	13 17.8%	44 60.3%	3 4.1%	9 12.3%	13 17.8%	2 2.7%
熊石地区	2 3.3%	17 27.9%	31 50.8%	9 14.8%	8 13.1%	5 8.2%	7 11.5%
地区不明	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	19 4.7%	101 24.8%	224 54.9%	28 6.9%	42 10.3%	51 12.5%	31 7.6%

地区	親水施設の 整備	花や緑があ ふれる環境 美化対策	水質保全、騒 音・振動、悪臭 等の公害対策	公園・緑地・ 子どもの遊 び場の整備	バスなどの公 共交通機関 対策	その他	回答者数
市街地	0 0.0%	14 5.7%	29 11.7%	46 18.6%	32 13.0%	25 10.1%	247 100.0%
郊外	0 0.0%	1 4.0%	2 8.0%	0 0.0%	4 16.0%	0 0.0%	25 100.0%
落部地区	2 2.7%	2 2.7%	11 15.1%	9 12.3%	20 27.4%	7 9.6%	73 100.0%
熊石地区	1 1.6%	0 0.0%	3 4.9%	9 14.8%	24 39.3%	3 4.9%	61 100.0%
地区不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 50.0%	2 100.0%
合計	3 0.7%	17 4.2%	45 11.0%	64 15.7%	80 19.6%	36 8.8%	408 100.0%

（２）持続的な発展のためのまちづくり（複数回答）

今後、人口が減少していく中で、町が持続的に発展していくために必要なまちづくりとしては、「人口減少や税収の減少などに柔軟に対応できるよう、徒歩や公共交通などで移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める。」が 71.6%でとりわけ多く、以下、「人口減少に伴って一人あたりの税負担が増加しても、現状の道路や下水道、学校などの公共施設などを現状のまま維持していく。」が 13.4%、「大幅な税負担を行ってでも、郊外型の住宅開発やそれに伴う新たな道路や下水道、公共施設などの整備を積極的に行う。」が 3.8%、「その他」が 11.9%となっています。



地区	人口減少や税収の減少などに柔軟に対応できるよう、徒歩や公共交通などで移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める。	人口減少に伴って一人あたりの税負担が増加しても、現状の道路や下水道、学校などの公共施設などを現状のまま維持していく。	大幅な税負担を行ってでも、郊外型の住宅開発やそれに伴う新たな道路や下水道、公共施設などの整備を積極的に行う。	その他	回答者数
市街地	168 70.0%	33 13.8%	9 3.8%	31 12.9%	240 100.0%
郊外	17 70.8%	5 20.8%	0 0.0%	2 8.3%	24 100.0%
落部地区	52 77.6%	7 10.4%	4 6.0%	4 6.0%	67 100.0%
熊石地区	44 71.0%	8 12.9%	2 3.2%	10 16.1%	62 100.0%
地区不明	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 100.0%
合計	283 71.6%	53 13.4%	15 3.8%	47 11.9%	395 100.0%

7 アンケート調査票

八雲町の今後のまちづくりに関する アンケート調査ご協力をお願い

町民の皆様には、日頃から町政に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび八雲町では、道路や公園などの整備方針や都市づくりの指針となる「八雲町都市計画マスタープラン」の見直しを行う予定です。

本調査は、計画の策定にあたり、町民の皆様のご意見をお聞かせいただき、これからのまちづくりを考える貴重な資料とするために実施するものです。

お忙しいところ恐縮ですが、今後のまちづくりを、皆様とともに考えていきたいと思っておりますので、調査の目的、趣旨をご理解のうえ、率直なご意見をお聞かせください。

なお、このアンケートは統計的に処理し、本調査の目的以外に利用することはありません。

令和3年9月

八雲町長 岩村 克詔

「八雲町都市計画マスタープラン」

概ね20年後を目標として、市街地などの土地利用や道路や公園などの整備の方針などを示した都市づくりの指針となる計画です。

調査票の記入について

- ・調査対象は、年代別、居住地域別の配布数を設定した上で、住民基本台帳より無作為に1,200人を抽出しました。
- ・回答は、できる限り宛名の本人がお答えください。ご本人の記入が難しい場合は、ご家族の方等が記入されても構いません。
- ・ご記入の内容は**令和3年9月1日現在**としてください。
- ・回答は、設問ごとに該当する番号を○で囲んで下さい。なお、該当するお答えが見当たらない場合は「その他」の欄の（ ）内に具体的な内容を記入して下さい。
- ・ご回答いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて、10月18日(月)までに郵便ポストへ投函をお願いいたします。(切手の必要はありません。)

本調査についてのお問い合わせは、お手数ですが下記の連絡先までお願いいたします。

【連絡先】八雲町役場 建設課 都市計画係

電 話：0137-62-2115（内線285）

担 当：池田

お問い合わせ時間：（月～金：平日）9：00～17：00

今後のまちづくりに関するアンケート調査票

質問 1 あなた自身のことについて

(1) あなた自身のことについてお答えください。(それぞれ1つ選択)

①性別	1. 男性 2. 女性			
②年齢	ア. 20 歳代 オ. 60 歳代	イ. 30 歳代 カ. 70 歳代	ウ. 40 歳代 キ. 80 歳以上	エ. 50 歳代
③職業 (主たるもの)	1. 農林業 2. 製造業・建設業 3. 卸小売・飲食業 4. その他サービス業等(公務員を含む) 5. パートタイム・アルバイト 6. 主婦(夫) 7. 無職 8. 学生 9. その他()			
④家族構成	1. 単身(一人暮らし) 2. 夫婦のみ 3. 夫婦と子(18 歳未満の子がいる) 4. 夫婦と子(子は 18 歳以上) 5. 一人親と子(18 歳未満の子がいる) 6. 一人親と子(子は 18 歳以上) 7. 夫婦と親 8. 親と子、孫(三世代以上同居) 9. その他()			
⑤八雲町での 通算居住年 数	1. 5 年未満 2. 5 年以上 10 年未満 3. 10 年以上 20 年未満 4. 20 年以上			
⑥居住地域	1. 黒岩方面	黒岩、山崎、花浦		
	2. 市街地(線路上)	住初町、栄町、宮園町、末広町、出雲町、相生町、三杉町、緑町		
	3. 市街地(線路下)	元町、東町、本町、富士見町、東雲町、豊河町、内浦町、立岩		
	4. 大新方面	熱田、春日、大新		
	5. 上八雲方面	上八雲、鉛川、富咲		
	6. 落部方面	浜松、山越、野田生、桜野、東野、わらび野、落部、栄浜、入沢、旭丘、下の湯、上の湯		
	7. 熊石地域	全域		
⑦お住いの住 宅の種類	1. 一戸建て(持ち家) 2. 一戸建て(借家) 3. アパート・賃貸マンション 4. 公営住宅 5. 社宅・官舎・寮 6. 老人ホーム、グループホーム等の福祉施設 7. その他()			

質問2 交通手段について

(1) 自家用車の有無(台数)についてお答えください。(1つ選択)

- | | |
|---------------------------|------|
| 1. 有(台) | 2. 無 |
|---------------------------|------|

(2) あなたが最もよく利用する交通手段をお答えください。(1つ選択)

- | | | | | |
|---------|--|-------|---------|--------|
| 1. 自家用車 | 2. JR | 3. バス | 4. タクシー | 5. 自転車 |
| 6. 徒歩 | 7. その他() | | | |

(3) 自宅から最寄りのJR駅まで徒歩でどれくらいかかりますか。(1つ選択)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 5分未満 | 2. 5～10分未満 | 3. 10～15分未満 |
| 4. 15～20分未満 | 5. 20～30分未満 | 6. 30分以上 |

(4) 自宅から最寄りのバス停まで徒歩でどれくらいかかりますか。(1つ選択)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 5分未満 | 2. 5～10分未満 | 3. 10～15分未満 |
| 4. 15～20分未満 | 5. 20～30分未満 | 6. 30分以上 |

(5) 普段、JRをどのくらいの頻度で利用していますか(通勤・通学を含む)。(1つ選択)

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 1週間に2～3回程度 | 3. 1週間に1回程度 |
| 4. 1ヶ月に1～3回程度 | 5. 数ヶ月に1回程度 | 6. 利用しない |

(6) 普段、バスをどのくらいの頻度で利用していますか(通勤・通学を含む)。(1つ選択)

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. ほぼ毎日 | 2. 1週間に2～3回程度 | 3. 1週間に1回程度 |
| 4. 1ヶ月に1～3回程度 | 5. 数ヶ月に1回程度 | 6. 利用しない |

質問3 八雲町での暮らしについて

(1) 居住環境で重要と考えるものはなんですか。(3つまで選択)

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 買い物や通院などの利便性 | 2. ゆとりある閑静な居住環境 |
| 3. 公共交通の利便性 | 4. 車での移動しやすさ |
| 5. 災害時の安全性 | 6. 治安及び防犯上の安全性 |
| 7. 公園や緑地などの環境 | 8. 良好な景観 |
| 9. 良好な地域コミュニティ | 10. その他() |

(2) 現在お住まいの地域に今後も住みたいと思いますか。 (1つ選択)

1. 住みたいと思う ⇒ (3) へ
 2. 町内の他の地域に移りたい ⇒ (4) へ
 3. 他の市町村に移りたい(市町村名:) ⇒ (4) へ
 4. わからない ⇒ (6) へ

(3) 上の質問(2)で「1. 住みたいと思う」と答えた方にお聞きします。住みたいと思う理由は何ですか。1～10の番号のうち優先順位の高い順に3つまでご記入ください。

1. 家や土地を持っているから
 2. 先祖代々八雲町に住んでいるから
 3. 現在の仕事を八雲町で継続したいから
 4. 近くに親族や友人が多くいるから
 5. JR駅やバス停に近いなど、交通利便性が良いから
 6. スーパーやコンビニなどが近所に充実しているから
 7. 幼稚園・保育園が近い、公園が多いなど、子どもを育てる環境が良いから
 8. 医療や福祉サービスなど、高齢期に暮らしやすい環境が整っているから
 9. 現在の居住環境や周辺環境に不満がないから
 10. その他 ()

1 位	2 位	3 位

(4) 上の質問(2)で「2. 町内の他の地域に移りたい」「3. 他の市町村に移りたい」と答えた方にお聞きします。他の地域や市町村に移りたいと思う理由をお答えください。 (3つまで選択)

1. 上・下水道やごみ処理施設などの生活環境施設が不十分
 2. 災害時の不安
 3. 道路・交通の便が悪い
 4. 保健・医療環境が不十分
 5. 福祉環境が不十分
 6. 子育て・教育環境が不十分
 7. 買物の便が悪い
 8. 働く場が不十分
 9. 都会で生活したい
 10. その他 ()

(5) 上の質問(4)で「2. 災害時の不安」と答えた方にお聞きします。不安を感じることをお答えください。(3つまで選択)

1. 避難所が遠い、または分かりにくい
2. 避難道路が狭い、または遠い
3. 消防車、救急車等、緊急車両が駆け付けにくい
4. 周りに古い建物が多く火災が心配
5. 降雪時の除雪対策に不安がある
6. その他()

(6) 八雲町の生活環境の現状について、以下の項目の満足度をお答えください。

(それぞれ1つ選択)

評価する項目	満足	やや満足	やや不満	不満
① 道路の整備	1	2	3	4
② 歩道など交通安全施設の整備	1	2	3	4
③ 街路灯、防犯灯の整備	1	2	3	4
④ 冬期間の除雪・排雪	1	2	3	4
⑤ 公園や子供の遊び場などの整備	1	2	3	4
⑥ バスなどの交通機関の便利さ	1	2	3	4
⑦ 買物など日常生活の便利さ	1	2	3	4
⑧ 医療機関の利用の便利さ	1	2	3	4
⑨ 防災・救急体制の整備	1	2	3	4
⑩ 保育園等の児童福祉施設の整備	1	2	3	4
⑪ 高齢者・障がい者のための福祉施設の整備	1	2	3	4
⑫ 学校教育施設の整備	1	2	3	4
⑬ 公民館などの社会教育施設の整備	1	2	3	4
⑭ 体育・スポーツ施設の整備	1	2	3	4
⑮ 働く場所や働く環境	1	2	3	4
⑯ ごみ収集、し尿処理の状況	1	2	3	4
⑰ 上水道・下水道の整備状況	1	2	3	4
⑱ 公営住宅などの整備状況	1	2	3	4
⑲ 街並み・景観	1	2	3	4
⑳ 緑の豊かさなど自然環境	1	2	3	4

(7) 前頁の全項目を総合的に判断して生活環境全般の満足度をお答えください

(1つ選択)

- | | | | |
|-------|---------|---------|-------|
| 1. 満足 | 2. やや満足 | 3. やや不満 | 4. 不満 |
|-------|---------|---------|-------|

質問4 八雲町の「まちづくり」について

(1) 今後のまちづくりを進めるために、特に重要と思う対策についてお答えください。

(3つまで選択)

- | | | |
|----------------------|-------------------------|-------------|
| 1. 消防・防災対策 | 2. 防犯灯・街路灯の整備 | 3. 交通安全対策 |
| 4. 消費者保護対策 | 5. ごみ収集・処理対策 | 6. 自然環境保全対策 |
| 7. 上水道の整備 | 8. 下水道の整備 | 9. 道路の整備 |
| 10. 除雪・排雪などの冬期対策 | 11. 公営住宅の整備 | 12. 住宅・宅地対策 |
| 13. 情報通信施設の整備 | 14. 街並み・集落の景観整備 | 15. 親水施設の整備 |
| 16. 花や緑があふれる環境美化対策 | 17. 水質保全、騒音・振動、悪臭等の公害対策 | |
| 18. 公園・緑地・子どもの遊び場の整備 | 19. バスなどの公共交通機関対策 | |
| 20. その他 (| |) |

(2) 今後、八雲町においても人口が減少することが予想されています。人口減少が進行する中で、八雲町が持続的な発展を遂げていくためには、どのようなまちづくりを行っていくべきだと思いますか。

(1つ選択)

- | |
|--|
| 1. 人口減少や税収の減少などに柔軟に対応できるよう、徒歩や公共交通などで移動できる範囲に店舗、病院、公共施設などを集める。 |
| 2. 人口減少に伴って一人あたりの税負担が増加しても、現状の道路や下水道、学校などの公共施設などを現状のまま維持していく。 |
| 3. 大幅な税負担を行ってでも、郊外型の住宅開発やそれに伴う新たな道路や下水道、公共施設などの整備を積極的に行う。 |
| 4. その他 (|

質問5 その他、今後のまちづくりについて思いつくことを自由に記入してください。

ご協力ありがとうございました。

資料 4. 策定経緯

◆第 1 回庁内検討委員会

日時：令和 4 年 5 月 9 日（月）10：00～

場所：八雲町役場 3 階 議員控室

内容：都市計画マスタープランの改定素案の概要について

用途地域の変更について

都市計画道路の変更について

マスタープラン改定に係る今後のスケジュール

◆第 1 回八雲町都市計画審議会

日時：令和 4 年 9 月 2 日（金）14：00～

場所：八雲町役場 3 階 議員控室

内容：会長及び会長代理の選任について

八雲町都市計画マスタープランの改定について

用途地域及び都市計画道路の変更について

◆第 2 回八雲町都市計画審議会

日時：令和 4 年 12 月 5 日（月）14：30～

場所：八雲町役場 3 階 議員控室

内容：委嘱状の交付

会長及び会長代理の選任について

八雲町都市計画マスタープランの北海道庁協議を経た変更点の説明について

都市計画の変更について

◆第 2 回庁内検討委員会（書面開催）

日時：令和 4 年 12 月 7 日（月）～ 令和 4 年 12 月 20 日（火）

内容：都市計画マスタープランの改定素案について

◆第 3 回八雲町都市計画審議会

日時：令和 5 年 3 月上旬（予定）

場所：八雲町役場 3 階 議員控室

内容：都市計画マスタープランの改定について

都市計画の変更について

資料 5. 用語の解説

◆あ行

オーバーパス：道路が鉄道と交差する時、道路が鉄道の上を通る立体交差のこと。踏切がないため、円滑な車の通行が可能となる。

域内循環：地域内でエネルギーや原材料などを調達し、地産地消を進めることで資金や資源を地域内で循環させることで、地域の活性化を図る考え方。

◆か行

官公庁施設：国や地方公共団体がその業務遂行のために所有、管轄する施設のこと、役場、法務局、税務署等がある。

居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。立地適正化計画において定める。

区画道路：都市における道路網の末端を構成するもので、補助幹線道路又は幹線道路と接続して個々の宅地への交通に対してサービスする道路。地区住民の日常生活のために利用されるもので、交通量も少ない。新しい住宅地整備においては、8mの幅員で整備されている道路が該当する。

クリーンエネルギー：大気汚染や地球温暖化など、環境に負荷のかかるリスクの低い、またはほとんどないエネルギーを指し、代表的なものとして太陽光発電や風力発電などの自然エネルギーが挙げられる。

高次都市機能：一市町村あるいは、複数市町村に1つ配置されるような機能。公民館等は町内に複数箇所設置しているが、役場や広域公園等はひとつの町に一つしかないため高次都市機能に位置づけられる。

コミュニティバス：従来の路線バスでは十分に対応しきれない部分において、地域の 実情合わせ住民の移動のしやすさを確保するために運行するバス。

◆さ行

菜園付き住宅：家庭菜園スペースが設けられた住宅。

シビックコア地区：シビック（都市の・市民の）＋コア（核・中心部）を意味し、国の機関を集約化した施設、地区のこと。庁内に分散する官公庁施設を集約することにより、住民の利便性が高まる。

集合住宅：マンション、長屋など数戸の住宅が一緒になって一棟となっている住宅のこと。

生涯学習：一生涯かけて取り組める学習プログラム。一般の教育プログラムに対して、工芸、音楽、レクリエーション活動等がこれに該当するが多様なメニューが想定される。

親水空間：川と水とふれあえるよう、休憩スペースや公園等が整備された空間のこと。

総合計画：町政運営の目標とその実現方法を明確にし、計画的なまちづくりを進めるための指針として策定する町の最上位計画。

◆た行

脱炭素：地球温暖化の主因とされる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすること。

地域防災計画：災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

定期借地権：平成4年に施行された借地借家法で新たに規定された借地権。存続期間が満了すると更新されない借地権を活用した住宅等の供給制度。この制度による定期借地権付き住宅は50年の期限付きで借

地権が付与されており、期限到来時には更地で返還する義務を有する。

低・未利用地：都市的な土地利用がされていない（未利用地）または利用されていてもその利用割合が低い土地をいう。市街地は効率的な土地利用による各種施設の整備等を進める事が求められているが、低・未利用地が多く分布することにより、非効率的な土地利用形態となる。

デマンド交通：利用者が電話などで乗車を予約し、乗り合いで利用する新しい公共交通の方式。（デマンド＝要望）

都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や居住拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。立地適正化計画において定める。

都市計画区域：都市計画法及びその他の法令の規制を受けるべき土地として指定する区域で一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域として北海道が指定する。（都市計画法第5条）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：北海道が定める都市計画区域における都市計画の基本的な方針。都市計画の目標や区域区分の有無などが定められ、都市計画区域に定められる都市計画はこの方針に即する必要がある。

都市計画道路：都市計画法により定められる道路（都市施設）のこと。

◆な行

ニーズ：需要という意味。居住ニーズといえば、住民が求めている住宅像という意味となる。

◆は行

バリアフリー：生活上のあらゆる障壁（バリア）を取り除く（フリー）のことをいい、住宅や設備、建築物や公共施設に限らず、生活用品等も含め生活全般において高齢者や障がい者の生活に配慮したもの、状況とすること。

補助幹線道路：道路網のなかで幹線道路を補う道路。補助幹線道路は、幹線道路と区画道路とを連絡し、住宅地内の骨格の役割を果たす。

◆ま行

緑の基本計画：緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に進めるため、その将来像や目標、施策などを定める計画。

木質バイオマス：木材からなる生物資源の総称。樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などがある。

モータリゼーション：道路整備が進み国民の所得増加により、自動車が日常生活の必需品として普及すること。

◆や行

八雲町強靱化計画：大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災、迅速な復旧・復興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

八雲町協働のまちづくり推進プラン：八雲町自治基本条例に基づく八雲町における“協働のまちづくり”を進めるうえでの基本指針。

八雲町自治基本条例：八雲町における自治の在り方（原理・原則）を定めた最上位の条例。自治を行ううえ

で必要な仕組み、自治に携わる主体（住民・議会・行政）の役割・責務・権利・権限を明確に定めている。

優良田園住宅：都市の近郊や農村集落等良好な自然環境を有している地域に立地する戸建住宅。敷地面積、建ぺい率、容積率において国の定める基準に適合することが求められるが、優良田園住宅に指定されることにより、住宅金融公庫融資や開発行為許可、農地転用手続き等を円滑に進めることができる。

ユニバーサルデザイン：高齢者や障がい者のみならずすべての人が使いやすい快適な環境をつくる考え方。道路・交通施設やまちづくり、工業製品等に考え方が用いられる。

用途地域：良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業の適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途や形態を規制・誘導するために 13 種類に区分した地域の名称。（都市計画法第 8 条）

◆ら行

ライフスタイル：衣食住等の生活様式から仕事への取り組み方、住まい方や社会とのかかわり方等を含めた、広い意味での「暮らし方」「生き方」をいう。

八雲町建設課都市計画係

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町 138 番地

TEL (0137) 62-2111 FAX (0137) 62-2120

URL <http://www.town.yakumo.lg.jp/>